速記録

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会 (下流域)

日 時 平成19年12月16日(日)

午後 1時 0分 開会

午後 6時27分 閉会

場 所 徳島県建設センター

7 F 大会議室

[午後 1時 0分 開会]

1. 開会

○河川管理者

会場の皆様、本日は大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから「第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域)徳島市会場/治水・利水」を開催させていただきます。私は本日の司会を務めさせていただきます国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所用地対策官の小野でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

参加者の皆様にお願いがございます。まず、喫煙についてでございますが、会場内は禁煙となっておりますので、たばこをお吸いになる場合は、別に設けております喫煙場所でお願いいたします。喫煙場所は7階、この会場の入り口を出て左側のフロア及び3階のフロアとなっております。喫煙場所には立て看板を設置しておりますので、ご確認をお願いいたします。次に携帯電話についてでございますが、会を行っている間は、電源をお切りになるか、マナーモードにしていただきますようにお願いいたします。また、この会場の外になりますが、入り口を出て左側に飲み物を用意しておりますので、ご自由にお飲みください。ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

会議に先立ちまして、配付資料の確認を行いたいと思います。封筒の中をごらんください。1枚目に配付資料の一覧表が入っております。配付資料は、資料1「議事進行表」、A4の一枚ものでございます。資料2「『吉野川流域住民の意見を聴く会』グラウンド・ルール」、資料3「意見記入用紙」、資料4「吉野川水系河川整備計画 策定の流れ」、カラーA4の一枚ものでございます。資料5「ニュースレター」、第5号、6号、7号の速報版、カラーA4の裏表でございます。「吉野川水系河川整備計画【再修正素案】」、冊子版でございます。「吉野川水系河川整備計画【再修正素案】」、冊子版でございます。「吉野川水系河川整備計画【素案】に係る『ご意見・ご質問』に対する四国地方整備局の考え方について」、厚い冊子版でございます。「『ご意見・ご質問』に対する主な項目の説明資料」、こちらのカラーコピー版でございます。「説明資料」、白黒のパワーポイント版でございます。あと、リーフレットでございます。

ファシリテータのNPO法人コモンズの資料といたしまして、水色の用紙「特定非営利活動法人 コモンズについて」。それから、裏面で「『吉野川流域住民の意見を聴く会』へのスタンスについて」。「『吉野川流域住民の意見を聴く会』参加者のみなさんへのお願い」、「『吉野川流域住民の意見を聴く会』における匿名による意見表明につい

て」、一枚ものでございます。

以上でございますが、不足等ございましたら、お近くのスタッフまでお申しつけください。なお、意見記入用紙につきましては、受付に意見回収箱を設置しておりますので、 入れていただければと思います。

次に、参加者の皆様にお願いいたします。本会議の参加に当たっては、先ほどの資料の「グラウンド・ルール」の4ページ目に「4.1 参加者」という項目がございます。 ご一読の上、ご協力いただきますようお願いをいたします。

また、本会議は公開で開催されており、速記録につきましては会議後ホームページに 公開するよう予定しております。どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の議事進行表に従いまして、議事を進めさせていただきます。まず、 初めに開会に当たりまして、国土交通省四国地方整備局河川調査官の大谷よりごあいさつ を申し上げます。

2. 挨拶

○河川管理者

皆さんこんにちは。四国地方整備局河川調査官の大谷でございます。今日は吉野川の河 川整備計画策定のための流域の皆さんのご意見を伺う会、第3巡目ということでごあいさ つさせていただきます。

吉野川の河川整備計画につきましては、平成18年6月に素案を、そして12月に修正素案を公表させていただいたところでございます。この素案及び修正素案に対して、丁寧に、幅広く、公平に流域の多くの皆様方からご意見をいただくため、これまで流域内各所におきまして2巡、合計22回の流域の皆様のご意見を聴く会、また、市町村長の意見を聴く会、そして学識者の会議を開催するとともに、パブリックコメントを、郵送等によるアンケートでございますが、実施してご意見募集をしてきたところでございます。

これらの取り組みを通じまして、流域内各地区よりそれぞれの皆様のお立場、吉野川の状況に応じまして、合計で1900件を超えるご意見をいただいています。今回これまでにいただいたご意見を踏まえ、再度修正を行い、吉野川水系河川整備計画再修正素案を作成しました。

この再修正素案につきましては、第1回、第2回の取り組みを通じていただいたご意 見を反映させるため、延べ129カ所の修正をしております。また、いただいたすべてのご 意見につきまして、テーマごとに四国地方整備局の考え方を整理し、できる限り再修正素 案に反映するとともに、反映できないご意見については理由をつけてお示ししているところでございます。

本日は流域内各地区でいただいたご意見のうち、主なものや当会場に関連の深い項目を中心に説明をさせていただきます。説明を十分お聞きいただきまして、説明の内容や再修正素案に対するご意見を賜りますようお願いします。

以上、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いします。

3. 議事(1)

「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行について

○河川管理者

それでは、「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行について説明させていただきます。 今回開催します「吉野川流域住民の意見を聴く会」は、公平で中立な立場から議事進行す ることを目的としまして、会議の進行役を第1回及び第2回の「吉野川流域住民の意見を 聴く会」と同様に、特定非営利活動法人コモンズにお願いをしております。このような立 場の方はファシリテータと呼ばれまして、近年このような会議の進行役として多く導入さ れるようになってきております。

それでは、ファシリテータを引き受けてくださいました特定非営利活動法人コモンズの代表理事である喜多さんより、「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行についてご説明いただきたいと思います。喜多さん、よろしくお願いいたします。

○ファシリテータ

皆さんこんにちは。ただいまご紹介いただきましたNPO法人コモンズの喜多と申します。コモンズについてですけれども、この会に今回3巡目ということで、ほとんどの方は一度はお目にかかっているとは思いますけど、中には初めての方もいらっしゃるようなので、簡単にコモンズについてご説明いたします。この青い紙の「特定非営利活動法人 コモンズについて」に書いてございますけれども、町づくりや公共空間の整備における市民参加と合意形成の支援をミッション、役割とするNPO法人ということで、今回この会の進行の役割を受けさせていただいております。

先ほどもご紹介がございましたように、グラウンド・ルールというルールがございまして、それに基づいて、公平に皆さん方の意見表明、あるいは皆さん方の間の意見交換の場を提供していきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたしたいと思います。

それから、こちらに青い紙の中に「匿名による意見表明について」という紙がございます。今回こういった場で皆さん方の意見表明あるいは意見交換をしていただくことになっていますけれども、中には匿名の上で、つまりご自身のお名前を隠した上で意見を表明されたいという方がいらっしゃるかもしれませんので、その場合には、私どもNPOを通じて国土交通省の方に意見を伝えるようにしたいということで、こういった匿名による意見表明という場を設けてございます。

1つは、裏面に意見の記入欄がございますので、こちらの方にお名前とご住所、それから意見内容を書いていただいて、私どもに直接お渡しいただきますか、ファクスでお送りいただく、あるいはこちらにホームページのアドレスも書いていますので、そちらのホームページの方にお送りいただければ、皆様のお名前ですとか所在地、そういった個人情報を一切伏せた上で、意見内容のみを事務局の方にお伝えしたいと思います。

ただし、こちらの欄にお名前とか書いていますけど、これは意見内容を場合によっては確認させていただく必要がある場合もございますので、その場合にこちらから連絡を差し上げるために住所とか連絡先を書いていただくようになっていますけれども、これらの情報は一切伏せた上で内容のみをお伝えしたいと思いますので、もし必要とあれば、こちらの方もご利用いただければと思います。

以上簡単ですけれども、進行についてはご説明いたしました。皆さんご協力をよろしくお願いいたします。

○河川管理者

喜多さん、どうもありがとうございました。

それでは、ここからの議事はファシリテータにお願いをいたします。本日のファシリテータですが、コモンズメンバーである副代表理事の澤田さんが務めていただけると伺っております。澤田さん、よろしくお願いをいたします。

○ファシリテータ

皆さんこんにちは。今日の進行を担当しますコモンズの澤田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に今日の進行関係ですが、皆さんのお手元の方に議事次第があります。今日の会場、13時から17時でございますが、意見が多い場合ですね、1時間の延長を予定したいと思います。したがいまして、一応紙には17時と書いていますが、多くの意見があった場合、18時まで延長したいと思います。あらかじめご了承いただきますようお願いをした

いと思います。

それから、この徳島会場においては、看板にありますように、大きくテーマを3つに分けようということで、今日12月16日が治水と利水のテーマになっております。したがいまして、今日のこの会場については、治水と利水についての意見交換を対象にしています。ちなみに、1月14日が環境と維持管理、それから1月27日が全般・その他ということでございますので、一応今日はこの中で治水と利水を予定しております。

第1回、第2回、この徳島会場においては非常に多くの方がいらっしゃいまして、追加の開催もございました。その中で超過の洪水ですね、こういったご意見であるとか、あるいは堤防に関してのご意見であるとかいうふうなところの、さまざまな意見が多く出ております。

早速ですが、今から入っていきますけれども、まずこの治水・利水に関しての国土交通 省からの説明を最初にいただきたいと思います。おおむね1時間で説明を終わって、休憩 を挟んでから意見交換に入っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○参加者(Aさん)

ちょっと待ってください。議事進行についてちょっと。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。マイクをちょっと。では、最初に議事進行についてですね。まずお名前とお所をいただきたいと思います。

○参加者(Aさん)

徳島市のAです。今日は第3回目ということで始まったわけですけれども、今回は治水と利水というテーマに絞って話をされる、あと順次ほかのテーマについては後日、こういう分け方で説明されましたね。そういうことでよろしいですか。

○ファシリテータ

ええ、現時点ではそういう予定です。

○参加者(Aさん)

ただ、1回目、2回目とやってきて、大きな問題が明らかになったと思うんです。それは、コモンズさんの方からも国土交通省の方に意見を出されました。十分な意見交換ができていないのではないか。それで、意見交換の場を深める、意見を深めるということが、実はこういう意見聴取の中では非常に大事なことであるというふうなことから、この第3回に当たっては意見提案をされたと。それに対して今回の意見交換の場が持たれたと、こ

ういうふうに理解しています。

したがって、そういうところから、議事進行に当たっては、第2回並びに追加開催のときのように、意見を制約したり、それから議論をするということについて途中で途切れさせたりとかいうふうなことのないようにしていただきたい。そうしないと、今回持つ意味がありません。この点についてどのようにされるのかということを是非しっかりとお聞きしておきたい。これが第1点です。

それで、もう1つは、やはり意見を深めるということは、この意見聴取を通じてよりよい整備計画を作るということに本来の目的があるわけです。したがって、こうした意見交換がどういう形で整備計画の内容、つまり決定に生かされていくのか。こういう決定のプロセスについても、これは当然ながら今まで十分に説明はなかったと思います。それはいつごろなのか、どのような形でしていくのか、どういう形で決定するのか、こういうことについても前もって、これはやはり今日の議論をよりよくするためにも是非とも十分な説明が必要かと思います。

この主に2点について、コモンズさんもしくは国土交通省さんの方から十分な説明を いただきたい。それについて質疑応答をまずやってもらいたいというふうに思います。

○ファシリテータ

はい、わかりました。今のAさんの方から2点について、議論に入る前に少し明らかに したいというふうなことでございます。

今日のこの会に今から入りますけれども、まず1点目、深い議論というご意見だったと思いますが、そちらについては、一応今この会議はグラウンド・ルールで動いております。私どもコモンズについては進行ということでございまして、現在徳島会場は大きく3つのテーマ、今日が治水・利水、そして次が環境・維持管理、それから全般・その他ということでございました。まず、分け方については、事務局の方からこの3つに分けたということをちょっとお答えいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

○河川管理者

徳島河川国道事務所で副所長をしております熊岡です。運営と広報の方を担当しておりますので、私の方からお答えしたいと思います。

従来の徳島市会場はいつも意見がたくさん出いまして、なかなか皆さん意見を言う機 会がないと。また、ものによってはなかなか議論できない意見もあるということで、今回 コモンズさんの意見書に沿いまして、3つに分けてテーマを設定させていただいたという ことでございます。

それで、議論ですが、今日は一応治水・利水ということで皆さんお忙しい中集まっていただいていると思いますので、そちらの方の議論を進めさせていただければと思います。 以上です。

○ファシリテータ

はい、わかりました。今事務局の方でお答えいただきましたと同時に、ちょうど私ども コモンズの方も意見書を出しました。その中では、よりよい意見交換ができるような場に してほしいという意見書でございます。

これについては、このテーマについては事務局の方で決められましたけど、一応私どもについては、やはり時間不足であったであろうということがあります。それから、やっぱりテーマがあちこち飛ぶという格好があって、今の事務局の方の提案については、深い意見交換が前よりはできるだろうという判断をしております。これが1点目でございます。

2点目についてです。意見反映についてのところでございます。こちらについては、 今日の進行から申しますと、私どもコモンズの判断としては、3番目の全般・その他という議論かと思いますけれども、しかし今ご質問があったので、これはちょっと簡単になるかと思いますが、この議論はできましたら3回目に深く議論させていただきたいと思いますが、意見がございますので、これについては意見反映について若干コメントの方を事務局の方でいただきたいと思います。簡単にお願いをしたいと思います。

はい、お願いいたします。

○河川管理者

四国地方整備局で河川計画課長をしております岩男と申します。よろしくお願いいたします。

策定のプロセスということですが、策定のスケジュール等を含めた話かと思いますけれども、今まで第2回、2巡目までの意見交換を進めさせていただいておりまして、関係者の皆様からできるだけ幅広く、丁寧かつ公平に意見をお聞きするということで、こういう進め方をさせていただいているところでございます。

それで、いただきましたご意見につきましては、こちらの方で今回もいただいた意見に 対する考え方ということでお示ししておりますけれども、いただいた意見をできる限り反 映していくと。それから、反映できないものについては、反映できない理由を付して回答 するという形で、あとの取りまとめを進めさせていただいているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては後ほどの説明でもいたしますが、従来の考え方と変わっておりません。現在3回目の意見をお聞きする取り組みを進めておりますので、今後の進め方としましては、3回目の意見の内容を分析した上で判断をしていきたいと考えております。

以上です。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。Aさんからありましたが、できましたら、ちょっと今の。手が挙がっていますか、わかりました。そしたら、大変恐縮ですがあと1回にさせていただいて、今日のこの治水・利水の方へ入らせていただけたらと進行役は今考えておりますので、一度マイクの方をどうぞ。

○参加者(Aさん)

すいません、Aです。

今のお答えは、2つのテーマともちょっと納得しかねるんです。それはなぜかというと、突然こういったことを言い出したわけではないんです。1回目、2回目、追加、この今までの議論を含めて出てきた問題というのが、例えばコモンズさんからの意見として出されていたわけであって、そういう基本的な2つの点について、私が先ほど提案した2つの点について十分な合意がないままに幾ら時間を重ねても、結局またそれが出てくるんです。なぜかといえば、意見というのはお互いの信頼関係の中で違う意見を議論して、そこから新しいものを見出していく、これが本当の深まりのある意見交換の場だと思います。だとしたら、そういうふうな前提条件についてすることは決して遠回りではありません。つまり、そういうことをすることによってお互いの信頼関係ができていって、違う意見が一つの新しいものを生み出すんです。そういう場を作ってほしいということを言っているんです。そういう場がこれまでできていなかったら、追加をしなければいけなくなったりしてきたわけですね。

ですから、そういうことからすると、今のお答えというのは、僕はもうコモンズさんにも、これで十分かとお聞きしたいんです。十分だとおっしゃられてこれから始めようとするのか。私は、そういうことであれば、またなかなか建設的な議論に行かないのではないかということを非常に危惧します。そういう点ちょっと申し上げて。もし、ほかの会場の皆さんから意見がないのであれば、コモンズさんの判断でしてください。

○ファシリテータ

はい、わかりました。今Aさんの方から、意見の交換ですね、ご質問になった部分については十分納得できないと。しかしながら、今日いらっしゃる会の皆さんを含めて、ご判断をいただきたいというようなことでございました。一応少しだけ、どうでしょうかね。はい、どうぞ。ちょっとまだ今議事に入っていませんので、これは議事に入る前のところでございます。

○参加者(Bさん)

徳島のBと申します。今いろいろと意見はあったと思うんですけれども、私はできるだけ本題に早く入っていただいて、本題を十分論議を進めていただきたいと思うんです。いつもこの会場に来て思うんですが、その会議のやり方とか方法に余りにも時間を使い過ぎると、まあ言うなら私たちからすれば非常に不満でございますので、その点申し上げます。それと、もう1つ申し上げたいんですが、私ども何回か参りまして意見を申し上げたんですが、もちろんその申し上げた意見がこの修正案の中にはほとんど入っていないわけなんですが、それはそれで私はいいと思っています。と申しますのは、この会に参りまして

ですが、もちろんその申し上げた意見がこの修正案の中にはほとんど入っていないわけなんですが、それはそれで私はいいと思っています。と申しますのは、この会に参りまして意見を言ったことがすべて採用されるわけではないですね。先ほど説明にもありましたけれども、2000人からの意見が出ているわけですから、全部の意見を取り入れて一つの案を作るというようなことは、これは不可能なんです。私の考え方とまた皆さんの考え方は違うわけですから、違う意見をみんなが言っているんですよね。だから、最終的にそれをどれにするかということは、国土交通省さんのやられることなんです。私たちはこれが一番いいということを言いに来ておるだけなんですから。そこらあたりを考えてね。また、私たちが今まで申し上げたことが採用されておらんことが不満であるとかけしからんということは全くないんですよ。それはそれでいいと思っているんですよ。そのうちの一つでも取り入れてくれれば来たかいがあったなと思っていますから、それでいいわけなんです。

ですから、先ほどからいろいろ会のやり方について論議があるようですが、そういう 論議は後にしていただきたいと思う。まず、本題をやっていただかんと、私たちも年でご ざいますので、7時までも8時までもこの席上に頑張る力はございませんので、本題をま ずやって、そういう先ほど言われたような問題はまた時間があればやるということで、お 願いしたいと。今日のところは早急に本題に入っていただきたいと思いますので、お願い をしておきます。会場にはそういう考え方もあるわけでございます。

○ファシリテータ

はい、お待ちください。会の進め方について、今ご意見をいただいているところです ので。マイクの方をお渡しください。発言される場合は、お名前とご起立を恐れ入ります がお願いをしたいと思います。

○参加者(Cさん)

徳島市北田宮3丁目、Cです。今日私が申し上げるのは、やっぱり議事進行について申 し上げたいと思うんです。

こういう会を、今から何年前ですか、吉野川の審議委員会というのがありました。審議委員会が、10人ぐらいの会ができたのはもう10年もなるんじゃないですか。それが第1回審議委員会。そして、専門の審議委員がそれぞれ答申をして、あれは可決になって本省の方へ、そのときは建設省だったと思うんですが、この結果は一体どうなっているのかというのを聞きたいと。

それから、第2回審議委員会をやったんですよ、またしばらくしてね。やっぱり専門委員が10何名も出て、やっぱりそのときに吉野川をどうするかということは、これは結論が出て答申が出ておるはずなんです。第1回審議委員会、第2回審議委員会、これはもう10年もなるんじゃないかと思うんですけどね。それから、今度これになりまして第1回、第2回、それで今度は第3回です。延々と一体これをいつまでやるんですか、こういうことを。これが一体どうなっとるのかと、こういうことをお聞きしたいと思うんです。

○ファシリテータ

会の進め方について今またご意見がありました。あとお一人、お二人ぐらいお聞きして から少し判断したいと。どうぞ、マイクの方をお願いいたします。

○参加者(Dさん)

徳島市のDと申します。

会の進行についてなんですけれども、先ほど「意見が反映されなくても、それはそれで多様な意見があるのでそのまま行くべき、早く議事に入るべき」というような、「形式にこだわらない」というようなご発言がございましたけれども、私は全く反対でございまして、この大切な吉野川、私たち住民が直接かかわる川の整備に幾ら時間を使ったところで、将来に禍根を残すようなことがあってはならないと思います。ましてや、これから先の安全、危険、それから私たちの子供たちについて、どんな環境を残せるかというような大変大切な議論について時間を惜しむべきではないし、今まで河川管理者に丸投げをしてきたことによって、たくさんの多様性のある生物が絶滅してきたと認識しています。それにつ

いて、私たちも意見を言いたいし、ぜひ本当に守っていくべきものは私たちの手で守らないといけないというふうに感じていますので、時間を決して惜しむべきではないし、十分な議論をするべきだと考えています。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。他はどうでしょうか。

はい、お名前とお所をお願いいたします。今日の会の進め方について。

○参加者(Eさん)

徳島市の南昭和町のEと申します。

まず、この吉野川流域住民の意見を聴く会、これについて江戸時代の発想でないかと思います。やはりお互いに胸襟を開いて問題点を解明していく、これが一番大事なんでなかろうかと。先ほどもごあいさつがありましたように「公正中立に進行していきます」というお話がありましたが、公正中立ということからしましても、やはりこれは意見を聴く会じゃなしに、お互いが信ずるところを述べ合って、そして最善のものを作り出す、こういう発想が今は大事なんでなかろうかと。

昔の「民は之に由らしむべし、之を知らしむべからず」、それから「民の好むところはこれを好み、民の憎むところはこれを憎む」。まあ『論語』とか『大学』に出ておりますが、もう戦後60年余りになっておるんですから、お互いが意見を出し合うという、こういう場をこしらえん限り、これはいろんなところで問題点がふつふつと沸いてきよるように思いますので、以上のことをお願いしたいと思います。

○ファシリテータ

わかりました。ありがとうございました。

では、もう1人にさせていただきまして。はい、どうぞ。

○参加者 (F さん)

進め方について、第1回だったと思うんですが、そのときにも申し上げたのでありますが、今そこに書かれておるように、現在私は「住民の意見を聴く会」に参加してきたつもりでございます。これがいい悪いは別の問題と思うんです。先ほどから、ただ意見を聞きっ放しではおかしいという意見も確かにございます。私もそういう点は気にかかるところでございますが、今回は「住民の意見を聴く会」ということで始まっております。私もそれを承知の上で参加しております。

そこで、やはり議事に入っていただきたいと思うわけですが、それ以外の議論をする

場が必要であれば、私もこれは必要と思います。そういう場が必要であれば、この連続しておる今日第3回、あと4回やるのか5回やるのかは知りませんけれども、そういう別の機会を設けていただいて、議論は議論でやるべき、必要であればね。そういうふうにやっていただきたい。ここでいつものとおり入り口論で時間を費やすのは非常に無駄であると思います。

以上でございます。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。ちょっともうそろそろこちらの方へ、進行の方へマイクをお返しください。ちょっと皆さん一度。

○参加者(Aさん)

いやいや、大事な問題ですよ。では、進行の方でそれを整理してください。

○ファシリテータ

ちょっと一度、皆さんグラウンド・ルールを見てください。資料2にあります。今日は 予定されておりますのは、この治水・利水ということですが、今まだそこへ入る前の段階 でございます。この会は一応グラウンド・ルールに基づいて私ども進行の者、それと皆さ んご参加者の方、いろんなお願いしたい点もあります。

それで、グラウンド・ルールの5ページを見てください。「ファシリテータ」というところであります。これについては、私どもはファシリテータ役でございます。したがいまして、多くのいろんなご意見がある場合、進行方針を私どもで責任を持って決定をさせていただきたいと思います。ただ一方、今日のこの会議のテーマ決めについては、このグラウンド・ルールについては国土交通省の方で決めています。

それから「c.中立性、独立性の確保」にございますように、今もいろんな多くの皆様のご意見があります。あくまで私どもはこれを中立、独立に判断をさせていただきたいと思います。それから「d.不偏性の確保」という中の2つ目ですね、一応多い意見、少ない意見、あるかもしれませんけれども、いろんな意見があると思います。この進め方についてもいろんな多様な意見がございます。多数決では決めたくないというふうに思います。あくまでその中で皆さんに同意いただいた上で、私どもが独立に、私どもの判断でこういった進行を決めさせていただきたいと思います。

その上で、Aさん、もう一度お願いします。

○参加者(Aさん)

議論をするのであれば別の場でするべきであって、今回は住民の意見を聞く場であるというふうな、言葉から言えばそのとおりなんですけれども、そういう場だからそういうやり方でやってもらいたいというふうな意見が1つの典型的な意見かと思います。

私の理解では、そもそも河川整備計画を作るためには、住民と十分な議論をして住民の意見を反映するという、そういう仕組みそのものが今回河川法によって求められている仕組みであって、そういう具体的なやりとりが反映される仕組みでなければ、これは河川法によるよりよい整備計画はできない、そういう本質的な問題だろうと思います。

したがって、そういう点から、どうやって住民意見を反映させたらいいのかということで、この会が始まるずっと前から私たちは提案してきました。さらにもっと前から国土交通省自身の作った吉野川懇談会では、そのような仕組みの答申もされていました。そういうふうなやり方が変わって、いつの間にか急に変わって出されたのが、この「意見を聴く会」というやり方です。したがって、本当にそれで反映できるのか、本当によりよい、これから30年、100年の吉野川を決める、そういう大事な計画づくりのプロセスが大丈夫なのかというふうなことが、ずっと宿題として残ってきているわけです。今日も残ってきているわけです。いいですか。そういう中で、もし議論をする場ではないんだ、別にするんだということであれば、私はこの場におる理由はありません。おることはできない。いいですか。つまりそういう問題だと思うんです。

これはファシリテータさんが今日の場をどういう形で持たれてどういうふうにしていくのかということをきちっと交通整理されないと、このままいけばまた議論の途中で「ちょっと待ってください、たくさんの人が来ているから、みんなが意見を言われるからこの議論はとりあえず待ってください」という形で、深まらないまま終わってしまいます。それで本当にいいんでしょうか。何のために今まで2回やって、追加開催をやって今日になったんでしょうか。そのことをぜひ言っておきたいと思います。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。

この会が始まる前に進行のコモンズの方でもいろいろと議論をしました。今会場の方からいろいろご意見がありましたが、一応コモンズの判断としては、今日のこういった議論については、第3回目の3つ目のテーマに予定があるというようなことを事務局から伺っています。

したがって、こういった議論がないということではなくて、今日は治水・利水を議論

しようと。次回は環境・維持管理を議論しようと。それで、1月27日だったと思います、 そちらの方には今日今出たような意見反映の話であるとか場の話とか、こういった素案以外に、載っていないものがありますので、そういったものを重点的に議論しようということが今提示されております。コモンズとしては進行上、今ご意見があったところが、しないということではなくて、ちゃんと時間を持って重点的にする時間があるという判断を持った上で、今日は治水・利水にしたいということに賛同して、今進行しております。

できましたら、いろんなご意見がありましたが、そういったご意見があるということを、3回目の1月27日ですけれども、全般・その他、いろんな反映とかこの場の持ち方があると思います。そういったところでご議論をいただければと思います。できれば、今日は治水・利水からスタートしたいというように思います。よろしいでしょうか。

今は意見交換の場ということで私どもは考えております。意見を聴くではなくて、今回の今から資料説明をする中には、カラー刷りがあると思いますけれども、言葉としては「意見交換」が入っておると思います。私どもコモンズの方も、よりよい意見交換ということで意見書を出しています。単なる「意見を聴く会」ということでは、進行としては認識をしておりません。ですから、そういった議論としては、今日はまず深めるという意味で、治水・利水をしたいということで賛同をしております。よろしいでしょうか。

ちょっとそろそろこれぐらいにさせていただきまして、お願いをしたいと思います。 今お2方挙がっておりますが、ご了承ください。できましたら進行役の権限で、治水・利 水についてのテーマで今日の検討に入りたいと思います。ご了承いただきますようお願い します。

長くなりましたが、あくまでも今日は治水・利水、時間が足りなくなれば、また事務局 の方と相談させていただきたいと思います。

一応今日の会場の責任はコモンズがとらせていただきます。甘んじてそれを受けたいと思います。決してそれをやらないということではないので。それで、今日は治水・利水ということでかなりの広報をされて、そのために集まっていらっしゃる方もいらっしゃいます。甘んじて受けます。

○ファシリテータ

この場は意見交換の場ということですので、順番の問題を皆さんが気にされていることは十分認識した上で、先ほど澤田が申し上げたように、本日は治水・利水ということで、 これの是非の議論もあるのは承知していますけれども、もう広報もされて、本日その予定 でお集まりの方もいらっしゃると思いますので、そのテーマについて十分な議論ができる ように進行については心がけていきたいと思いますので、ご協力を賜れればと思います。 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは予定どおりというか、ちょっと時間がずれましたけれ ども、事務局の方から説明していただきたいと思います。

それでは事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

4. 議事(2)

吉野川水系河川整備計画【再修正素案】等について

○河川管理者

それでは、徳島河川国道事務所の河川調査課長をしております井上と申します。冒頭説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

冒頭説明ですが、ちょっと遅くなりましたが、1時間程度かけてさせていただきます。 その後意見交換に移ります。治水・利水に関して、前回の意見が多かった治水対策と吉野 川改修の進め方についてご説明いたします。その後の意見交換についてですけれども、ま ず基本的にはこの項目の順番に行いまして、その後その他、全体を通して治水と利水に関 する意見交換を行いたいと思っております。

今日の冒頭説明では、前回皆様からいただいた意見を紹介しつつ説明を進めたいと思っております。まず、現在策定を進めさせていただいております河川整備計画ですけれども、これは河川整備基本方針とともに、河川法に基づいて策定するものです。河川整備基本方針と河川整備計画の特徴ですけれども、基本方針については、河川の整備に当たっての長期的な基本方針と、河川の整備の基本となる事項を定めるようになっております。一方、河川整備計画については、上のこちらの基本方針にのっとって、具体の施設の整備内容を計画的に実施すべき区間について定めるという仕切りがされておりまして、基本方針については既に平成17年にできております。

現在策定中の河川整備計画の策定の流れですけれども、抜本的な第十堰の対策のあり 方に関する部分と、それ以外の国管理区間に関する部分を切り分けて、2つに分けて進め ることとしておりまして、現在策定中の整備計画については、こちらの第十堰の抜本的な 対策のあり方を除く部分について策定を進めているところです。策定に当たっては、流域 が広く流域の皆様の意見が多様であるため、そのような意見を丁寧に幅広く公平に聞ける よう、学識者、流域住民、流域市町村長の意見を聴く会に分けて、また流域ごとに分けて、 あるいはパブリックコメントなどを通じて意見をいただいているところです。いただいた ご意見については、整理して素案に反映させられるものは反映するという取り組みを、第 1回、第2回、繰り返し行うことで実施しておりまして、今回はその3回目に当たります。

本日の徳島市会場ですけれども、流域ごとに会場の意見を聴く会を分けて実施しているのですが、徳島市会場については意見交換をしっかり行えるように、テーマを治水・利水、環境・維持管理、全般・その他に分けて実施するとお知らせしているところで、本日が治水・利水に関する意見を聴く会ということです。環境・維持管理については、1月14日にここ、同じ会場で行うことになっておりまして、全般・その他については1月27日にホテル千秋閣で行うということでお知らせしております。

皆様からいただいたご意見ですけれども、さまざまな形でいただいたものについて、 大きく6つの項目に分類しまして、さらにその中でテーマあるいは意見要旨ということで、 同じような意見についてはこのように分類してお示ししております。皆様からいただいた 意見を、こちらの分厚い冊子に取りまとめているところです。

また、反映できるものは反映するということで、今回再修正素案、こちらの若干薄い 冊子状になっているものです。こちらが再修正素案になりまして、今回は、ご意見が多か った5つの項目について、皆様のご理解の助けとなるように、ご意見・ご質問に対する主 な項目の説明資料というものをつけさせていただいております。

ちょっと言い忘れたんですけれども、本日の冒頭の説明については、もう1つの冊子になっております「説明資料 (パワーポイント)」というような、このようなスライドが載っているものを配付させていただいております。こちらと同じものをお見せしつつ説明させていただいております。見にくい方はそちらをごらんいただければと思います。

まず、こちらの再修正素案と考え方の見方についてご説明いたします。まず、再修正素案の見方ですけれども、前回公表しましたのが修正素案で、今回それをさらに修正したということで、再修正素案として公表しております。前回修正した箇所が太字で示されてあったんですけれども、それについては今回明朝体で、細い字でお示しして、今回新たに修正した箇所を太字で、さらに取り消しした文章は二重線でお示ししています。そのような見方をしていただければと思います。

一方、こちらの分厚い方の考え方の見方なんですけれども、皆様からいただいたご意見はこの2つ目の列にすべて掲載しておりまして、それを、同様の内容であるものを意見要旨あるいはテーマということで体系的に整理して掲載しております。反映できるものは、

こちらの再修正素案の関連する箇所を示しておりまして、反映した箇所は太字で示されて おります。反映できないものについては、その理由をこちらの欄に掲載しております。

今日配付している資料ですけれども、国土交通省の関係機関とか関係自治体で閲覧できるようになっております。そのほか、ホームページを通じて閲覧できるようになっております。また、関連する資料などは、こちらの徳島河川国道事務所の吉野川情報室などで閲覧できるようになっております。このような情報の共有に今後も努めてまいりたいと思っております。

広報についてなんですけれども、今回の第3回の意見を聴く会などでもそうですけれども、開催のご案内を広報誌であるとかパトロール車、あるいはリーフレットをお配りしたり、新聞広告、テレビなどを通じてさまざまな形でお知らせしております。開催結果についても、ホームページやニュースレターなどを通じてお知らせしているところです。このような広報も努めてまいりたいと思っております。

ご意見の概要ということで、第2回の意見を聴く会までにいただいたご意見をちょっと整理しておりますので、ご紹介いたします。第2回の意見を聴く会でいただいた意見数が1110件となっております。その多くはパブコメによるものでしたが、その1110件のうち素案に関する意見が742個でした。各回の意見聴取でいただいた意見は、第1回が138個、第2回が121個のテーマに分類されます。第2回の意見の聴取では、素案に関する部分の意見の数は101個だったのですけれども、そのうち9個が新規に追加されたテーマとなります。

前回の開催までに、学識者会議、流域住民の意見を聴く会、流域市町村長の意見を聴く会を計11回開催しているのですが、流域の皆様からさまざまな意見をいただいております。例えば、主なものとしては、学識者の会議では河川景観や整備計画の事業工程、環境目標に関すること、上流域ではダムの洪水調節や濁水対策に関すること、中流域では堤防の整備の進め方あるいは毛田地区に関すること、排水ポンプ車の運用に関すること、下流域については水質の保全とか森林に関する意見をいただいておるところです。

第1回、第2回の意見聴取を通じて修正した箇所の数ですけれども、第1回では68個、第2回までで延べ129カ所修正しているとところです。主な修正した箇所ですけれども、まとめて記載しているのですが、第1回では森林の現状とか関係機関との連携を追加しております。また、施設能力以上の洪水に関することも追加しておりまして、そのほか内容を充実させた項目としまして、たくさんあるのですけれども、主な項目としましては、治

水とか利水とか環境の調和の話であるとか今後の地域住民との連携、そういった部分について内容を充実させていただいております。

第2回の主な修正箇所ですけれども、追加した項目としては堤防の整備の進め方についての考え方を追加しております。内容を充実させた項目としては、流域の森林に関すること、あるいは河川景観、周辺景観と調和した多自然川づくりに関する取り組み、そういったところが今回の主な修正箇所ということで上げさせていただいております。

本日の冒頭説明のやり方をちょっとご説明いたします。今回の説明スタイルとしては、前回の徳島市会場でいただいたご意見を踏まえて、治水・利水については治水対策と吉野川改修の進め方、大きく2つご説明いたしますけれども、それぞれの冒頭で、この各項目、治水対策であればこれだけの項目をご説明するのですけれども、それぞれの中で前回皆様からいただいた意見を紹介して、その反映の状況とか考え方を簡単にご説明した後、それに至る理由とかその背景などを体系的に説明させてもらいたいと思います。

まず、1つ目の治水対策になります。治水対策については、まず治水対策に関する基本的な考え方を説明させていただいた後、洪水対策、堤防補強、内水対策、超過洪水、そういったあたりを順番に説明させていただきたいと思います。まず、基本的な考え方ですけれども、流域の特性としまして、吉野川の最上流部の一部については年間の降雨量が3000mmを超す全国屈指の多雨地帯であります。また、平成16年に至っては上流域で5000mmを超す雨が降りまして、非常に出水による被害が起こったという状況です。

この図が1時間に50mm以上の降雨が発生した回数で、昭和50年代から60年代、近10年間における50mm以上の発生回数を、全国と吉野川流域で経年的に並べている図ですけれども、全国においても、また吉野川においても50mm以上の雨の回数が徐々にふえておりまして、集中豪雨の増加傾向がわかると思います。このようなことから、現状の施設の整備水準以上の洪水が発生する可能性は常に存在していますし、施設整備が完了したとしても計画規模以上の洪水が発生する可能性は存在します。

また、世界的に見ると、平均気温について現時点がこのあたりになるのですけれども、 今後も平均気温が上昇するという傾向が示されておりますし、世界的な平均海面水位がこれまでに上昇してきたと、上昇傾向にあるということが示されておりまして、このような地球温暖化への対応が必要になってくるかと思われますが、素案ではこういった新たな課題の発生に対しては気象条件の変化などの観点を具体的に記述しております。

吉野川の流域の特徴ですけれども、こちらが河口で、岩津、岩津から池田というふう

な見方になっておりますけれども、吉野川の流域については県の西部と北部をつなぐ重要な地域であります。下流からずっと上流に至るまで、このピンクのところで示されておるのが市街地あるいは住宅地ですけれども、住宅地がずっと連続をしているということがわかるかと思います。また、この吉野川沿いに入っている黒い線が既にできている堤防であって、こちらの赤い線がまだできていない、無堤の状態である場所を示しておるのですけれども、特に上流部に至ってはまだまだ堤防整備ができていないという状況がわかるかと思います。

吉野川のはん濫の形態、はん濫の特徴がどうなっているかについてご説明いたしますけれども、下流に至っては被害が広く広がっていく、このような、どんどん下流にはん濫すると、破堤すると被害が広がっていく拡散型のはん濫を示すのに対して、上流については洪水の水位と同様の水位になるというような、閉鎖・流下型のはん濫の形態を示す特徴を持っております。特に下流部に至っては、吉野川の下流から見た航空写真ですけれども、ここの横断図をこちらに示しております、断面図をこちらに示しておるのですけれども、洪水の水位に比べて、こちらの地盤高が低いということで、仮に破堤したらはん濫被害が著しく大きくなる危険性があるということが言えます。

そういったことをちょっとまとめますと、現状での施設の整備水準以上の洪水あるいは超過洪水が発生する可能性は常に存在します。そういうことから、これまで整備してきた治水事業に加えて、今後の治水の整備を行い、被害量を低減させるという取り組みが重要になります。それに加えて、超過洪水などの洪水が発生したものへの対応として、壊滅的な被害を回避する危機管理、あるいは侵水被害を少しでも小さくするための被害を軽減するための対策が重要となります。

そういったことをまとめますと、吉野川の治水に関する考え方で、現状と課題としまして、まず無堤防部については大規模なはん濫被害が発生するということを危惧しております。特に吉野川については、特に上流の無堤部では溢水はん濫被害が頻発しているという状況です。堤防整備済み区間については、近年堤防が決壊したことはないのですけれども、地球温暖化などの状況を踏まえると災害リスクが増大していると言えます。吉野川の洪水規模が大きいときには、漏水や侵食などの堤防が危険になる可能性も考えられます。そういった現状と課題を抱えておるのですけれども、昨今の限られた投資力の中で、投資効果の早期発現のためには重点的に投資していくことが必要です。

重点化すべき事項として、同じく無堤防部と堤防整備済み区間に分けてお示しします

と、吉野川については侵水被害が頻発している無堤部対策に重点的投資をしているところです。堤防整備済み区間については、災害を未然に防ぐための予防的な対策として、人的被害の回避・軽減、危機管理体制の整備というような、人的被害を回避するような取り組み。例えば堤防の漏水・侵水対策のような、破堤が起こらないような、深刻なダメージを回避するような取り組みが重要になります。

以上が治水に対する基本的な考え方ですけれども、以上の基本的な考え方を踏まえて、 ここから個別の中身についてご説明いたします。

まず、洪水対策についてなんですけれども、前回皆様からいただいたご意見はこのようなものでありました。例えば、流下能力の資料を示してほしいであるとか、堤防位置はどのように決まっているのかといったご意見がありました。これについては、本日先ほどお示しした薄い冊子、ご意見・ご質問に対する主な項目の説明資料に掲載しておりますので、また見ていただければなと思います。

また、砂利の採取、河道内の樹木、砂洲に関するご心配をされるような意見でしたけれども、それは素案の河道断面の確保、河道掘削時の砂利採取、樹木伐採の実施というところに観点を記載しております。

上流改修、上流の無堤防部を改修することによって下流がどのぐらい影響を受けるのかというご質問もいただきました。これについては下流のピーク流量の増加量がおおむね200m³/sec程度です。この200m³/secですけれども、河川整備において目標とする流量に下流への、こちらの影響量が含まれているということもお知らせしておきます。

まず、堤防の位置の考え方についてご説明いたします。こちらは先ほどの主な項目と同じ内容になっておりますので、見ていただければなと思います。整備計画素案に示しております、戦後最大規模の洪水に対しての侵水被害を防止することを目標とした堤防整備などが記載されております。堤防の位置ですけれども、基本方針で定められた目標である計画高水流量に対して手戻りがないように、現在の河道能力を基本に上下流一連の区間で無理なく流下能力が確保可能となるように設定しています。堤防の位置ですけれども、おおむね現況の河岸よりも堤内地側、住居側の方に設定しておりまして、平常時の水域環境に影響を与えるものとはなっておりません。自然環境の改変度合いを抑制する計画となっております。また、吉野川の上流域については住居側の平野部が狭いため、貴重な社会活動の場を極力侵さないような、狭めないようなことも考えて、堤防の位置を設定しております。

河道の掘削に際しての配慮事項といたしまして、河道の掘削については、堤防の整備をしてもまだ流下能力が不足する区間について河道掘削を行うことになるのですけれども、その注意事項としまして、配慮事項としまして、平水位以下、こちらの通常の水位よりも下の掘削は行わないように、自然の瀬や淵の状態を残すように、あるいは竹林の伐採面積が極力小さくなるように、広い範囲で河道掘削を実施するという考え方で掘削を行います。掘削に当たっては、砂利採取計画との整合を図りつつやっていきたいと思っております。

築堤あるいは河道掘削に伴う竹林の伐採面積に関して心配されるご意見もありましたが、その面積自体は、整備計画の中で竹林を伐採する面積は14haでございまして、平成14年に比べて5%程度減少することになりますけれども、その面積というのは昭和20年代のころと同じような、整備計画終了後も過去と同様の竹林の面積になるということです。

竹林の伐採箇所を詳細に示してほしいという意見が前回の下流域の会場でありましたので、このような形、こちらの青の斜線で示したエリアで記載しております。こちらのパワーポイントを後ほどホームページとかで公表しますので、またごらんいただければなと思います。こちらが穴吹町のあたりです。それで、こちらが穴吹町、つるぎ町、貞光、ぱっぱっと示しますけれども、また必要であればごらんいただければなと思います。各地区お示しいたします。

岩津上流の無堤部を改修することで下流にどれぐらい影響が出るかというご意見をいただきましたが、それについては平成16年の台風23号と同規模の洪水を流すことで、現在の築堤の状況と整備計画のメニューでお示ししている堤防などの整備が終わった後の状態で200m³/sec程度の流出量が増加します。ただ、この200m³/secについては、今回の整備計画の目標流量の中に見込まれているということでお知らせいたします。

河道内の樹木であるとか土砂の堆積に関して、断面の確保の観点でご心配されるご意見がありましたけれども、まず土砂の堆積状況については、定期的にモニタリングを行って、必要に応じて河道の整正を行ってまいりたいと考えております。河道内の樹木についても、繁茂状況を定期的にモニタリングを行って、必要に応じて伐採していくということで考えております。

以上が洪水対策の築堤と掘削に関することで、ただいまから堤防補強に関するご説明 をいたします。

堤防補強については、目標流量に対する堤防の耐力について心配されるご意見をいた だきました。この堤防の補強に関しては、素案の中に河道断面の確保であるとか堤防漏 水・侵食対策についての箇所に記載してありますので、ごらんいただければなと思います。 漏水・侵食、漏水の被害がどのように起こるか、そういったあたりをご説明いたしま す。こちらの上の写真が阿波市の市場箇所で、鶯谷樋門を設置する際に堤防を開削したと きの堤防の断面の写真になります。こちらがもとの地盤で、旧来の堤防を第1期改修、第 2期改修と順次広げてきた、拡幅してきたというのがわかります。この堤防の中の土砂が、 材料が違っているとか形が複雑であるとか、複雑な構造になっているのがわかります。

このような堤防ですけれども、どのように漏水が発生するかというメカニズムがこちらのイメージ図で示してありまして、吉野川の水位がぐっと上昇した場合、これを伝って堤防の中あるいはその基盤を浸透して、こちらの居住地側に水が吹くという絵になっておりまして、場合によっては、この堤防の中の弱い部分を水が通ってきて細かい土砂の粒子も一緒に吐き出すということで、堤防が危険になる、危ない状態になるということが懸念されております。そういったことを考えますと、既存の河川堤防の信頼性の向上を図るため、破堤しないような、破堤して深刻なダメージを避けるような目的のために堤防とか護岸の補強対策を行っているところで、素案にもそのようなメニューが記載されております。

次が内水対策ですけれども、こちらについて特段の意見はいただきませんでしたけれども、こちらの地区について関連が深いということでご説明いたします。吉野川の内水被害の、吉野川のといいますか、内水被害がどのように起こるかというのをイメージで示しております。こちらが吉野川の本川ですけれども、洪水が来て吉野川の水位が大きく上昇することになりますと、吉野川の水位が居住地側に流れてこないように樋門を閉めます。樋門を閉めたときに居住地側でたくさんの雨が降ると、堤内地、居住地側の水位が上がるということで、内水被害が起こるということになります。したがいまして、吉野川の洪水が大きいときに、まず被害が発生し得ると。さらに雨がたくさん降れば、水位が上がってさらに雨がたくさん降れば、内水被害が起こるということですけれども、堤防が閉め切られた箇所ではこのような内水被害が発生するおそれはあるということです。

そのような現状があるわけですけれども、先ほどお話ししましたように、投資力が限られている中で投資効果を早期発現するためには、重点的に投資していかなければなりません。そのため内水対策については、まず災害を未然に防ぐための予防的な対策として、地元自治体と連携したソフト対策を実施しているところです。また、徳島河川国道事務所では排水ポンプを配備しております。既設、幾つか排水機場があるのですけれども、そのような排水ポンプ場が老朽化することに対して、必要な対策を適切に行っていきたいと考

えております。仮に甚大な被害が発生した地域に対しては、内水被害の危険地域を検証して、浸水被害が著しい地区について排水ポンプ場の新設あるいは増設などの必要な対策を 実施していきたいと考えております。

このような国土交通省が実施するメニューに対して、他事業者が実施する対策もありますので、紹介だけいたします。支川がはん濫することで生じる内水被害については、支川での築堤、堤防の整備などがありまして、都市に降った雨水がたまって内水被害が起こるような被害については下水道の整備であるとか、農地が被害を受けたのであれば農地のための排水ポンプなどもあるかと思います。

いずれにしましても、自治体などとまずソフト的な対策に取り組むことが重要かと思われますけれども、ハザードマップの公表を自治体が実施するということであれば、国土交通省としては技術的な支援、危険地域の周知であるとか水位がどうなるかであるとか、そういった情報を提供するなどの支援をしていきたいと思います。また、それだけではなくて、水害展ですね、地域で啓発活動を行うということであれば、そういったお手伝いもしております。

排水ポンプ車は四国の整備局で合計21台を保有しておりまして、そのうち徳島河川国 道事務所では合計6台保有しております。このような排水ポンプ車については、地元の自 治体から県を通じて要請があった場合、適切に配備していきたいと考えております。

排水ポンプ車に加えて既設の排水機場について、このように国で管理しているものが合計144m³/sec、吉野川全体で162m³/secあるのですけれども、これらを適切に維持管理、運用していくことが重要です。

以上が内水対策に関する説明でありまして、治水対策の最後に、超過洪水に関するご 説明をいたします。

超過洪水については、前回の意見を聴く会で、防災情報に関して非難勧告であるとか 災害マップをお知らせしてほしいというご意見でしたけれども、こういったことに関して は、素案の中で被害軽減策、危機管理の整備にソフト対策の内容を記載しておりますし、 災害情報協議会に関する記述を追加で記載しております。超過洪水に関する意見としまし ては、総合的な治水対策に関するご意見であるとか、堤防の補強に関することのご意見を いただきました。これらについても同様に浸水被害軽減策及び危機管理であるとか、災害 情報協議会に関する記述を追加記載しております。堤防補強に関しては、河川堤防設計指 針に基づいて、先ほどお話しした堤防補強の対策を行っております。 超過洪水に関する対策ということで、先ほどもお示ししたスライドですけれども、お話ししたように、現状での施設の水準以上の洪水あるいは超過洪水というものは発生するということで、今後の治水施設の整備によって被害をどんどん下げていく取り組みがまず重要であって、さらに壊滅的な被害を回避するための危機管理であるとか、被害を小さくするための被害軽減対策によって、超過洪水のようなものが起こったとしても、さらに被害を小さくとどめるような取り組みが重要になります。

総合治水対策の整備イメージとして、このような絵がありますけれども、先ほどお話ししました従来行っている河川改修のメニューであるとか、雨水貯留施設とか公園貯留とかを行って河川の流量を下げるということですけれども、このような総合的な、さまざまな手法で流域の安全度を高めるという考え方、対策が吉野川でどのように適用されるかというあたりをご説明いたします。

総合治水対策について、ちょっと体系的に整理したものがこちらですけれども、河川管理者が実施する築堤であるとか遊水地や放水路などの施設整備、いわゆる河川改修については河川管理者が行うということですけれども、流域自治体が実施する流出量を下げるための対策、あるいは河川管理者と流域自治体が連携して実施する被害を小さくするための対策、このように3つに分けられると思います。

その流出量を抑制する流域対策を実施している河川の事例をちょっと列挙いたしました。東京の鶴見川、神奈川の境川、新川、大阪のあたりの寝屋川とか大和川で河川調整池とか雨水の貯留施設とか、調整池を設置して流域の対策を行っております。このような河川と吉野川では、まず特性が異なるということが言えます。1つ目に、こちら目標の流量ですけれども、大きくても2000m³/sec程度で、吉野川と比べて小さいということが言えます。

その次に、このような河川の流域は、このような河川はいわゆる都市河川と呼ばれておりまして、山林などが流域に閉める割合が小さい、山林などの割合が非常に小さいと。 非常にといいますか、山林などの占める割合が小さい。そのため、流域のほとんどが人為的に手を加えられた都市河川ということになっております。こういった流域では、山林など以外の土地からの流出量が洪水の中で大きな割合を占める特性を有しています。したがって、これまでの都市などの開発を受けて、このような流域対策を行って、目標流量に対して相当程度流域で受け持つことができる河川であります。

一方で、吉野川の流域については約8割が山林になります。そのため、山林などから

の流出量が洪水の中で大きな割合を占める特定を有しておりますので、吉野川ではこのような流域対策を行って、吉野川本川における大規模な流量を下げることは難しいと考えて おります。

仮に公共施設を雨水貯留施設として活用した場合どのようになるのかというのを検討してみました。雨水貯留施設については、こちらの池田から岩津間の平地部から公共施設を選定しまして、ピンクの点で示してある場所なんですけれども、池田から岩津間の公共施設の面積が0.64km²で、岩津の上流域の面積が2800km²に対して0.64と、5000分の1程度でありまして、非常に小規模であるということが言えます。そのため、こちらの下流域の洪水被害を軽減するような効果は期待できませんけれども、こちらの地域で内水被害などの軽減に取り組むのであればいけると、期待することができると考えております。

今お話ししたのが流域の対策ですけれども、被害を軽減するための対策としての二線 堤ですね、被害を軽減するための二線堤という対策も総合治水のメニューとしてあるかと 思います。

他河川で同じく設置されている事例がこのように肱川とかであるのですけれども、宮城県の鳴瀬川では、こちらの写真でありますように、実際にここで破堤したことがありまして、そういう破堤の実績を契機に、こちらのあたりの市街地を守るための対策として、市街地ではない地域をある程度使ってもいいと許容することを考えまして、国道であるとかバイパスを、盛土を高く上げることでこちらの地域を守ったという事例です。

四国にある肱川ですけれども、こちらについても、ここの堤防が越水したという経験がありまして、その経験を踏まえて、こちらの市街地を守るための対策としまして、ここの道路を嵩上げして被害を軽減するという整備を行ったということです。

仮に吉野川で実施したら、どのようになるかということを試算してみました。二線堤の効果を試算する際には、被害が広範囲に、このように拡散するところで二線堤を設置する必要があるのですけれども、この下流部で既設の盛土構造、道路をこのように緑とかで示しておるのですが、この道路を使って試算するということで検討してみました。

二線堤の位置としましては、地方道の松茂吉野線と六条大橋につながる石井引田線、 ここの道路を1メートル嵩上げするということで仮に設定したらどのようになるかという ことを計算してみました。こちらが浸水面積ですけれども、ここでちょっと見えにくいの ですけれども、バツで示してあります。ここが破堤した場合、この二線堤の効果、ここに 二線堤があるのですけれども、どのようになるかという絵です。こちらが二線堤がない場 合で、こちらが二線堤がある場合ですけれども。こちらの下流部においては洪水のはん濫面積が減少するという効果があるのですけれども、こちらの二線堤で囲まれた地区については現況よりも約20cm水深が増大するということで、軒下の浸水が増加するという結果になりました。こちらの地域についても、当然多くの方が住まわれておるのですけれども、こちらのエリアが守られるかわりに、こちらのエリアが浸水被害が増加するという結果になっております。

もう1つの効果としましては、洪水の到達時間がどのようになるかということですけれども、同じくここで破堤した場合、順次洪水が下流に拡散、広がっていくのですけれども、その差を、二線堤がない場合とある場合の到達時間の差をこちらの図に示しておりまして、紫のところについては時間の差がある場合とない場合でほとんど変わらないもの、緑の地区については10分から20分程度の洪水到達時間が変わった。つまり、二線堤があることで、下流の方については二線堤の設置によって洪水が到達する時間が遅くなったということで、地域の防災対策に貢献できる地域もあります。

一方で、こちらの地域については、先ほどお話ししましたように水深が増大する地域 もありますので、地域間のアンバランスが生じるなどの課題もあります。

二線堤は被害、浸水の面積を下げる効果であるとか、洪水の到達時間を小さくする効果 を期待する総合治水対策のメニューですね。

今のお話をちょっと簡単にお示ししますと、特に、最後にお話ししましたようにメリット・デメリットがあると。このような地区では、市街地なのでできるものではないと思うのですけれども、そういう意見がありましたので仮に試算したと。やるわけではなくて、仮に試算したということでお話ししております。

以上のように、総合治水対策の適用に当たっては、そういう市街地を囲むような二線堤を設置するべきではないと。つまり、そのような地区では水深が大きくなるということも考えられますので、そのようなデメリットもあるということも踏まえて、一方で効果がある場所もあるということですね。効果、メリット・デメリットを踏まえて適用する必要があるということをお知らせする必要があると思っております。

そういったことで、自治体として水害に強い町づくりを行いたいということでお話があれば、そういった自治体に対する積極的な支援を行っていきたいと思っております。例えば、雨水貯留施設や貯留浸透施設などを造って、堤防で囲まれた地域の内水被害であるとかを小さくしたいというところがあるのであれば、技術的な支援を行っていきたいと思

っておりますし、そういったハード整備だけでなくて、内水のハザードマップであるとか、 降雨レーダーとか、リアルタイムの情報を収集する取り組みであるとか、光ファイバーの 設置ですね、そういったソフト的な取り組みについても対策の1つに考えられると思いま す。このようなさまざまな自治体の取り組みに対しては、お話ししておりますように浸水 の危険性がある地域の周知であるとか、洪水はん濫の知見の提供とかを行って、市町によ る水害に強い町づくりを支援していきたいと考えております。

例えばハザードマップであれば、流域の市町村がこのようなハザードマップを作られるというのであれば、技術的な支援も行っております。そのほかにも、素案に記載されております危機管理とか被害を軽減する対策というのは、素案に既にいろいろ列挙しております。

例えば河川の情報を収集するために、まず体制を整備して、雨量レーダーから情報を収集して、インターネットあるいは自治体を通じて地域の皆様にお知らせしております。また、災害対策車を配備して適切に派遣するであるとか、通常時あるいは出水時についても巡視を行っております。ハザードマップについて、先ほどお話ししたとおりですけれども、新たな取り組みとして、地域の皆様に浸水の危険性があることをお知らせするような新たな施策を考えております。ほかにも、水防団と連携して訓練を行ったり、情報を共有したり、一緒に訓練を行ったりしておりますし、さまざまな水害に強い町づくりの取り組みを支援しております。

ほかにも防災関連施設としまして、防災ステーションとか水防拠点を整備して、水防活動をしやすいように、あるいは排水ポンプ車を適切に配備できるような準備をしたり、水防資材を準備するために、ここに側帯を用意しておいたり、あるいは光ファイバー網を設置するというようなことが素案に記載されております。

そのような取り組みに加えて、防災・減災・超過洪水対策によって地域の防災力を向上するため、徳島北部災害情報協議会というのが今あるのですけれども、こういった場でも関係機関と連携して危機管理体制を構築するというような具体的な取り組みも積極的に行っていきたいと思っております。

以上が治水対策に関するご説明でして、ここからが2つ目の吉野川改修の進め方に関する考え方になります。

吉野川改修の進め方ということで、前回のご意見の中では、いつまでにやるのかというような工程みたいなのを示せないかということでご意見をいただいておりました。それ

については、素案の整備の考え方に関する記述を追加しております。また、概ねの工程に 関する参考資料として、コラムというものを65ページに示しておりますので、またごらん いただければと思います。

堤防の整備の考え方に至った背景をちょっと説明いたします。同じくこちらが河口で岩津、岩津から池田になります。岩津から下流については第1期改修から含めて約99年たっているということで堤防の整備率が非常に高いのですけれども、岩津から上流については改修着手後41年しかたっていないこともあり、まだまだ無堤地区が残っているということで、実際に浸水被害も何度も起きているという状況です。そういったことを踏まえて、過去から無堤部の改修を行ってきておるわけですけれども、下流から順番に整備をするという基本的な考えなのですけれども、事業効果を早期に発現させるために、国道の関連の事業があるのであればそれと合わせて実施するとか、そういったようなことで、なるたけ早い整備を心がけてきているところです。

流域の特性としまして、これまで上流部、無堤部の中で改修を進めてきましたが、防御対象家屋の増加に追いついていないという絵を示しております。40年代から50年代、60年代、現在に至る過程で、堤防整備をしてきた箇所が約3500棟、こちらのグレーで示してあるところが堤防整備をしてきて守られた家屋数になるのですけれども、そちらはこれまで3500棟の家屋を守ってきました。しかしながら、全体の家屋数が2300棟から7700棟に増えておりますので、まだ無堤、堤防がない地区として残っている箇所のお宅が2300棟から4200棟というふうに増加しておりまして、防御対象家屋の増加に追いついていないということで、各地区で大きな洪水が起こった場合、これだけの大規模な洪水の被害を受ける可能性があります。

実際に無堤防部ではん濫被害が頻発しているという状況を示した絵なのですけれども、 吉野川の上流の無堤地区、左岸と右岸各地区において過去、昭和40年代からの出水で何棟 のお宅が浸かってきたかと、各地区ごとに過去どれだけの家屋数が浸水被害を受けてきた かという絵を示しておりまして、各地区これだけの浸水被害を受けてきておりまして、約 40年間で13回の浸水被害で、総浸水棟数、家屋数は約1300棟に上っております。

そういった状況を踏まえて無堤部対策の考え方としましては、現在事業実施中の区間を優先的に実施すると考えております。未着手区間のうち最もはん濫被害の大きい地区を、その次に優先的に実施したいと。その次については、上下流、左右岸のバランスに配慮しながら計画的に整備を実施したいと考えております。

こちら、下の図が整備計画の再修正素案に示しておりますコラムの絵なのですけれども、現在の予算状況が続いて下流から整備した場合、概ね10年程度で整備の着手が可能な区間を、この図では赤で示しております。これぐらいの進捗があるのではないかと期待しております。

一方、旧吉野川についてなんですけれども、こちらの吉野川の北岸に当たるんですけれども、旧吉野川、今切川についても、国の直轄管理となったときがまだ近年であるということから、当時も治水安全度は非常に低くて対策の延長区間が非常に長い状態でした。 このような河川を対策していくのは非常に長時間を要するということで、特にはん濫被害の影響の大きい区間から順次段階的に整備を実施してきました。

現在に至る過程で段階的に整備を進めてきたのですけれども、堤防整備ができた箇所が旧吉野川、今切川についてはまだ30%でして、残りの70%についてはまだ堤防ができていないということです。また、下流部については、旧吉野川、今切川の洪水の水位に比べて、同じく断面図なのですが、地盤高が洪水の水位よりも低いということで、はん濫した場合の危険性が高いということが言えます。

そのような状況を踏まえて、旧吉野川においての堤防整備については、吉野川の本川と同様に事業実施中の区間の堤防整備を優先的に実施したいと。その次に、想定されるはん濫被害の大きい区間の堤防整備を優先的に実施して、その次に上下流、左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施したいと考えております。こちらの図も、先ほどお示しした図と同様にコラムの中で、現在の予算状況が続いて下流から順次整備した場合、概ね10年間で着手できる区間をこちらの図では赤で示しております。また、事業実施に当たっては、予算状況であるとか社会状況に応じて変わるものだとは思っておりますけれども、素案の理解を助けるための参考資料として掲載しておりますのでごらんいただければなと思います。

以上で中身の説明は終わりますけれども、過去の、今回の第3回の意見を聴く会でいただいている主なご意見をご紹介だけさせていただきます。

第3回の意見を聴く会の取り組みは11月11日からスタートしておりますけれども、その中では川島排水機場を改築しておるのですけれども、そのポンプの排水能力をもう少し大きくできないかということであるとか、早く無堤地区の堤防を閉め切ってほしい、堤防整備をしてほしいというご意見もありました。内水対策はほかの地区もできないのかというご意見であるとか、吉野川の管理について地域の発展や観光も含めて大きな目で見てほ

しいと。

ほかには、次の北島会場、11月24日に行われたものなのですけれども、広島地区の改修を早期にしてほしい、あるいは堤防について早急に工事をしてほしいという、鍋川付近の堤防も早く造ってほしいというご意見をいただきました。

12月2日に上流域の会場で実施した中では、当日お話しした説明内容を素案に反映してほしいという意見であるとか、広報にも努めてほしいということとか、新宮ダム下流に環境用水を流してほしいという意見がございました。

12月9日に実施した本山町の会場では、きめ細やかなダムの操作をお願いしたいということであるとか、濁水問題について抜本的な対策をしてほしい、早明浦ダムの下流区間について直轄、国管理化をしてほしいとご意見をいただきましたので、ご紹介だけいたします。

以上で冒頭説明を終わります。ありがとうございました。

○ファシリテータ

はい、どうもありがとうございました。

今、事務局の方から説明がありました。今から10分間休憩をしたいと思います。この会場には時計がございませんので、皆さん時計を確認してください。ちょっと私の時計がずれているかもしれませんが、おおむね2時35分でございますので、2時45分まで休憩をしたいと思います。10分間休憩してから意見交換をしたいと思います。休憩に入ります。よろしくお願いします。

〔午後 2時37分 休憩〕

〔午後 2時47分 再開〕

5. 議事(3)

1) 質疑応答・意見交換

○ファシリテータ

それでは、ただいまから意見交換に入りたいと思います。

最初に、まずお伺いをしたいと思います。今日、この会場は徳島市会場でございます。 ちょっと私はお伺いしたいと思いますが、今日、この「意見を聴く会」に初めてご参加に なったという方、お手を挙げていただけますでしょうか、初めての方。はい、初めての方 でございますね。お手をおろしてください。それから、ほかの会場を含めてでも結構です が、今日2回目だという方、ちょっとお手を挙げてください。2回目ですね、はい。それ と、3回あるいは3回以上という方、ちょっとお手を挙げてください。そうですか、はい。 多くの方が2回、3回ということでございます。ありがとうございました。

それでは皆さん、今から入りますが、まず私どもコモンズの方の「参加者のみなさんへのお願い」というのがございます。一回ここを確認してみたいと思います。意見発言等々、ルールを申し上げたいと思います。ホッチキスの裏側でございます。「『吉野川流域住民の意見を聴く会』 参加者のみなさんへのお願い」ということでございます。

「参加のルール」というのがありますが、5つございます。1つはもう、もちろんこれは発言者は皆さん平等でございます。それから、できる限りわかりやすい言葉をお使いいただければと思います。3つ目です。ぜひ皆さんご意見いただきたいと同時に、ほかの方が発言されます。ほかの方の発言については、もしかしたら皆さんの意見と違うかもしれませんが、ぜひ意見を尊重していただきたいと思います。意見の違いということをぜひ尊重してください。4つ目のお願いです。テーマでないことへの発言はご協力いただいて控えていただきたいと思います。今日はできましたら治水・利水で進めたいと思います。5番目は時間をうまく使いたいと思います。ご協力願いたいと思います。

今から「発言のルール」を申し上げます。発言につきましては挙手をお願いいたします。そしてご起立いただきまして、おところ、お名前を伝えていただいてから発言をしてください。近くの係の者がマイクを回しますので、マイクをとってからご発言いただきますようお願いいたします。この会の記録については、多くの方にごらんなっていただくということで、意見整理、あるいはホームページ等にのせますから、マイクを持ってからご発言ください。それから、発言が終わりましたらまた係の者にマイクをお返しください。挙手をいただいてご起立して、そしてマイクをとってからお名前とおところをいただいてから発言ということでございます。

今から意見交換に入っていきたいと思います。それではよろしくお願いいたします。 はい、どうぞ。

○参加者(Gさん)

板野町のGでございます。私は初めて参加させていただきましたので、十分理解が進んでいない点もあろうかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

まず申し上げたいのは、現在の吉野川の治水安全度、これは多くの方の意見によりますと、大体40分の1。40分の1というのは非常に危険な川だということですね。毎年毎年2.5%以上の確率で洪水が起こると。洪水が起こると、そうすると破堤のおそれがあると

いう危険度が40分の1だと思うんです。まあ40分の1だから40年間洪水が起こらないんだからいいじゃないかというご意見もあろうかと思います。それは間違いなんです。毎年毎年2.5%の確率で大洪水が起これば破堤の危険性があることを意味しているということです。そうしますと、さいころを、1から6までありますが、2回振ったら両方とも1が出る確率、これは36分の1ですから、2回とも1が出る確率とほぼ同じぐらいの安全度しかないということを意味しているわけでございます。

ところで、私は審議委員会の委員を昔にしておりましたので、その当時の資料と現在出されている資料が随分違っているということに今日初めて気がつきました。前の審議委員会での資料でございますけれども、その当時は吉野川の治水安全度を150分の1に定めておったわけですね。それで、基本高水流量を $2\, \pi 4000\,\mathrm{m}^3/\mathrm{sec}$ というふうに定めておったと思います。それで、これは岩津地点ですが、岩津地点での計画高水流量、計画的に水を流す流量を $1\, \pi 8000\,\mathrm{m}^3/\mathrm{sec}$ というふうに定めておったわけでございます。ところが、今回は岩津地点で基本高水流量を $1\, \pi 9400\,\mathrm{m}^3/\mathrm{sec}$ というふうに大幅にダウンさせている。さらに計画高水流量を $1\, \pi 6600\,\mathrm{m}^3/\mathrm{sec}$ と、これもダウンさせている。

よく考えてみると、前の計画では、ダムが池田ダムとか早明浦ダムとか富郷ダムとか 5 つぐらいだったと思いますが、既存のダムがございますが、これで大体 2 万4000 m³/secのうち3000 m³/secカットするという計画があったわけですね。3000 m³/secカット しているわけです。そのほかに同じぐらいの規模のダムを造ってさらに3000 m³/secカットする。つまり、上流のダム群で6000 m³/secカットするというような計画であったかと 思うんです。それが全く抜けておるということなんです。

さらに、何と申しますか、岩津から第十堰のあるあたりまでの支流から発生する流量、これが大体 $1000~m^3/sec$ というふうに計算しておりまして、つまり第十堰近辺で $1~\pi9000~m^3/sec$ の洪水流下能力がなければいけないと。現在第十堰近辺の流下能力は $1~\pi7300~m^3/sec$ ということでありますから、第十堰を可動堰化することによって $1700~m^3/sec$ を補うというようなことから第十堰の可動堰化の計画が持ち上がったと認識をいたしております。ところが、これを大幅に基本高水流量も下げ、そしてさらに計画高水流量も下げておる。それで、基本方針とこの整備計画との間に大きな乖離がある。恐らくこの整備計画は、すべて実現したとしても、40分の1からせいぜい600の1とかですね。その程度までしか安全度は上がらないということを意味しているんだと思います。

例えば利根川とか淀川とかは200分の1です。それから信濃川とか石狩川という、この

辺が150分の1ですか。それを目指して着々といろんな整備は進んでおるという中で、いかに30年間の短い期間とはいえ、60分の1から70分の1ぐらいで我慢しろと、こういうことを意味しているのではないかと思うんですね。これは現実的には私も理解いたします。仕方がないことかもしれません。予算の制約もある、いろいろな反対運動もある、そういう中で仕方がないかもしれませんが、その間、この吉野川流域の住民の人は非常に不安な思いで過ごしていかなければならない。ここにおられる方が恐らく死ぬまで、その危険とめぐり合わせる方が多くなるのではないかなと、こう思っております。だからこの点についてどうお考えなのかをお聞きしたいなと。

そのほかの今日お示しいただいた対策、十分理解はしておりませんけれども、無堤地区の解消であるとか内水排除対策であるとか河川敷の樹木の伐採であるとか、あるいは河道の掘削ですか、こういったものも含まれております。それはそれで環境に与える影響とかいろんなことも考えなきゃいかんでしょうが、十分私はそれをコメントする能力は持っていません。しかし、それはそれでやればいいんでしょうが、それだけじゃ非常に不十分だということを、まず会場の皆さんに認識をしていただきたいなと、こう思っております。

これでは150分の1にするという基本方針はどこに飛んだのか。それはもうあきらめるということなのか、あるいは基本方針を変えるということなのか。あるいは第十堰の問題は後回しにするということになっていますから、そのときにダムだとか第十堰のことを検討するというのか。こういう選択肢があると思いますけれども、その辺についての国交省の考え方を聞きたいと思っております。

いずれにしても、第十堰の問題にしてもダムの問題にしても、この場で議論すること じゃありませんが、賛成か反対かという結論だけが大事なんじゃなくて、なぜ賛成なのか、 なぜ反対なのか、これをやはり科学的、理論的にすべて、大衆討議で何かこの相手をやっ つけりゃ勝ちだとか、あるいは多数決で決めりゃいいんだとか、そういう問題じゃないと 思うんですね。あくまでも理性的に科学的に検討して、皆さんで、反対であろうと反対の 立場の意見も尊重して、そして国交省でお決めになると、こういうことが最適だと思って おります。

以上です。

○ファシリテータ

ありがとうございました。主として治水安全度に関するご質問でございました。何点か 今ありましたので、国交省の方へ意見を、コメントをいただきます。 はい、どうぞ。

○河川管理者

河川担当の副所長をしております山地でございます。今ご意見、ご質問ございましたのでお答えしたいと思います。

まず、150分の1計画と今回の計画、これに乖離があるのではないかということでございますけれども、ちょっと前に、パワーポイントが出ておりますけれども、150分の1計画は上の方にございますように河川整備基本方針、いわゆる以前でいいますと工事実施基本計画という計画の中で150分の1という形で計画していたものでございます。したがいまして、150分の1の計画は今なくなっているということではございませんで、当然基本方針の中でそういう計画は持っております。

それと、今回の今ご意見をいただいているこの計画は、その下に示していますように、河川整備計画ということでございます。いわゆる基本方針で150分の1を達成するためには、非常に長い期間と予算を必要とするということで、今回の計画は概ね30年間。といいますと、今からやっていく工事である程度効果が発揮できる期間というものを想定いたしまして、これは他の河川では20年とか30年とかいろいろありますけれども、吉野川は30年ぐらいということで決めまして、その30年間の中で整備できる中身というものをお示ししてございます。

したがいまして、段階的に安全率を上げていくというようにご理解をいただければよろ しいかと思います。その間、まさにおっしゃられましたように、できる間はいろいろ住民 の方々にも不安をおかけすると思いますけれども、我々、予算の確保も含めまして一生懸 命頑張ってまいりたいと思っています。

あと、整備計画のその30年間につきましては、おっしゃられたとおり 1 万9400 $\,\mathrm{m}^3/\mathrm{sec}$ に対して 1 万6600 $\,\mathrm{m}^3/\mathrm{sec}$ ということで今考えておりまして、岩津地点で 1 万6600 $\,\mathrm{m}^3/\mathrm{sec}$ の水を安全に流すと、まあ下流に行く場合は当然ふえますけれども、そういった計画を今 お示ししているところでございます。

以上でございます。

○参加者(Gさん)

何分の1になるんですか。

○河川管理者

雨量確率でいきますと、約30分の1ぐらいでございます。

○参加者(Gさん)

30分の1ですか。では、今より悪くなるんですか。

○河川管理者

流量確率でいきますと約50分の1ぐらいになります。

○ファシリテータ

よろしいでしょうか。今、治水安全度についての意見が出ておりますので、まずこれに関して、治水安全度あるいは高水流量について、ほか関連したご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

はい、どうぞ。今の関連意見ということで議論を少し深めます。前の方からお願いいた します。お名前とおところをちょうだいいたします。

○参加者(Hさん)

川内町のHです。今のあの図で思ったんですが、30年してようやく1万9400 m³/secの 通水が可能ということですね。我々は150年を目指しておるのでございますから、あれから右の洪水がずっと上がっていますね。あれは一体、トン数にしたら何億 t ぐらい排除したらいけるんですか。もっとわかりやすくいきますと、それが30というので出てきましたら、放流する、流域外へ持っていけば、それで吉野川は安全じゃないんですか。そういうような想定も一遍していただかなんだら、30年、50年やいうたら、我々ももう10年もしたら死んでしまうんですから、だからそんなもう目のくらむような。あと何ぼ流域外へ持っていったらええんだと、そういうようなことも考えないかんね。お答えを願いたいと。

○ファシリテータ

この図の右の方の説明ですね。それともう一方関連で上がっておりました、先にご質問を賜りたいと思います。

○参加者(Eさん)

徳島市のEと申します。コモンズさん、これは治水が済んでから利水と、時間を分けて やるんですか。

○ファシリテータ

今日は治水・利水ということですから、時間を分けるつもりはありませんが、一応関連 の意見がありますので、今、治水安全度の関連のお聞きをしておりますので。

○参加者(Eさん)

まず、治水という以前にこれは問題があると思います。ということは、治山ということ

を考えていただきませんと、明治29年、30年に施行をした、この治水の三法の場合もありますが、最近では平成13年11月1日に日本学術会議が森林の公益的利益ということで67兆7800億円を毎年生み出しておる。これはこの川に関係して直接あるんですけれども、そのうちの表面浸食に41.7%、それから水質浄化に21.6%、貯水機能に12.9%というふうに、非常に山が大きな比重を河川に占めております。これは「山は農水省じゃ」なんて言うんじゃなしに、山が崩れたら河川はもう完全に壊滅してしまいますので、ひとつそこらのところをもう少し農水省さんと協調していただいて、本元から考えていただかんと、災害が起きてから河川だけで対応するということは、これはもう幾らやっても切りがないと思いますので、そこらのところのお考えをお聞かせいただけたらと思います。

以上です。

○ファシリテータ

ありがとうございました。治水の安全に関するご意見を今お2人からいただきまして、 Hさんの方から、前の画面の方の30年後のこういった考え方はどうなのかなということ、 それとEさんの方からは、治水に関して、その安全という意味での森林関係の取り組みと いうような言い方だったと思いますが、この2点についてコメントいただきたいと思います。

○参加者(Aさん)

先ほどの質問に答えがまだ出ていません。ダムを4つ造って6000 m³/secカットするのがどうなるのかという。

○ファシリテータ

あっ、そちらですね。わかりました。どうもありがとうございました。今ご指摘がありまして、ダムの問題ですね。ダムの方からカットするとどうなるかというような格好があって、それがまだだと。大変失礼いたしました。それを含めましてお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

はい、お願いいたします。

○河川管理者

山地でございます。先ほどのお答えが少し足りないということでございますが、基本方針の定めている残りの流量をどうするか。こちらからも今ご意見が出ましたけれども、それにつきましては今回の中では示しておりません。整備計画で順次具体的な施工を張りつけていくということでございますので、ご意見の中では、例えばその他のところへ持って

いくとかいう話も出ましたけれども、それをどういうような形でカットしていくのかということにつきまして、具体的なことにつきましては次期の整備計画になろうかと思います。

それと、治水対策についてはもとからやっていかなければいけないというご意見でございます。こういったご意見も以前からお聞きはしているところで、もちろん河川の役割というのがございまして、それは我々が一生懸命やっていくとしまして、森林ということだけではなく、流域対策などいろいろあると思います。そういったことにつきましても、今のご意見の中にありましたように、我々ができることと、それからご協力、協働してやっていかないけないことと、両方あると思いますので、整備計画の中にも今回修正で書かせていただいておりますけれども、そういった方法で取り組んでいきたいというように思います。

○ファシリテータ

今ですね、ちょっとお待ちくださいね、意見がありましたが、先ほど冒頭でGさんの方のご質問のダムについてはよろしいですか。

○参加者(Gさん)

国交省のご意見はわかりました。

○ファシリテータ

それから、先ほどご質問が出ましたHさん。今お手が挙がっておりましたが、マイクの 方を。

○参加者(Hさん)

Hでございます。

副所長さんね、当局の答弁はそれは逃げの答弁でね。これはもう見てもわかりませんか、あの分だけよそへ持っていけばいい。ほなHは分水を容認するのかということになりますね。分水にもいろいろ方法があると思います。そういうことはやっぱり治水学者だったら、もうとうに頭の中にできとるはずやと思うんですよね。Aさんは $6000 m^3/sec$ 云々言うてたけど、それは $6000 m^3/sec$ をどこかへ持っていったら問題ないわけですね。だからそういう判断基準をひとつ、簡単でよろしゅうございますので。

やっぱり県民世論というのがこういう何年先になるやわからんのをここで一生懸命して、もう初めから、入り口論からがんがん言うのでは、これはもう本当に小田原評定というやつですね。だからそれはもうやめませんか。今金がないけれどもあと何億m³排除すれば、排除の方法はこういう方法が考えられますとか、あるいは地下水涵養したら、そしたらそ

の分だけは地下へためられますとか、いろいろ方法があると思うんです。だから、これだったらもうあれから先の夢は我々は断たれておるような感じですね。あの30と書いてあるところから右手の分はね。それに対してやっぱり少なくとも、夢のような話であるけれども、やっぱり我々に夢を与えていただかなんだら、それは困りますね。まあそれに対するお答えは後からいただきますが。

もう1つは、この河川維持用水、不特定用水ですね、これを読んでいましたら余り具体的にないんですが、ちょっと漏れ聞きますと、吉野川下流部における農業の作物の種類の多様化とか、あるいは水田が大体1カ月ぐらい早く使うようになったので、その間の水が要るので、水が豊かなときの豊水位は、もうそれは要らんのやないかと。そういうようなことで上流での分水の計算はできておりますか。それももう1カ月も早うに田植えが終わる、これはもう20年ぐらい前からなっとるのに、いまだにそれ見直しができておらんように思うんです。

それと、河川維持用水につきましては、ほなもう河川の水は少なくてええだろうと、その分よそに持っていったらええというのでは困りますよ、そういうことでは。だから、河川維持用水は今までのは確保してもらいたいと思うんです。なぜかと申しますと、水田は造れんけれども、水田から浸透してから地下へ入っていって、そしてこの吉野川平野というのは成り立っておりますので、そこらも考えてご答弁をお願いいたします。

○ファシリテータ

Hさん、ありがとうございました。Hさんの方のご質問は、今前に画面が出ているところの、30年から奥のところの話が1点。もう少し答弁いただきたいと、これが1点。それから河川維持用水の件ですね。こういった件について、農作物の関係から含めての答えがいただきたいということでございます。

現時点では、先ほどHさんの後にご質問がありましたEさんの方から、治水安全に関する森林関係の取り組みについての質問がまだ出ておりますので、一応この3つをお願いしたいと思います。どうぞ。

○河川管理者

河川調査課長の井上です。

先ほど山地の方からお話ししましたように、基本方針の150分の1の目標を達成するためには非常に長時間かかるということで、今回の整備計画では段階的に整備するということで進めております。整備計画では、その整備のメニュー、具体的な内容を決めるものな

んですけれども、その具体的なメニューを決めるに当たっては、先ほどお話ししましたように、現状と課題を踏まえて、どのように重点化していくかということを整理した後、記載しているところです。

先ほどもお話ししたとおりなんですけれども、現状と課題としましては、まずは無堤防部に大規模なはん濫被害が発生する可能性があると。それで実際に浸水被害が頻発しているという状況です。それで、堤防整備済み区間については、近年堤防が決壊をしたことはないんですけれども、災害リスクが増大しているという状況ですね。それで、洪水規模が大きいときには堤防は危険であるというような状況があります。先ほどおっしゃられたように、流量をちゃんと外に分けた方がいいのではないかというような様々な対策があるんですけれども、投資余力が限られている中で投資効果を早期に発現させないといけない。そういった中で重点的に投資していかなければならないということでメニューを考えております。

それで、重点化すべき事項として今回お示ししたのが、無堤防部に対する浸水被害が頻発している箇所への無堤防部対策、堤防の整備であるとか輪中堤、宅地嵩上げ、河道の掘削などになります。それで、堤防整備済み区間については、災害を未然に防ぐための予防的な対策について、危機管理体制を整備するとか、一方で、ハード的にはなりますけれども、堤防の漏水や侵食などへの対策を行うことで、破堤しないような、破堤して深刻なダメージが起こらないような対策をしているところです。

(パワーポイント) 24番。先ほどもお話ししましたように、そのようなハード的な対策ですね。今後の治水施設を整備すること等を進めるとともに、非常に大きな洪水が起こった場合、その被害を小さくするための取り組みとして、危機管理であるとか浸水被害の軽減策をあわせて今回の整備計画の期間内でも実施していきたいというふうに考えております。

以上で、流域外に持っていくとか、そういったほかにメニューがあるんじゃないかというお話についての回答になります。

○ファシリテータ

今の件はHさんはよろしいでしょうか。

○参加者(Hさん)

いや、……。

○ファシリテータ

では、今ちょっとあったので。先に今の件で補足をしていただいて。

○河川管理者

今の件ですか。

○ファシリテータ

では、待ってください。まず150年の話を今いただきましたので、ほかの件についてお 答えください。

○河川管理者

山地でございます。

不特定用水のお話が出ました。これは利水という観点からお答えしたいと思います。

おっしゃられるように、この下流の方の平野では作物の多様化、あるいは早場米ということで、早い時期から取水されているということは承知しております。この件につきましては既に、皆さん御存じの方もおられると思いますけれども、いわゆる農林水産省が吉野川の下流の農地防災事業ということで、今いろいろ柿原の取水堰から下流に工事を前からやっておりますけれども、この中でいわゆる水利権というお話になります。その水利権を更新する、見直すという中で、まさに今おっしゃられましたような、早くから水をとったらどうなるか、あるいは分水の話も含めまして、水利用につきましては水利権利用の更新許可の中でそういうように整理をして今工事をやっております。

したがいまして、そういうことは検討できているのかということにつきましては、今申 し上げましたようなことで、我々が検討というよりも農林水産省の水を使われる側の方で きちっと検討されまして、それを我々が許可という形で進められております。

それと維持用水のお話でございますけれども、これは維持用水を確保してほしいということでございますが、維持用水につきましても、吉野川にある水というものは無制限にあるわけではございませんので、やはり今の利水、それから維持用水といったものを含めて、全体的に関係者の皆さんで調整しながら、特に維持用水につきましては昔からある水の権利とかいろいろございますので、そういうことを関係者全体で調整しながら進めていかなければいけない問題と思っております。それにつきましてもいろいろご意見があることは承知しておりまして、今何も検討されていないということではございませんが、そういう問題がいろんなところから出てきておりますので、渇水調整の会議とか、そういった場でいろいろ調整させていただいておるところでございます。

○ファシリテータ

はい。Hさんお願いします。

○参加者(Hさん)

まあ大体そのぐらいのご答弁いただけるとは思っておったけれども、これはもう非常に 我々としては、河川維持用水、不特定用水の確保というのは命にかけても守らないかん水 と思っております。

それと、先ほど今後30年、それから先のことは書いていないんですが、図にはかいてある。いわゆる最後のところは6000 m^3/sec カットという意味ですね。私は了解をできます。いろいろ、環境の方とかあらゆる方々がおるんですが、まずそれを県民の総意として6000 m^3/sec はやっぱりカットせんといかんのじゃということで、それで初めでGさんが言ったように2万4000 m^3/sec が確保できるので、それを県民自身がやっぱり認めるように、まあ我々も努力いたしますけれども、国交省としてはそういう指導を県民に対してお願いしたいと思います。

方法としてはいろいろあると思うんですが、こんな何年も先のことを言いよったんではもうらちあかん。だから、この徳島における資源は水です。それで、紀伊水道に何ぼ流してもこれはよそへ行ってもまた返ってくるんですから、この循環は是非ひとつ大切にして、そして、流域外分水もよろしいけれども、どないぞ我々の力で6000 m³/secを確保できるように、これはひとつどうですか。6000 m³/sec、お互いに認めて、そしてどうするかと、それを早くするようには考えませんか。そうせな揚げ足ばっかり。入り口論でやって、偉い人が変わったらまた同じことになるので、きちっと我々の方からもその6000 m³/secカットについての、ひとつ努力を。いや、6000 m³/secは要らん、今まででええと言うんだったら別ですよ。それでもそうはいかんでな。そやから、そういう方法のほうへ我々県民の合意を持っていった方がいいと思うんですけれど、いかがでしょうか。

以上です。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。今の件、関連でしょうか。

○参加者(I さん)

東みよし町から来ましたIです。

今回の河川整備計画というのは当面の30年程度で整備できる、まあ予算の制約もあるし、 基本高水は2万4000 m³/secですが、それを目標にしたのではいつまでたってもできない ということで、当面の現実的な洪水、たしか平成16年の台風23号を想定して、あの被害が 非常に大きかったわけですよ。あの被害を軽減できると。そういうところを目標にして、現実的なところを目標にして整備していこうということで、私は確かにそれでいいと思います。 $2 \, {\rm T4000~m^3/sec}$ なんて今目標にしたって、とてもじゃないけど難しい話なので、現実的な洪水に対して被害軽減を図っていく、そのための施設整備をしていくということで、それはそれで私はいいと思います。

それで、 $2 \pi 4000 \, \mathrm{m}^3/\mathrm{sec}$ に関して今ここで認めなさいと言われても、これは市民団体の人が $2 \pi 4000 \, \mathrm{m}^3/\mathrm{sec}$ は大き過ぎるというようなことになります。そういうことを言ったら、私はここでは余りそういうことは議論しない方がいいと思います。私以外の人が議論するのはとめることはできませんけれども、私個人的には、今こんなところで「 $2 \pi 4000 \, \mathrm{m}^3/\mathrm{sec}$ が大きいからちょっと見直せや」という議論をしておったら永遠の議論になってしまうから、それはやめた方がいいと思いますが。

今やっぱりやらなければいけないのは、この前の台風23号で大きな被害を受けた、それをとにかく軽減していくことだろうと思います。それで予算の制約、先ほどGさんがおっしゃられましたが、予算の制約というものがあって、 私がここで言いたいのは、科学的な議論をしましょうということをおっしゃっていただきました。そのためにはちゃんとしたデータをやっぱり提示してほしいと思います。判断材料がなければ客観的な議論はできませんから、きちっと情報開示をしていただきたいんです。

それで、限られた予算をどう使うかというときに、先ほど説明の中でありましたけど、要するに無堤部のはん濫を優先するのか、それから議論はあると思いますよ。中下流域では内水被害が非常に大きかったわけですね。それに対して何とかしてくれという意見も非常に多いわけなんです。それで、無堤部を優先するのか、内水被害を優先するのかというようなところでどう皆判断するかということで、情報の出し方について、今ちょっと苦言を言いたいわけなんです。

無堤部では吉野川の溢水はん濫による被害が頻発という、先ほどパワーポイントの資料があって、その中で総浸水棟数が約1300棟という数字をおっしゃられましたけど、この1300というのは、昭和43年の早明浦ダムも池田ダムもできていない、池田ダムは余り関係ないんですけど、早明浦ダムはできていない。それから43年ごろといえば、川底も非常に現在よりも高くて、当然川底が高かったら高水位が高くなるわけですから、そういう状況の中ではん濫被害を、そのころは非常に多かったわけですよね。そのことも含めて1300棟というような出し方をして、いかにも無堤部ははん濫被害が頻発しているというような印

象をもたらすような説明だったわけですけれども。

この河川整備計画というのは目標としておられるのがこの前の台風23号ですよね。その台風23号では何棟だったのか。無堤部では何棟の浸水被害があったのか。そして、それに対して同等に、やっぱり内水被害について情報提供してあげて、ここでやっぱり内水被害は何棟だったのかということを両てんびん、両方示して初めてここに来ている皆さんが制約、予算のほんまに制約があると思うんです。その中で本当に堤防整備にこれほどお金を先に優先使わなきゃいけないのか。それから、内水排除にですね、内水対策の方をやっぱり優先すべきじゃないかとか、そういうことを全然判断ができなくなってしまうんですね。言い方は悪いんですけど、恣意的な出し方というふうに見られても仕方がないと思いますが、そういう出し方では困るので。

私は一番、前々からいろいろなデータを開示してほしいということを言っております。 この河川整備計画で1800億円かかると言われておりますが、その1800億の内訳を、内水被 害に対しては幾らかけるのか、それから堤防に対しては幾らお金かけるのか、侵食対策に 対して幾らか。さらに堤防であればどこの箇所は幾らかかる。そういうことをきちっと出 してほしいんです。それともう1つは、それによって被害軽減がどうできるのかというこ とをきちっとやっぱり出してほしいんです。それがないと科学的な議論というのはできな いわけなんです。ということをまず最初にお願いをしたいと思います。

ですが、資料提供についてはやっぱりもう早くして欲しいです。そういうことをお願いします。

○ファシリテータ

Iさん、ありがとうございました。今Iさんの方から関連ということで来ました。議論としては、実は先ほどEさんの方の治水に関する森林の効果関係の分がちょっとまだ残っておりまして、こちらの方、これもお願いをしたいと思いますし、それと今Iさんの方については幾つかございました。データの開示の仕方、出し方というところから含めて、浸水あるいは内水、こういった質問でございます。お願いいたします。

○河川管理者

河川調査課長の井上と申します。

森林ですけれども、一般的に、森林は宅地とか農地に比べて保水能力が高いということで、森林を保全していくことは治水上も重要であるというふうには考えております。ただ、国土交通省の河川の方の事業としては、やれる範囲に限界があるということで、こう

いった治水上も重要であるということの認識を関係機関と共有することで、関係機関への 働きかけを行ったりすることで、関係機関との連携によって森林の保全を行っていきたい と考えております。

平成16年の台風23号による無堤部の浸水家屋数なのですけれども、確認したところ298戸です。ただ、無堤部のみの浸水家屋数ではあります。上流が堤防整備を進めるかどうかといったお話もありました。パワーポイントの78。これまで下流から堤防を整備してきたということで、まだ上流に堤防が整備できていないところもあるということなのですけれども、そういった中で下流だけよければというのではなくて、上流についてもしっかり外水から、吉野川本川の水から守る対策をしなければならないということで、もう上流はいいというのではなくて、上流についても同じく、上下流のバランスというような観点で堤防を整備していく必要があると考えております。確かにコストの制約もある中で、先ほどお話ししましたように、国道の関連の事業とあわせて実施するとか、なるだけ効率のいいような形での堤防の整備を進めているところです。

それで、パワーポイントの8番。あと、情報という観点でお話もありましたけれども、いろんな資料を示してほしいということなのですけれども、今回の配付している素案であるとか考え方であるとかについては、閲覧できる箇所を各所に設けておったりホームページで公表しておるところなんですけれども、関連する資料についても徳島河川国道事務所の吉野川情報室であるとか防災ステーションなどで閲覧できるようにしておりますので、ご覧いただければなと思います。

以上です。

○ファシリテータ

どうもありがとうございました。

I さんの最後のご質問、1800億円の中の内訳というのは整理されているんでしょうか。

○河川管理者

ちょっと確認しますので時間を下さい。

○ファシリテータ

はい、わかりました。

ご質問がございましたIさん、それと最初の方のEさん、いかがでしょうか。

○参加者(Eさん)

Eでございます。

分水の件では、もと知事の方のお父さんが「銅山川の水は絶対外へやってはいかんのだ。これは100年の計でやったらいかん」ということはもう厳しく言われておりました。ところが、県議会の中ではそういうまだ理解が全然ありもせず、孤軍奮闘でとうとうああいうふうに分水してしまったんですが。これからもひとつ分水ということは徳島県民は相当神経を使っていただかないといかんのではないかと思います。

もう1つは、そこの画面の中で輪中という言葉が出てきておりましたが、輪中というのは、結局東京都千代田区永田町1丁目1番地の中にある水準点標石の水晶板のゼロ分画線の中点をいうんですけれども、それは東京は平均の24.4140m。これが420km²もあるような日本一の濃尾平野の場合には輪中は通用すると思います。これは村単位でこしらえていきます。コンクリート下では郭というものがありまして、これは数軒の単位でしておる。

しかし、これはどうも徳島にはそういうものは無理ではないかと。徳島にも川内町の2カ所でゼロ点があります、水準点のね。それから今の沖洲の市場のところも20cm、30cmは随分あります。30カ所以上はありますね、徳島市内だけでもね。だから、あの輪中はいまだに生きておるのかということをちょっとお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○ファシリテータ

はい、Eさんありがとうございました。先ほどの答えのコメントと輪中はどうかということですね。それと先ほど質問されました、Iさんですね。

○参加者 (I さん)

すいません。内水被害についての数字がなかったんですが、これはどこかのコラムのと ころから、内水被害は268を引いたらいいんですか。

○ファシリテータ

内水被害のデータのありかは。

○参加者 (I さん)

それはまあ後でまとめて答えていただくとして。きちっと内水被害がどこでどう発生しているかということもここにあわせてやっぱり説明が欲しいと思います。

それと、先ほどちょっと私 2 万4000 m³/secの話を言いましたが、誤解があったらいけないのでお話ししておきますが、2 万4000 m³/secという数字そのものについてここで議論して合意するというのは絶対無理ですという話です。しかし、今河川整備計画の目標が1万9400 m³/sec。これよりも大きな超過洪水というのは十分あるから、それに備えて対策

をしなければいけないということを否定しているのではないということでちょっと申し述べたいと思います。

それと、先ほど情報開示をしているというふうにおっしゃっていましたけど、このお答え、考え方とかすごく分厚い資料をいただいておるわけなんです。その中にも我々、こちらの方から工事費に関して質問を出しているわけなんですが、それに対する内訳というのは、私は今までホームページ等では探してもなかったです。それで、あるのは費用対効果の1.2か1.3か、数字はきれいなものは、はっきりした数字は覚えておりませんが、1.幾らから何ぼというような、すごく漠然としたものしか示されていないわけなんです。それでは本当に皆が求めている治水、緊急を要する施設整備とか、そういうものがこの河川整備計画の中で皆の思いとちゃんと一致しているかというのはわからないと思うので、是非とも出してほしいと思います。

それで先ほどの、外水はん濫が台風23号では268戸ということで、内水については多分引き算したら2000棟を超えるわけですよね。単純な数字ではないと思いますね。単純に数字を比較して、2000が多いから2000の方を優先せよとかいう話ではないと思います。しかし、やっぱり外水はん濫に対して幾らお金をかけているのか。そして内水はん濫に対して一体幾らお金をかけているのか。それによって、実際被害は268軒の浸水に対しては幾ら、対策に対しては幾ら。そうやって見てみると、はっきりデータとして出してくれると、これはどちらが余りにもアンバランスじゃないか、それとも妥当な線をいってるんじゃないかということはわかると思うんです。

それで、中流域の僕の友達なんかは、やっぱり内水被害を何とかしてくれという声が非常に多いわけなんです。ここでの整備計画の中では内水対策については「ソフト対応」とかそういうことが書かれておって、それから言葉はちょっと正確じゃないのでごめんなさい、「今後被害があったらやります」「何か検討しましょう」とかいうような言葉はありますけど、実際この河川整備計画の目標が台風23号によって起きた被害をどう軽減するかということなんですよね。そうすると、現実に台風23号で内水被害とか、被害がもう本当に起きたわけですよね。それに的確に対応しているのかということは、これは一番、僕らはもう問題だと思いますし、そこらあたりが住民の方と国交省さんの方との思いの違いというふうな形で出てくると思うんです。

それで、やっぱり科学的な議論をしていくためには、単に外水はん濫が危ない危ないと 言ったって、それはもう言い方を変えて言ったら単なる感情論みたいに見えるわけですよ ね。それではいけないと思うので、やっぱり客観的な数字でもって議論をしていただける ようにお願いしたいんですよ。そしてこの会、これは3回目になるわけですが、早急にデ ータを出していただいて、それで正しい議論ができるようにお願いしたいと思います。

○ファシリテータ

I さんの方からいただきました。大きくデータの件と、それで具体的にはこの台風23号に関する内水はん濫と外水はん濫、こういったもののデータ開示の必要性ですね、こういったことがありました。はい、関連ということで承ります。

○参加者(Jさん)

吉野川市のJと申します。今 I さんがおっしゃったのと同じ趣旨のような質問を吉野川市の会場でもさせていただきました。データについては、内水と外水の被害状況と箇所のデータは、国交省の徳島河川事務所のホームページの中に詳細に地図と戸数が、内水と外水に分かれて出ておりました。それをざっと数えたんですけれども、岩津の上流の外水被害がさっきおっしゃったように280件近く、それで内水がやはり240ぐらいありました。それに対して岩津下流の内水被害が床上・床下合わせて3000件以上発生しています。正確な数字ではないんですけれども、概算です。

それを被害額とか今回の30年の整備計画の中で、内水被害に1800億円のうちに幾らお金を投じて、また外水の対策の堤防に幾ら投じているというような具体的な数字をもっとわかりやすく示していただいて、吉野川市の私の質問に対して山地副所長さんが「内水というのはもう堤防ができている地域に発生するものであって、上流にはまだ堤防さえないところもある」ということで、そう言われてしまったら何か上流と中流、下流の感情論になってしまうと思うので、堤防がないところの人の思い、そして内水被害に遭っている人の思いも一堂に会して住民が合意形成できるような、もっと、こういうばらばらの会じゃなくて、合流の会みたいなのもまた持っていただけたらと思います。意見を聞くだけでなくて、合意形成というのがすごく大事だと思いますので、それもあわせてご検討をお願いしたいと思います。

それから、Hさんがおっしゃった基本方針の方の2万4000m³/secという数字の6000m³/secカットにつきまして、私も吉野川の治水安全度を上げるということに対して何ら反対ではないし、本当にいい意見で賛成です。でもその6000m³/secがどうかということに関しては、全国的な一級河川で基本方針に余りにも実現不可能な高い目標の数字が上げられていて、それが必要なダムと無駄なダムと両方あるのか、無駄なダムしかないのかとい

うのはちょっとわからないんですけれども、ダムを造るための免罪符にその大きな数字が なっているという批判が全国的にはすごく多いところです。

この吉野川の基本方針を決めた河川分科会の検討小委員会。その小委員会の場を私は傍聴したんですけれども、たしか平成5年ぐらいの閣議決定で、審議会などの委員長には関係省庁のOBがついてはいけないというような決定があるにもかかわらず、この吉野川の、私の意見はまあ過大な数字だと思うんですけれども、その数字を決定した場の検討小委員会の委員長は、もと河川局長OBということで、それも批判されるところです。そのOBの方が天下りした会社がダムの工事を、1000万円以上の工事を請け負っているというような情報もありますので、この6000 m³/secをここで合意しようというのには私もどうかなと。いろんな議論があるので、それはちょっとできないのではないかという意見をつけ加えておきます。

○ファシリテータ

はい、どうもありがとうございました。先ほどの内水はん濫、外水はん濫のデータ自体が、Jさんがホームページの方から出ておるということで、Iさんからご質問があったところがほぼ提示されたというようなことの報告がありました。同時にわかりやすくということでございましたが、先ほどについて何か。

○河川管理者

まずEさんからいただいたご意見である輪中堤の件なんですけれども、素案の61ページを映してください。輪中堤、宅地嵩上げのイメージなんですけれども、上流の地区についてはこのように、洪水が起こると洪水の水位と同程度の拡散、閉鎖流下型のはん濫をするんですけれども、そういったことで非常に狭い地区が浸水してしまうということになってしまって、家屋が限られている箇所については事業効果を上げるために、このような輪中堤を実施するであるとか、宅地を嵩上げするというような対策によって、事業効果を早期に発現させていきたいと考えております。そのような輪中堤を実施するとか宅地嵩上げを実施するというような箇所については、これは素案の61ページに書いていることなんですけれども、このような対策を実施する箇所として、宮岡、昼間、箸蔵、半田、井川箇所を上げさせていただいております。

あと、 $2 \, \pi 4000 \, \text{m}^3/\text{sec}$ のうちの $6000 \, \text{m}^3/\text{sec}$ の話であるとか $2800 \, \text{m}^3/\text{sec}$ の話であるとかについては、J さんもおっしゃったように、 $2 \, \pi 4000 \, \text{m}^3/\text{sec}$ とか $6000 \, \text{m}^3/\text{sec}$ の話については平成17年にもう策定されている基本方針での議論でありまして、本日は整備計画に関

する議論になっております。それで、整備計画の目標流量については基本方針のレベルへの段階的な対策として平成16年の台風23号を目標とした1 $\pi6600$ m $^3/sec$ を対象としてやっております。それについての議論ですので、今は2 $\pi4000$ m $^3/sec$ 8600 m $^3/sec$ 86000 m $^3/sec$ 860000 m $^3/sec$ 86000 m $^3/sec$ 860000 m $^3/sec$ 86000 m $^3/sec$ 86000 m $^3/sec$ 8000 m $^3/sec$ 80000 m $^3/sec$ 8000 m $^3/sec$ 800

ちなみに2800 m^3/sec なんですけれども、素案の54ページに示しております目標流量、 岩津で1万9400 m^3/sec に対して既設ダムによる洪水調節流量が2800 m^3/sec 。その結果、 この1万9400 m^3/sec に対して2800 m^3/sec 、それで1万6600 m^3/sec を河道整備の目標として今回の河川整備計画では、これを目標としてメニューを設定しているということであります。新しくダムを設けるとかいうようなメニューについては今回の整備計画には入っておりません。

以上です。

- ○ファシリテータ はい、どうぞ。
- ○参加者(Aさん)

徳島のAです。

今の方のお答えと先ほどの山地さんのお答えに共通するんですが、2800 m³/sec以外の3200 m³/secのカット、これについては以前Gさんも言われたんですが、4つの新規ダムによってカットするというふうな明確な、まあ4つが明確かどうかはともかくとして、ダムによってそれをカットするんだというふうな計画があったわけですね。ところが、今回の整備計画においては、そのような計画については影も形もなくなったというから、やっぱり一般の方は、安全度は何だかんだ言っても下るじゃないかという不安があると思うんです。

これは勘違いもあるかもしれないけれども、僕はやっぱりそうしか思えないというふうなことについては理由があると思っていまして、それは何かというと、新しい河川法の中で整備計画に取りかかるときの安全に対する考え方が変わったのだということの説明がないからだと思うんです。これまでの安全に対する考え方というのは、一つの川についての安全度の指標として何年に一回の洪水に対して洪水流下できるんだという、これが唯一の基準だったんですね。ところが新しい河川法、そして今作ろうとしている整備計画の安全に対する基準というのは、安全というのはそれだけじゃないんだと。というのは、想定以上の洪水も来るかもわからないし、堤防だっていつ壊れないとも限らない。なぜなら中身

がわからないから。

つまり、そういう不安定要素がある中で安全を高めるということは、単に堤防の中を水がどれだけ流れるかというだけの基準ではだめなんだというところが今の河川整備計画を作ろうとしている私たちの新しい基準だと思うんです。そのことを河川管理者はやはりもっともっと説明するべきだというふうに思います。そうしますと、仮に堤防よりも、つまり超過洪水が来てあふれた場合であっても一人たりとも死なせないためにはどうするのか。水は浸水したとしても、人命に影響を与えないようにするための治水方法はどういう計画だったらできるのか。こういうところに計画の議論をやっていかなければ安全度は高まらないわけです。つまり、そういうふうな安全度自体に対する意味が変わってきたんだということを、僕はもっともっと説明すべきだと思う。そうしないと、3200 m³/secについてはいつ取りかかるかわからない、これは次期の整備計画の課題です、そういうふうなことでは僕はだめだと思います。

そういうことからすると、今回の整備計画で、是非この治水安全度について説明して議論していただきたいのは、吉野川の治水戦略をどこに置くのかということです。どういう状態になったら吉野川の治水というのが完成すると考えるのか。こういうあたりのところをぜひ丁寧に説明をして、それに対してどういう、30年間で何ができるのか。30年間で全部できるとは思いません。けれども、そういう戦略に向かって何ができるのかというプロセスをぜひ説明して議論していただきたい。これが僕の要望です。

○ファシリテータ

はい、お願いいたします。関連ということで、こちらの前の方からお願いいたします。 関連意見が2人上がっておりますので。

○参加者(Dさん)

徳島市のDと申します。よろしくお願いします。治水安全度と、それと今のAさんの意見の関連質問をいたします。

まずは治水安全度の考え方です。先ほどの99年の近畿地方整備局の淀川河川事務所長の宮本さんという方のご意見が某新聞に載っていまして、ちょっと読ませていただいたんです。治水の安全ということに関して、国交省の事務所長であった方から、もうダムや堤防で川の中に治水を、洪水を想定して川の中に水を閉じ込めようとすること自体が無理ではあるというようなコメントが載っております。国交省の役人の方自らがそういうことを言われている。これがどういうことなのかということ。先ほどの、安全度を高めるため、被

害を軽減するためには、堤防やダムだけではこれはもう安全度をはかることができないということを事務所長自ら言われているということ。これはもう考え方が国交省として変わってきていて、被害を軽減する方向に行かないと、いつまでたっても150分の1などという大きな治水安全度は達成ができないし被害は減らないという時代に入ってきていると考えてよいのでしょうか。

それと、先ほどもありました、流域外に水を流せばいいのではないかというようなご意見、大賛成でありまして、堤防の中だけに閉じ込めるということはもう限界がございますので、いろんな代替案もちゃんと検討したのか。堤防に2800億円かけているわけですけれども、ほかの代替案としてしっかりとしたいろんな方法が検討されて併設されて初めて私たちが議論できるということであって、川の外に、流域外に流せばいいのではないかというような案を費用対効果で検討がされたのかどうか。

それと、例えば刈谷田川では150年に1度の治水計画が達成された堤防が破堤して、たくさんの被害が去年起こっております。私も見てきました。堤防を嵩上げすれば、私も以前第十堰問題で聞いていたときに、堤防が高ければ破堤したときの被害は大きいんだというようなご説明を国土交通省さんからいただきました。このご認識は変わっていないのか。その4点についてお聞きしたいです。

○ファシリテータ

はい、どうもありがとうございました。お2人から、一応ここで一回意見のやりとりを してみたいと思います。

Dさんは4点ということでしたが、ちょっともう一度、私が今メモをしたのが3点だったので。あ、考え方ですね。考え方と被害と代替案と破堤したときということで、わかりました。

先ほどのAさんの方のご意見、それからDさんのご意見ですね、2つとも川の安全とかに関するものでございます。はい、お願いいたします。

○河川管理者

その前のAさんのご意見にはよかったんですか。

○ファシリテータ

一緒ですよ。

○河川管理者

一緒ですね。

○ファシリテータ

AさんとDさん。

Aさんの方は大きく2つです。新しい安全に対する考え方はどうか。それから吉野川の 治水戦略をどう考えるか。ひっくるめると、最初Aさんが発言されたのは、川に対する安 全の考え方はどうだというふうなことですね。

○河川管理者

はい、現状と課題を映してください。

先ほどもお話ししましたように、今回の河川整備計画で目標としているものが。

○ファシリテータ

これは資料のどこの何ページでしょうか。

○河川管理者

54ページですね。

○ファシリテータ

素案。

○河川管理者

先ほど54ページでお話ししたように、目標とする流量が平成16年台風23号ということで、その1万6600 m³/secを対象にしているので、それ以上の超過洪水に関する取り組みについては、先ほどからお話ししておりますように、危機管理とか被害軽減策が重要であるということなんですけれども、そういったことを考えると、まだまだたくさんメニューが残っていて、皆さんが治水に関する危険性を心配されているということは理解しております。

ただ、先ほどもお話ししておりますように、現状と課題といったところで、無堤防部が 上流にまだたくさんあって、頻発しているだけでなくて、大きな洪水が起こったときの被 害が非常に大きいのではないかというような現状もある中で、まずは重点化するべき事項 として上流の無堤部対策に取り組んでいるところということになります。

それで、投資余力ですね、投資の余力といった観点ではなかなか難しいところもあるので、まず青いところで今後の治水整備によって被害を抑えるための対策をして、さらに今できることとして被害軽減策に取り組んでいるというところが、一人たりとも死なせないところへ向かっての段階的な整備段階だということが言えます。それに取り組みたいというようにお示ししているのが今回の整備計画の素案になっております。

それで、流域外へのメニューはそういったところなんですけれども、スライドの61番の

ところでお話ししましたように、全国の総合治水対策を行っているところで、いろいろな 流域対策を行っているのですが、ここのお話のところで私が、このような河川は都市河川 であって、山林などが流域の中で占める割合が小さい河川でありまして、このような流域 の対策を行うことで洪水の、河川が分担する流量を抑えられる特性を持った河川であります。一方で、吉野川の特性としましては、素案の最初にも書いてあるとおり、森林の面積 が約8割ということで、流域外に持っていくとか流域の対策を行うということが非常に難 しい河川であるということが言えます。

以上です。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。Aさん、お願いいたします。

○参加者(Aさん)

いいですか。私に関しているだけのことで。

ちょっとお答えになっていなかったなという気がするんです。というのは、確かに安全に対しては人一人といえども死なせないということを目標にするんだということは、これは本当に賛同します。是非そうしてほしい。では、そのためにどうするのか。各論に入ります。途端に、何かちょっと姿が見えない。

例えばこういうふうな総合治水についても、都市河川と吉野川は違う、これはよくわかります。だとすれば、吉野川総合治水はとれないというふうにはならないはずですよね。吉野川は特に80%の山林を持つ河川です。しかも、全国的な比較からいうと、これはまた後で森林のところで意見を言いたいんですけれども、大きな特徴があります。それは人工林の比率が非常に高いことです。全国平均だと40%が人工林と出されています。けれども、吉野川は65%。そういうふうな特性の中で何かできないのか。特に人工林の荒廃というのは非常に問題になっている。そういったことが総合治水の中でどのように考えるべきなのか。データがないとこの間ずっと言われていました。データがないんだったらデータを作るべきでは。もし本当にそれが可能性としてあるならば。

そういう前向きの取り組みをしない限り、安全度の向上はないということです。そういう認識の中で、しかも新しいテーマがどんどん出ていますよ。地球温暖化で異常洪水の発生、集中豪雨の発生。こういったことが将来じゃない、いつ来るかもわからない、こういうふうなのが社会的な共通認識になっている中で、なぜそういう新しいテーマにチャレンジしないんですか。この整備計画を作る段階でそれにしなければ、30年先までまだこれは

持ち込せますか。

つまり、安全度を高めるというテーマはそういうことなんですよ。何十分の1を上げれば安全度が高まるという机上の問題ではなくて、今現に起こっている、例えば23号台風で発生した被害をどうやって減らすのか、そして明日そういう超過洪水が来たときに被害を減らすためにはどういう手立てがあるのかということを考えていく、知恵を出し合う、それがテーマなんです。

だから、単なる一方的な意見を聞くというだけのやり方じゃだめなんじゃないですかという議論がずっと初回からあるわけでしょう。住民と同じ場で知恵を出し合う、住民だけじゃだめだから専門家もそこに同席してもらって知恵を出し合う。そういうプロセスが整備計画を作るためにはどうしても要るんじゃないですかというのはそこに来るわけです。今からでも遅くないですから、そういうふうなこともこれからぜひ知恵を絞りましょう。

けれども、今のお答えの中では吉野川の人を一人も死なせないためにはどうするのか、 最終目標を、では言ってください。6000m³/secをカットすればそれができるのか。多分そ うじゃないでしょう。では、6000m³/secカットするのが基本方針の目的だといえば、あと の3200m³/secは30年以後にまたダムを復活させてそれでするんですか。

つまり、そういうふうな治水戦略が提示されて、それに至るまでにこういうふうなプロセスでやっていくんですということがあって初めて住民は安心して、今のリスクも負いながら協力してやっていけるんじゃないですか。30年後にまた次の整備計画を作りますというふうなのでは、これは戦略がないに等しいです。もし言いにくいんだったら、その部分も含めて説明してください。住民も知恵を一緒に絞ります。

○ファシリテータ

ありがとうございました。今のちょうど、先ほどのAさんとDさんの質問の途中で一度 意見が事務局の方からありましたが、少し回答が足らないのではないかということでござ いました。

もう一度確認しますと、今の議論の論点ですが、私が理解しているのは、Aさんからの方からは、川に関する安全の考え方、これについてはDさんも同じところでございます。Aさんの方は、今補足がありましたが、新しい安全に関する考え方はどうなんだということが1点と、それと吉野川の治水戦略を含めたプロセスの話、この2点だと思います。Dさんの方は、先ほど共通が治水安全度の考え方、これは共通であって、あと3つ、被害を軽減するような方策ですね、こういったことだと無理だということですね。閉じ込めよう

と。

(「澤田さんのその方向のつけ方が間違っている」と呼ぶ参加者あり)

○ファシリテータ

わかりました、はい、どうぞ。

○参加者(Kさん)

徳島市のKといいます。司会者にお願いがあります。逆に言うと、私はさっきから I さんの質問、それから J さんの質問の答えを、国交省の回答をずっと待っていたんです。その回答がいまだにない。司会者が途中で話題を変えてその流れをとめてしまった。ご理解が得ているかどうか、先にちょっとお聞かせください。

○ファシリテータ

わかりました。大変失礼いたしました。関連といいながら実はだんだん関連が、枝葉が入ってしまいましたので。 I さんと J さんですね。

○参加者(Kさん)

内容を先に言います。先ほどから、外部洪水の被害の件数はホームページで出たということでお知らせをみずから発表しました。それとIさんとの関連の中で、被害の総額、どちらが大きかったのか。それとその総額、今進めている経費の中でどちらに重点をかけて経費の比率を出しているのかというのが質問の中で2回出たんですよ、2人から。それが2回とも司会者がつぶした。とんでもない話です。先ほどMさんが言った、一人一人につつ一つの質問で進めてください。まとめていくとこういう失敗をします。お願いします。

○ファシリテータ

どうも貴重な意見をありがとうございました。反省をしたいと思います。

1時間15分以上来ました。ちょっと一回休憩をとって、今のご指摘を含めて休憩後に対応させていただきたいと思います。10分間休憩させてください。ありがとうございました。

〔午後 4時 4分 休憩〕

〔午後 4時14分 再開〕

6. 議事(4)

1) 質疑応答・意見交換

○ファシリテータ

では、再開をしたいと思います。

先ほど1時間15分から20分ぐらいの議論の中で、ご指摘があったように、やっぱり進行

の不手際もあったと思います。一応進行として、なるべく関連をやっていこうとしたので すが、関連からだんだん派生をしていって、ご指摘のような事態が生じました。

現状では、今意見が出ておりますのが、先ほどKさんからご指摘があった、内水・外水 関係の話、こういったところと、あとAさん、それとDさんからあった治水安全度の話が あります。それと、実は休憩時間の間に、発言できないという方もかなりいらっしゃいま す。

今からの進行ですが、先ほどちょっと散漫になっていますので、まず順番としての I さんと J さんのところが実は最初からちょっと立ち消えになっていました。その後でA さんと D さんの話がありました。これをやって、今までまだご発言できていない方がいらっしゃいますので、そちらの方へ進めていきたいと思います。そういうふうにご理解いただきたいと思います。

そうしますと、IさんとJさんのご指摘の中で、事務局の方の回答もちょっと途中だったという格好がありますけれども、内水被害・外水被害、こういったところについて、例えばこのご質問の内容について、その内訳であるとかデータであるとか、こういったところのご質問についての事務局の方のコメントをいただきたいと思います。お願いいたします。まずコメントから。

○河川管理者

山地でございます。内水対策、全体事業費に対する事業費ということでございますが、 まず1800ということはお示ししておりまして、その中で内水だけでなくほかの事業費も含 めてということだと思いますけれども、今手元にございませんので、またデータを整理し ましてお知らせしたいと思います。

それと、内水・外水の事業費でどちらが大事かというような議論も少し、意見といいますか、少しありましたけれども、そういう比べ方ではなくて、やはり内水・外水を同じレベルで議論するというのは少し私は違っていると。やはり堤防の進め方自体は、まず堤防を造って、その後内水といった形でこれまでも整備してきましたし、今から整備するところにつきましても、そういう基本的な考え方と、内水被害の大きいところにつきましては、今やっているような角ノ瀬とか川島の排水機場とか城の谷とか、そういったところにつきましては上流の堤防ができてからということではなくて、大きい災害を受けたところについては積極的に予算を確保して対応しているところでございます。

ですから、そういう意味で、内・外水を同時に議論するというのは、私としては少しテ

ーブルが違うのではないかと思います。そのことにつきましては、Jさんが先ほど言われましたけれども、この前の吉野川の会場で同じようなことを申し上げたわけです。それでよろしいですかね。司会の方、今のはよろしいですかね。

○ファシリテータ

ちょっと待ってくださいね。まず内水・外水の話で、今JさんとIさんのことで、まず ここからきっちり片づけていきたいと思いますが、今までのコメントでいかがでしょうか Iさんお願いします。

○参加者(I さん)

内水と外水を同じテーブルで話せないということでしたね。私はそうは思いません。先ほど「人一人も死なさない」というような議論があったんですけど、外水ははん濫ですよね。それで人が死ぬことよりも、まず私が思うのは、もう堤防の決壊です。堤防の決壊はもう突然起こるので、しかも住家があるようなところで起きたら、これは逃げおくれて死ぬ可能性が高いので、どこでも、昔の戦後すぐの時代は別にして、やっぱり堤防の決壊の方が多分人が死ぬ確率が高いというふうに思います。

外水はん濫というのは、僕はもう川釣りをやっていて川を見ながらできますけど、魚をとっても、洪水のさなかでも魚はとれます。怖くないです。それで、たまに間抜けな人がおって、前ばかり一生懸命見ていて、後ろの方が水が深いところがあって逃げおくれるという人はおりますけど、だけど外水はん濫も時間でじわじわとふえていくので、やっぱりそれは経済被害ですよ。内水被害も外水被害も経済被害ですから、やっぱり同じ土俵で。お金は一つのところから出ているし、そして同じ吉野川の中で議論していくわけですから、同じテーブルで。

外水はん濫1個に対して内水被害は10個に値するのかとか、そんな指標はないとは思いますけど、感じで、これは多過ぎる、少な過ぎるという議論はやっぱりしなければいけないし、皆にわかるような議論をしなきゃいけないと思いますので、別個だという考え方には賛成しかねます。

そういう意味できっちりと事業費を出して、当然徳島の方は内水被害を重んじてくれという声の方が多分多いだろうと思うんですけど、それをきちっと判断できるようにしていただきたいと思います。事業費とかそれはきっちりと、期限というのは、私はできたら次回の説明会のあたりまでに出していただきたいというふうに思います。

ちょっと議論が散漫になってはいけないので、この件に関しては、ほかにも情報公開し

てもらいたいことはありますが、それは議論が流れていったときにまた話ししたいというふうに思います。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。もう一方、はい。 J さん、質問、この件で関連ですのでお願いいたします。

○参加者 (J さん)

今、ご回答いただきましたけれども、内水と外水を同じレベルで議論するのは間違っているというのが山地さんの「私の意見です」ということで、それは国交省の意見とも言えると思うんですけれども、個人的なご意見ですか。国交省を代表するご意見だととったんですけれども。

同じレベルで議論するかどうかが間違っているのか、それとも I さんが言われたように、やはり 1 対 1 の個数、個数 1 個に対して 1 個というのは確かに少し間違っているかもしれないけれども、やはり比較して検討する価値はあるのかどうか。そういう同じレベルかどうかということを国交省の考えを一方的に押しつけるのではなくて、それがどうなのかということを話し合うこと自体がこの計画を作る意味があるのではないかというふうに考えます。是非、そういうので話し合えて合意形成が少しでも進むような会のやり方に変えていただきたいと思います。

それから、詳しいデータは次の会までに、費用のデータを出してほしいんですけれども、大体のことは今言っていただけるのではないかと思うんですけれども、内水対策にポンプ代が幾らで、あと堤防1km当りに何億かかるとかいうので、概略ぐらいは今ちょっと簡単に出ませんでしょうか。会が終わるぐらいまでで結構ですので。

○ファシリテータ

事務局の件でいかがでしょうか。

○河川管理者

山地でございます。今の、まず事業費ですね、I さんと両方ございますけれども、事業費についてはそういう情報開示ということでございますので、資料を少しまとめてみたいと思います。

ただ少し、1点だけ言っておきますと、今我々は当然内水事業の事業費も積んでおりますけれども、内水の対策は国がやる対策ではないということは先ほどもご説明いたしました。内水というのは当然堤防を締め切れば出るということですけれども、それに対して

排水ポンプをつけると。排水ポンプをつける場合も、国がつける場合と農水がつける場合と下水道がつける場合と、いろんなポンプがございます。それから、内水の対策にはそれ以外に支川の処理ですね、いわゆる支川があふれるということがございますので、支川の堤防を改修すると。今まさに飯尾川でやられておりますけれども、支川の堤防を改修するということも内水対策でございます。こういう意味でございまして、内水対策の事業費というのは、単にポンプをつけるだけの事業費ではないということはご理解していただきたいと思います。

そういった面で、今後幾ら要るのかという話につきましては、そういう支川改修とか、あるいは徳島市の方で、あるいはこないだ、たしか10月ぐらいですかね、小松島市の方で雨水ポンプをつけられましたよね、12m³/secの。あんな形でする費用も当然含まれなければいけないわけです、本当はね。そういうことまで整理するとすれば、これはすぐにはできないというふうに申し上げておきます。

それから、堤防と内水対策を比較するという、その価値を比べるということにつきましては、別に私は押しつけているわけでも何でもございません。これは堤防、いわゆる河川を整備していく段階の順番を私は言っているだけでございます。そういう順番で我々が整備をしていっているということを申し上げております。逆に言いますと、上流から堤防を整備するということは余りないですけれども、上流に堤防があって下流に堤防がない場合、どういうふうに考えられるか。そこのところもお含みおきをいただきたいと思います。

それから、先ほどIさんからございましたように、内水と外水の比較の話の中でIさんは、堤防が決壊したらこれは突然水が上がって浸かるのかと。そういう問題と、外水がだんだん来て、それで水が浸かると。これはじわじわ上がると。こういうお話ですが、これは全くの勘違いではないかと思います。堤防が決壊するというのは内水ではないわけですね。これはまさに外水です。ですから、外水のはん濫というふうに考えていただきたいと思います。

外水自体がじわじわ来るというのは、どこのことを想定されて言われているのかよくわかりませんけど、堤防がないところで、無堤地区でも外水によるはん濫というのは、たしか四国でも西南豪雨がございました。まさに家が流されるという洪水です。じわじわ上がってくるなんかということは、初めはそうかもわかりません、しかし外水によるはん濫というのはそんなじわじわ上がってくるような洪水ではございません。そこら辺はお取り違いのないようにお願いしたいと思います。

○ファシリテータ

はい、Iさんお願いします。

○参加者(I さん)

いや、私は取り違えてないと思います。私は川のすぐ際で住んでいて、吉野川の話をしていますので、吉野川での増水の仕方を言っているわけなんです。それで、吉野川での今の増水というのはじわじわですよ。じわじわ水位は上がっていきますよ。ほかの土石流のような、例えば物すごく流域の規模の小さい川で土石流なんかは突然上がります。それはそのとおりですよ。だけど、その一般論ではなくて、私は吉野川のことを言っているので、吉野川はじわじわとしか上がってきませんよ。

それともう1つ、外水と内水と、これは私の言葉のあやです。堤防決壊が外水、それは そのとおりで、外のものだね。私が言いたかったのは、堤防整備の効果によって人が死な ないとかいうことじゃなくて、もし堤防が決壊したらそのときには壊れますよ。外水でと か、それは言葉のあやだけなので、ちょっと揚げ足をとられたように私はなってしまった んですけど。堤防が決壊したらこれはほんまに死ぬと思いますよ、私は。非常に、一番危 険だと思います。それは無堤地区のじわじわと上がっていくところの出てくる水よりも、 堤防が決壊しての水の方が非常に危険だというふうに思います。

以上でございます。

○ファシリテータ

ありがとうございました。

はい、Jさん。

○参加者(J さん)

内水被害について先ほどおっしゃったような、すべて国交省が内水対策をやるのではないということは重々承知しておりますけれども、国交省のできる限りのポンプ場の整備などの内水対策としてどれだけの費用をかけてどれだけの個数が浸水から守られるかというような試算、それはぜひ、最初からそういう意味なんですけれども、データをちゃんと出していただいて検討していただきたいと思います。外水と同じテーブルで。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました I さんと J さんからの方の、今コメントをいただきました。内水と外水に関して、ではこの件についてどうぞ。

後ろの方、お願いします。

○参加者(Lさん)

北島から参りましたLと申します。先ほどから手を上げておりましたけれども、ようや く発言の機会をいただきました。ありがとうございました。

まず第1番目に、さる日に川島地区の当説明会に、私は北島に住んでおりますので全く 地区外でございますが、よその方ではどういう議論をされているのだろうかということを 勉強も兼ねまして、実は参加をさせていただきました。それで、非常に心を揺さぶられる ところがあったというのは、川島地区でやられている議論というのは本当に悲壮かつ切実 であります。今をどうするのかということを真剣に議論しているわけです。

したがって、国交省の方にお願いをいたしたいのは、内水につきましては、今の法律からしますと国交省の管轄外であるというのもわからないわけではないのでありますが、どうか本当に国の政治に訴えてでも、もし国が直接内水に支援ができないのであれば、法律を変えてでもあの地区の方々の悩み、苦しみというのを一日も早く解決をしてあげて、台風が来てもまくらを高くして眠られるような日が一日も来ればいいなというふうに痛切に私は感じました。ここでやっている議論と全く次元が違います。したがって、私は川島地区の方々のあの苦しみに対して、あるいは不安に対して、一日も早くそれを解決していただけることを、地区外の者ではありますが、国交省の方々に強くまずお願いをしておきたいと思います。

その次に、2点目でございますが、ちょっとこれは、今の治水・利水ではなくて、次の機会までで結構でございますので、ぜひ国交省の方にご検討をお願いしたいのでありますが、このいわゆるよく言葉に出てまいります民意の採択というのか民意の採用というのか、これは一体何なんやと、どういうことをいうのということであります。なぜかといいますと、人間は、話がちょっと変わりますが、悩みとか不満とかいうのはだれでも毎日持っているんです。したがって、「何か意見を言え」とか「不満を言え」と言いましたら、必ず言うのが当たり前なんです。ああでもないこうでもない、自分はこういうことをしてほしい。不満がかえって今度は希望になるわけですから、当然いろんなことを言うわけです。かといって言うことすべてを取り上げておったのでは何にもできないですね。ですから、中には「私がいろいろな貴重な意見を言ったのに取り上げてくれなかった」ということで怒っている人もいるのですが、先ほどちょっとどなたかおっしゃっていましたが、これはまあそういうことがあってもしようがないですね。

非常に私個人のお話で恐縮でございますが、時間をとってまことに申しわけないんです

が、ちょっと例として申し上げます。私は現在北島町の旧吉野川の堤防のほんの六、七十 m離れたところに実は住んでいるんです。去年の夏ごろでしたか、そこの堤防がありがた いことに 2 m くらい嵩上げをして、防災上強化をしていただきました。

それを見まして、実は恥ずかしながらうちの愚妻が物すごく文句を言っているわけです。なぜ言っているか。まず自分が毎日三度三度立つ台所の窓から旧吉野川のきれいな水面が毎日ながめられて景色が非常によかった。それから夏場が来ますと、川の川風がそよそよと流れてきて非常に涼しかった。しかし堤防ができたおかげでどえらいことになってしもうたということで、家内ががやがやと文句言うわけですね。1カ月ぐらいぶつぶつ言うてましたわ。そやけど私が「安全ということと、おまえが考えておるのとどっちが大事なんや、よう考えてみろ」と言うたら、1カ月ぐらいでもう言わなくなったですね。例えばそういうことなんです。

ですから、民意の採択というのは一体どういうふうに、何をいうのということを国交省の方々は次の、最後のあれがありますので、それまでによくお考えをいただいてしっかりとした方針をお聞かせいただければありがたいなと。そうでないとまたほかのことを考えなきゃいけないかなと、こういうふうにも思ったりしております。よろしくお願いします。

最後に非常に言いにくいことを申し上げるんですが、国交省の方々は、まあ個人のお名前を出して失礼ですが、今日のこの席には舘さんはお見えになっておりませんね。あれだけ頑張っておられました。どこかへかわって行かれたんでしょう。この大きな、日本でも有名な吉野川の整備計画につきまして、どうか現在ここにおられるスタッフの皆様方、

「わしがひとつこの問題をしっかりと方向づけ解決をしてやる」という気概を持ってやってください。腰掛け的に、「もうどうせまた転勤するからごちゃごちゃ言っておったら終わるだろう」というようなことは、まあ思ってはいないとは思うけれども、思うけれども、決して思わないで、ご自分たちが本当に最後まで決めてやるというぐらいの気概を持ってやっていただきたい。それでない限り、私どもはエール、応援をすることはできません。どうぞひとつこの点は、ちょっと話が利水・治水には関係ないかもしれませんが、くれぐれもよろしくお願いをしたい。

以上であります。

○ファシリテータ

はい、Lさんありがとうございました。

ちょっと議論をもとに返させていただいて、先ほどお約束したとおり、内水・外水の話

の次に治水安全度の話がありましたので、そっちの方へちょっと、もとへ戻させてください。その後、新しい意見を承りたいと思います。

どうも大変すいませんでした。治水の考え方について途中でちょっと議論が中断して、 また来ましたが、今までについて、先ほど質問したAさんとDさんの方から少しコメント いただきたいと思いますので、途中だったんですが。

○参加者(Dさん)

またお答えを私自身はいただいていない。

○ファシリテータ

わかりました、はい。治水安全度について、先ほどのAさん、Dさんについてのご質問についてコメントをいただきたいと思います。

事務局、お願いいたします。

○河川管理者

四国地方整備局で河川課長をしております岩男です。私が舘課長の後任でございますの でよろしくお願いいたします。しっかり頑張っていきたいと思います。

まず、AさんとDさんのご意見ですね、貴重なご意見ありがとうございました。安全度の考え方ということで、想定以上の洪水などを考えていくと、単に堤防を整備するとかダムだけで調節するというのは無理ではないかという考え方はまさしくそのとおりでございまして、それは総合治水とかソフト対策とか、そういうことでしっかりやっていかなければならないことであるというふうに私も認識しております。

ただ、現在の吉野川の整備水準からいいますと、非常に低い整備水準にあると。それで 上流は無堤が残っていますということで、先ほどの内水と外水の議論になっていたんだと 思います。

山地副所長の方からも少し話がありましたけれども、やはり外水の被害というのは非常に厳しいものがございまして、当然内水はじわじわと水が上がっていくような感じでございますけれども、まあ内水も先ほど、場所によってはじわじわ上がっていくでしょうという I さんでしたかね、ご意見もございましたが、それに加えて流速も速いですし、現実に家が流されたり、そういう被害が起きている場所もございます。そういった状況、それからもちろん内水被害、外水被害の頻度という面から見ても、堤防がないところは内水と同じような頻度で浸かっていくということで、同じような苦労をやはりされていると。

そういう状況をかんがみますと、我々として今整備を進めていく、できることというの

は今まで下流の方を整備してきたのと同じ水準で上流の方まで堤防を延ばしていくと、無 堤地区を解消していくというのが今我々が考えている整備の考え方でございまして、今ご 提示している考え方でございます。我々はこれを目指して頑張ってやっていきたいという ことで今回意見をお聞きしているわけでございまして、ぜひ忌憚のない意見をお聞かせい ただきたいと思います。

それから、堤防を嵩上げすると被害が出るとか、あるいは先ほども堤防の決壊の方が被害が大きいという話がございましたけれども、一部山地副所長の方からご説明しましたけれども、我々は今の想定されている高水位を守れるように堤防整備していくということで、今考えている水準より堤防を嵩上げしていくというようなことは考えておりません。

それで、その堤防の決壊についてはどういうふうにやっていくかといいますと、先ほどもパワーポイントで井上課長の方がご説明しましたけれども、質的整備という考え方ですね、漏水対策ですとか浸透・侵食の対策ですとか堤防の厚みを増したりとか、護岸あるいはブランケットのようなものを入れたりとか、こういうもので質的整備というものは考えておりまして、こういうものの対策もしっかりやっていきたいというふうに考えております。

それから、基本方針の話で、Dさんの方から、流域外に水を流せばよいのではないかと。これはまた別の方も言われておりましたけれども、今、総事業費1800億という話がございましたが、これは今の予算状況で30年推移したらこれぐらいの予算が与えられていくだろうということですけれども、1800億というお金は、吉野川の基本方針レベルで残りの洪水調節をやろうと思えば、ダム1個にも満たないようなお金でしょうし、例えば流域外に持っていくということになれば放水路とか、そういうことになると思いますので、非常に莫大なお金、長い期間がかかるものでございます。

決して我々はその部分をほうっておくというわけではなくて、当然この整備計画の工事を進めながらも、こういった検討もしっかり次期の整備計画に向けてしていかなければならないことではあると思っております。ただし現在の状況としましては、そういったダムがいいのか、あるいは流域外に持っていくのがいいのかというような議論に至るまでのまだ土台がありません。それよりも、今言っている無堤の対策ですとか、内水被害も含めてそうですし、こういった堤防の質的整備とか、まずは平成16年の目標に合わせてそちらを先にやらせていただきたいというのが我々の思いでございまして、ぜひそれについてのご意見をお聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。これに関してAさん、Dさん。はい、お願いします。 〇参加者(Aさん)

ありがとうございました。非常に率直な意見をお聞きできたと思います。

要するに、基本方針、従来もう何か金科玉条のように2万4000m³/secということがすべての出発点であった考え方から、そうではなくて、今の既に現実に起こった被害をどう軽減するのかというふうなところから問題を立て直していくというふうにお聞きしたんですけれども、そういうことでよろしいですかね。

僕は、やはり人命尊重、人を死なせない。先ほどの内水被害のときでも、被害には2つあって、人命被害と経済被害という言い方をされました。やはり一番大事なのは、もちろん経済的な面も大事ですけれども、何をおいてもやっぱり人命についてきちっと区別をして、それは何としても守るという観点に立ったときの治水のあり方というのはおのずと変わるはずなんです。自然現象には際限がありません。そういう際限のない事態に対して備えるということは、どうしても優劣をつけざるを得ない。そういうふうな優劣をつけるときの大きな転換が、僕は今回の河川法と今回の河川整備計画づくりだと思うんですね。そういうことに立ったときには、これは追加してぜひ説明願いたいんですけれども、従来は2万4000 m³/secから6000 m³/secカットするということに向かって一日一日進めてきた、そういうことではなくて、今現在は2800 m³/secカットしている、それからさらに人命が損なわれるようないろんな要素を削っていく、そのための計画づくりであるというふうに考えてよろしいんですね。

もちろん基本方針はもう既に霞ヶ関の方で決まっていますから、これについてここで どう変えられないというのはわかるんですけれども。もっとも河川法改正のときの国会答 弁の中では、河川整備計画に対して基本方針がそぐわないときには変更することもあると いうふうなこともありますから、ぜひ地元の計画づくりの、深みのある計画づくりがされることによって合わないところは変えていったらいいと思うんですね。そのぐらい、ぜひ 一緒にやっていってほしいなと思います。

ただ、そういう原則的な今回の整備計画づくりの理念については是非とも共有したい、 是非このテーマの議論のときに共有できたらありがたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○ファシリテータ

ご意見について、お願いします。

○河川管理者

どうもありがとうございました。河川計画課長の岩男でございます。基本方針レベルの計画についても今後は真剣にやっていかなければならないというご意見かと思っているのですけれども、まさしくそのとおりでございまして、今の整備の水準としましては、先ほど申しましたように平成16年規模の洪水を対象にして、まずは整備をしていきましょうということでやっていく対策というのは、今お示ししているとおりでございます。

今後、2万4000 m³/secに向けてどういう考え方でやっていくかということが回答になると思いますが、現実問題として、先ほども地球温暖化の問題とかございましたけれども、恐らく我々の理解とか想像とかが及ばないような形で、今後そういう雨の降り方ですとか洪水の出方というのも変わっていくのだろうと思っています。現実的に諸外国ではそういうふうなものを見据えた対策というのもやられておりますし、また国土交通省の方でも河川分科会の小委員会の方で、そういった地球の温暖化の検討というものを、地球温暖化を見据えたそういった検討というものを今始めて、中間取りまとめみたいなものを出している段階でございます。

ですから、2万4000 m³/secというのも、もちろん現時点で想定される150分の1レベルのものですけれども、将来的に向けては当然変わっていく可能性があるものであるというふうに理解をしておりますし、そういう整備が求められるような被害が起きるとか、そういった段階になればそういうふうなものも見据えて、例えば整備計画期間内にそういうことが起これば、そういうことを見据えて変更していかなければいけない、いくべきものだとも思っております。ただ、現在としては今まで起こった戦後最大というものを目標に、今回の整備計画をお示ししておりますので、まずはその戦後最大に備えた整備計画がどうあるべきかという議論を望みたいと思っております。

以上です。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。

Dさん。

ちょっとお待ちください。質問者の方から先に。

○参加者(Dさん)

お答えありがとうございます。川に閉じこめようとすること自体が無理があるというご 見解は本当に進展のあるものだと思いますので、本当にそうだと思います。

それと、お答えいただいてないのが、再三私たち、また可動堰の問題のときに、堤防を高くすると被害が大きくなるから堤防は高くできないんだというようなことがありまして、これは本当に素朴な疑問なので率直にお答えいただきたいんですけれども、同じレベルの堤防が決壊した場合、高い堤防、低い堤防は被害がどちらが大きいのか、どんな被害、やっぱり人命被害を一番救わなければいけないというのが本当に私たちの願いでありますし、刈谷田川では150分の1の危険度の堤防が決壊して大被害が起こっています。堤防決壊は本当に怖いというのをこの目で見てきましたので、高い堤防の方が被害が大きいというのは本当に、堤防さえ造ればいいかのような安全神話がございますけれども、決してそうではないということをしっかり私たちも認識しないといけないわけです。

例えば、内水なんかも、堤防ができたところでの内水被害と河道の被害と同じぐらいの被害戸数が出ているということを考えますと、被害は堤防を造るだけでは決して減らないという認識に立たない限り、私たちの被害に対する安全度を求めていく姿勢、望めないので、ぜひ。

それと、先ほど河道外に、私が流域外と言い間違えてしまいましたけれども、河道外に水を流すような対策を考えていただけたのかということに対して、それは大変コストがかかるのでというようなことでしたけれども、その1つだけバイパスを使ってやるということではなくて、例えば二線堤なんかも、先ほどはお示しいただきましたけれども、余り市内の極端な人家の密集した例を示されまして、物すごく恣意的なものを感じましたし、もう少し実現可能なところの代替検討案などもお示しいただかないと、本当に公平な堤防ありきのようなイメージがどうしてもしてしまいます。そして、堤防が必ずしも安全でないようなことをお聞きしますと、とても不安に感じます。ここの代替案の検討が十分でないように思いますけれども、その点についてもう少し進める余地があるのか、それをお聞かせいただきたいです。

○ファシリテータ

2点質問がありましたので、お願いいたします。はい、どうぞお願いします。

○河川管理者

河川計画課長の岩男です。まず、堤防の高さの問題から、私の方から答えさせていただきたいと思います。堤防の高さの問題は、恐らく無堤地区の話を想定して言われていると

思いますのでお答えしますと、下流の堤防を整備されている、今まさしくここにある吉野川の堤防の話をまずしますと、堤防の高さを上げるということは、決壊するときには当然今以上の、要するに大きな洪水が流れているわけですし、水位も今ある位置よりも高いところから押し寄せてくるわけですから、当然被害は大きくなります。それはご理解いただけると思います。

では、無堤地区で堤防を整備すると被害が大きくなるのではないかということに対しては、それはそうではないと思っています。というのは、無堤地区というのは現状でもある一定の洪水が来れば、要するにそこの水位まで、要するに人家が浸かる水位まで水は上がっていくわけです。当然外水の流速も持ったものが流れていくわけですから、無堤地区で極端に高い堤防でなくても、そういう外水の流れていくものを守るような堤防を造るということに関しては、被害を拡大させるのではないと。それは被害を軽減できる対策であると、我々は思っています。

もう1点の方については、こちらから説明をいたします。

○河川管理者

河川調査課長の井上です。流域外ではなくて河道外、つまりどこかを遊水地のように使 うような話、使うような対策はどうかということだと思いましたけれども。

先ほどお話ししましたスライドで、吉野川のはん濫の形態についてご説明しました。つまり、下流側が洪水が起こって破堤すると、ちょっと小さくてすいませんが、このようにだっとはん濫していくという形態を示すのが、この下流側のはん濫形態です。一方で、このあたりから上流については、堤防がなくなったというか破堤した場合、河川の洪水の水位とこちらの居住地側の水位が同様の、同じぐらいの水位になって流れ下るような、ここがもう一帯川になってしまうというようなはん濫形態を示します。したがいまして、例えばこういった地区を遊水地のようにするといったようなことをしたとしても、同様の水位で川のように流れていってしまうので、余り効果はないと考えているところです。

したがいまして、先ほど下流の方の拡散型のはん濫を示す地域で、そのような、今の二線堤の話は仮に試算したということをお話しさせていただきましたけれども、遊水地のことについてはこのようなことで、上流でやっても余り効果はないと考えているのですけれども。

例えば、このような具体的な代替案というものをお示ししていただければ、検討して いきたいとも考えておりますけれども。

○ファシリテータ

よろしいでしょうか、Dさん。

この関連で、はい、どうぞ。お待たせしました。

○参加者(Bさん)

徳島のBと申します。今治水の問題についていろいろ論議しておるわけですけれども、 治水の基本的な考え方というのは、私はやはり人の命と財産をいかにして守るかというこ とだと思います。先ほどからいろいろと、2万4000とかいろいろな数字が出てきておりま すけれども、これは過去の洪水を参考にしての数字かと思います。今地球の温暖化の関係 を考えてみますと、地球の温暖化の関係であちらこちらで大洪水が起きているわけですね。 その大洪水の起きたところでよく住民の皆さんが言っていることは、こういう大洪水は生 まれて初めてだと、過去にもなかったことだと言っているのが、すべての地区でそういう ふうに言われているということは、とりもなおさず今までの統計をはるかに超える洪水が 来ているというふうに私たちは判断をいたしております。

したがって、国土交通省としては、もちろん過去の洪水を参考にして作られるということは、それはそれなりの理論がありますから、あながち否定はできないわけですけれども、今回の吉野川の整備計画についても2回、3回と修正案を作られまして、私たちはこの案について、私たちの考え方からすると、もっともっと強固な堤防なり堰なりを造ってほしいという希望があるわけでございますけれども、現状の置かれている日本の経済状態から考えてみますと、これもやむを得ざることかなという感じは持っております。

しかし、私たちはそれで満足しているということではございません。堤防にしても、またポンプなどの補強にしても、もっともっとやっておかなければ、本当に徳島県、特に吉野川については多くの犠牲者が出ることが確実であるというふうに私は考えております。それも非常に早い機会であるというふうにも思っております。しかし、やむを得ざることかなという感じでございます。したがいまして、現在の作られております整備計画については、まあまあこういうところでいいんじゃないかな、やむを得んなという感じでございます。

次に、治水の問題で1つ皆さんにご理解をいただきたいのは、森林の治水効果というのはゼロではございません。確かにございます。特にアラブのような砂漠において木を植えますと、非常に効果が大きいというふうに考えております。しかし、徳島県の場合を見てみますと、今から12年前になりますけれども、農林水産省の予算で毎年、県森連等が中心

になりまして間伐あるいは枝打ち・下草等をやっておるわけでございます。その結果として、私たち山を毎日走り回っておる者でございまして、正確な数字はちょっと忘れしましたが、県森連で聞いておりましたが、もう既にこうした下草・間伐等々の手入れは80%が終わっておると私は判断をいたしております。ですから、これを過大評価して、治水効果が非常に大きいんだということになりますと、これは非常に誤解が出てくると思います。既に80%が終わっているということは、80%精一杯の効果が森林効果というのは出ているわけですね。

例えばダムにしても、満水になっておりますと、洪水のときにそれを堰き止めて貯めるという効果はゼロですわね。森林についても言えるわけだと思います。それぞれ精いっぱいの効果を出している上に、なお森林の効果を期待して当てにしますと、これは当てが外れるということでございますので、国土交通省さんが今案を出されておりますけれども、修正案を出されておりますけれども、これもこれぐらいの案でまずまずやむを得ない案ではなかろうかと思いますが、これはね、皆さん森林を論ずるときに必ず山を入って、それも何年も10年も20年もかけて県下一円を駆けめぐって自分の目で確かめてもらって、効果はあるにしても、今どういう状況かということを十分に把握して論議をしてもらわんと大きな誤算になりますので、その点を申し上げておきたいと思います。

それと、内水面の話が先ほどから出ておりますけれども、これは吉野川の支川ではございますが、国の管轄ではなくて県の管轄ではないかと思いますが、ちょっとわからないところがありますので、これは教えてほしいと思います。16年の台風23号でしたか、大きな台風がございまして、徳島のあたりは大分水が浸かったんですが、あのときまで私は内水面のそういう洪水というのは、川があって、川が満水になって堤防があふれて町の方に出るとかね、決壊して町の水が流れると、それによって町とか水田が浸かると、いろいろ冠水するというふうに判断をいたしておったんですが、あのときは全然違うんですね。

ちょうど私はあの台風のピークのときから写真を撮っていまして、後でよくその写真を分析してみますと、実はそれは川から町の方へ水が流れ込んだんじゃなくして、逆に町いわゆる水田の方が満水になって、その水が川の堤防を越えて川へ流れ込んでいる。これはもう、もし皆さんが疑問でございましたら写真をお見せしたいと思うんですが、撮っております。ですから、それは後で聞いてわかったんですが、どうしてそういうことになったのかなといいますと、いわゆる堤防の下から、園瀬川の堤防の下から水が田んぼに、田んぼの底を通って吹き上げて、それで水がどんどんたまったと。したがいまして、台風後

というのは田んぼの至る所に大きな穴があいていましたけれどね。ですから。

○ファシリテータ

Bさん、ちょっとコンパクトに関連の質問でお願いします。

○参加者(Bさん)

はい、もう終わりますわ。それで、その内水面のそういうような場合の対策というのは あるのかどうかと。

2番目は、それはもう今から4年たちましたから、少し残っていた堤防を全部補修して完成していますと。しかし、それは逆にそういうことが起こるとするならば、この前は1mの冠水で終わったんですが、堤防が今度ぐっと上がっていますから、そういった水でああなったら5mぐらいがあるんですね。だから、逆に大洪水に見舞われるわけですから。それに備えて、なかったポンプをも造っていますから、それで吐き出すつもりだと思いますが、それが果たして可能なのかどうかということも、もしわかれば教えてほしいと思います。これは直接国土交通省さんの管轄ではないかとは思います。しかし、内水面では変わりがないわけでございますので。以上でございます。

○参加者(Cさん)

関連で。

○ファシリテータ

ちょっとだけ、こちらの方を先に意見交換してからということで、お待ちくださいませ。

○参加者(Cさん)

今の関連です。同じ。

○ファシリテータ

同じですか。ちょっとお待ちくださいね。

今質問が出ましたので大きく3つありましたが、最初はBさんのコメントということで、残り2つでよろしいでしょうか。Bさん、森林効果の話と内水面の対策についてということで。はい、お願いいたします。

○参加者(Bさん)

もう一つ、堤防の強化。

○ファシリテータ

堤防の強化ですね。はい、お願いします。

○河川管理者

まず森林の効果ですけれども、先ほどもお話ししたとおりで恐縮なんですけれども、ご 認識されているとおり、森林については宅地とか農地と比べて保水能力が高いということ で、森林を保全していくことは治水上も重要です。したがいまして、関係機関とこのよう な認識を、共通理解を得まして、関係機関と連携して取り組みを進めていきたいと考えて おります。まずは、森林は以上です。

○ファシリテータ

はい。もう1つですね。

○参加者 (Mさん)

今、答えてないじゃない。80%はもうばっちりと言っているんだよ。だから、そんなこと信頼したらだめだと言っているんじゃないの。それは違うということ。

○ファシリテータ

先ほどのBさんの質問に対してのコメントですね。

○河川管理者

はい。すいません、名前を言い忘れました、河川調査課長の井上と申しますけれども。 農水省の事業で80%ができているといった話は、ちょっとすいません、確認していません のでよくわかりません。すいません。

ごめんなさい。あと私先ほど重要なことを言い忘れたんですけど、さっきの遊水地のところの話、代替案を示していただければという話をしましたけれども。もう一回スライドを出して、22番。こういう河川の水位と同様な水位になるので、遊水地については余り効果がないのかもしれないというお話をしましたけれども、もう1つつけ加えていかなければいけない重要なことがありまして、こちらは無堤部がたくさんありますけれども、こちらの地域に実際にたくさんの方が住まわれておりまして社会生活を営んでいるということがありますので、そういったことも踏まえて検討していくことが重要だと思います。すいません、言い忘れていました。

○ファシリテータ

はい、お願いします。

○河川管理者

もう1点、山地でございます。堤防の強化の話でございますけれども、園瀬川ということで。今の現象というんですか、お話を聞いているとまさに漏水ということだと思います。 ですから、先ほどから少しご説明しておりますけれども、吉野川の漏水ですね。いわゆる 堤防の居住地側に、こういうふうにぼこぼこと吹いた後が出るわけですけれども、それが まさに漏水の現象だと思います。

対策については整備計画の中にも書いてございますが、県の区間、国の区間ということではなくて、恐らく対策自体はその場所によって違ってはくると思いますが、我々が今一般的にやっている川の表側といいますか川側の対策と川裏の対策と、その堤防のあり方によって対策の方法が違ってまいります。今ちょっと前に絵が出ましたけれども、これを全部やるということではなくて、その場所場所で、例えば水が流れている側ですと滑りに対する安全率とか、裏であればパイピング現象の安全率とか、そういったものをきちっと検証しまして、どういった対策がそこの場所に一番適しているかということを、この候補の中から組み合わせて対策をとっていくということになっております。

○ファシリテータ

Bさん、よろしいでしょうか。

関連ということで、すいません、お待たせしました。

○参加者(Cさん)

C、田宮のね。私は、吉野川の下流の温暖化の水面の高さについて申し上げたいと思います。今、温暖化というようなことをちょっと前の方からもお話がありましたけれども、地球の温暖化というのは大問題になっておって、地球規模で CO_2 の調節をやっておりますわね。そしたらね、あれと同じように吉野川の下流は、地球の温暖化によりまして、ある説によりますというと水面は $5\,m$ 上がると、 $5\,m$ 上がるというような話もあるわけです。 $5\,m$ もし上がったら、そしたら今の堰は、あれは $5\,m$ 10あるんです。そしたら、あの堰は何にも意味がないようになるわけですね。堰でなくなる、 $5\,m$ 上がればね。しかし、それを100年先のことやと、こない言うて、100年先だというので、早急になれへんわと言えば、まあそれまでですけれども。しかし、やっぱり国家100年の大計というのを立てておかないかんと。地球の温暖化は、 CO_2 は一生懸命に国や全世界でやっておるのに、吉野川の温暖化についてはあんまり声が出ないと。今日の話でも、吉野川の水面の上昇、 $5\,m$ 上がるというようなことについては、あんまり関心がないようなんですね。この意味において、国家100年の大計と。

しかも吉野川の下流というのは、これは吉野川の本流と鮎喰川と飯尾川と3つの川の、 徳島平野の水が皆流れてきよると言うていいぐらい徳島に流れてきよるんです、下流はね。 ほんで、大水のときが、これがいかんです。大水のときに海面が上昇して、そして堤防が 決壊に瀕する。かつて戦後において第二室戸台風とかジェーン台風と、こういうときに海 面が満潮のときには逆流しましてね、堤防すれすれに水が来たんです。堤防すれすれにね。 そして、そのときに私は堤防へ上がったんですけれども、堤防がぐらぐら揺れるんですよ、 これね。堤防がコンニャクみたいにぐらぐら揺れる。もうちょっと海面が上がれば、これ は決壊、決壊というよりも上から。そして、それぐらいになるというと下から水が噴き出 すんです、こうなればね。

ほんで、この海面の上昇ということをぜひ考えて、そして防災の設備をしてほしいと。 国家100年の大計を立てるように国土交通省においては考えられて、この対策を講じてほ しいと、このように思います。

○ファシリテータ

ありがとうございます。事務局の方からコメントをお願いします。

○河川管理者

河川調査課長の井上です。温暖化に伴う影響に関するご心配ということで受け取っております。これは先ほど使わせていただきました地球温暖化等への対応ということで、温暖化の影響としまして、地球における気温の上昇が今後も続くのではないかという予想が世界で研究されている結果でありまして、世界的な平均の海面の水位についても上昇傾向にあることは理解しております。

素案の105の1ページに記載しておりますけれども、今後に向けてというところで、その中で河川整備の調査研究に取り組まなければいけない事項として、水位であるとか流量、雨量、海象の現象についても今後データを収集するとかいうようなことを、学術的な進展であるとか研究分野の進展を含めるとかそういったことも考えつつ、必要に応じて調査研究していくというようなこともしていって、そういったものを整備計画に反映させていきたいと考えておりまして素案の59ページの4.1.1のところなのですけれども、河川整備の項目とその内容については現時点のものを今回の再修正素案で、今回の整備計画でお示ししているところなのですけれども、侵食状況をフォローアップするとともに、河床変動であるとかいろいろな状況、先ほどお話しました海象、海水面の上昇の傾向とかも踏まえて、必要に応じて整備項目については追加したり削除したり、実施内容の変更など、そういったものを適切に行っていきたいと考えております。以上です。

○ファシリテータ

はい、どうもありがとうございました。今のご質問の方、よろしいですね。

今、予定の時間の5時を過ぎていますけれども、1時間延長に入っていますので、ご了 承いただきますようお願いいたします。

はい、どうぞ。ちょっとお待ちください。

○参加者(Nさん)

すいません。徳島市のNと申します。

○ファシリテータ

N様。

○参加者(Nさん)

今この方が質問されたことに関連しまして、最初に冒頭、さりげなく質問されていた ことがちょっと。質問かどうかはわからないんですか、意見かもわかりませんが。

2万4000の数字に対して、過去の洪水を参考にして作られたんだと思いますがとおっしゃられましたね、たしか。それでよろしいんでしょうか。こういうことというのは結構ひとり歩きしまして、私も営業をしておりましていろいろなところへ行っておりますが、いまだに可動堰がないと生命・財産は守られないと思い切っている方がたくさんおられるんです。こういった今の森林の整備に対しても、80%整備されているということを今訂正しなければ、これがどんどんひとり歩きするわけです。

それから、冒頭おっしゃられた $2 \, \pi 4000 \, \text{m}^3/\text{sec}$ も、過去の洪水経験をもとにして作られた数字だと思いますがとたしかおっしゃられましたが、それは正しいのか正しくないのか。ここで訂正をしていただかないと、またこの数字がひとり歩きをしまして、この $2 \, \pi 4000 \, \text{m}^3/\text{sec}$ は過去の数字を基本にして作られたものですというのがどんどん広がっていく可能性がありますので、そこのところをちょっと回答お願いいたします。

○ファシリテータ

数字の根拠についてです。お願いいたします。

○河川管理者

副所長の山地でございます。今の件でございますけれども、2万4000 m³/sec、基本方針の数字の出し方ということだと思います。過去の出水といいますか、雨の実績ですね、そういうものを幾つも集めまして統計的に処理をして、150年に1度起こるような確率に置きかえた雨をもって計算した結果でございます。過去の実績洪水の雨をもとに、150年に1度発生するという雨はなかなかございませんので、統計処理をしまして、確率処理をしまして、例えば小さい雨もありますし大きい雨もありますけれども、その雨の傾向がど

ういう確率で出てきているかという確率処理をやりまして、それが仮に150年であれば、 例えば100mmの雨は150mmになるでしょうとか、130mmになるでしょうとかという処理をし まして、その雨をもとに計算した結果が今の数字になっているということでございまして、 過去の雨そのものを直接使っているということではございません。

それと、先ほどの森林の数字の80%という話はご意見の中で出た話でございまして、 先ほどうちの課長がお答えしましたように、私の方でその80%を確認しているわけではご ざいません。

○ファシリテータ

Nさん、よろしいでしょうか。

追加、補足ですか。

○河川管理者

すいません、補足です。先ほど休憩のときにどなたかが私のところに直接。ちょっとスライドの20を出して、すいません、言い忘れてしまいました。これに関する修正の箇所がわからないということでしたけれども、先ほどお話しした箇所がそれに該当しますので、よろしくお願いいたします。個別の案件です。すいません。

○ファシリテータ

はい、わかりました。

○参加者(Bさん)

ちょっと意見。先ほどの80%について疑問があるようでございますので、申し上げたい。 ○ファシリテータ

わかりました。はい、先ほどの80%の点で今ちょっと議論になっておりますので、少し これに触れていきます。どうぞお願いします。お名前をお願いいたします。

○参加者(Bさん)

徳島のBです。今質問者が、80%がひとり歩きしているごとき言葉がありましたけれども、それは実は山を毎日歩いていますと、どの山がどうきれいになって、この杉林というのは手入れができているかどうか、枝打ちができているか、下草ができているかということは見たらわかるんですよ、毎日歩いているとね。県下を歩き回っていると、今から20年、30年前からずっと記録が出てくるんですよ、頭の中で。

だから、ここ最近10年ぐらい前から急速によくなったんですね。それまでは随分下草 のできてない山がいっぱいありましてね。最近随分よくなって、もう歩いてみても、ここ は下草をせないかん、枝打ちをせないかんという林は、もう本当に少ないんですよ。だから、これは森林組合、県森連から実は数字を聞いておったんですが、今正確な数字は忘れましたので、これは控えさせてもらいますけれども、私が山歩きをする感ではほとんど終わりました。もしそれがうそだとおっしゃるんでしたらね、徳島県下の山を20年かけて歩いてください。そして、私に返答してください。お願いします。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。

こちらの方、ちょっとできたら、まだご意見を言っていない方をちょっと。

○参加者(Dさん)

関連、森林のことは。全部森林のことについて、今。

○ファシリテータ

関連ですか。今3人ほどお手が挙がっていますが、同じですか。

○参加者(Dさん)

全部意見は違いますので、一人一人聞いてください。

○参加者(Aさん)

ちょっと待ってください。先ほどずっと安全度の議論をしていたんですけど、今、横へ。 余り深入りせんといて、もう。また戻してください。

○ファシリテータ

そうですね、それは今ちょっと横へ行っていますので。はい、ちょっと戻させてください。いいですかね。ということで。

一応森林については環境の方のお時間をとっていますので、ちょっとこのぐらいにさせていただいて。治水でということですね。ちょっと、お一人ずっとさっきからあそこでお手が挙がっているので、すいません。

○参加者(○さん)

阿波市のOと申します。テーマは治水対策のモデル事業についてです。

まず、昨日中世の三好の話をしておりますと、市場の若宮神社の谷にみよしいずみというのを100年前に来ておったわけです。それが今は環境破壊で埋めてしまっておると。それは三好の30年の歴史です。もう1つは、その前に、善入寺297番の地先に、所有者は100年前は私の先祖です。そこに吉野川一番の、地図によりますと観音堂と書いてあります、そこがありました。そこが250年前に僕の先祖が持っておった土地です。そこに吉野

川一番のお寺を見つけたわけです。それに対する環境保護というんですか、含めて学術者に調査に来てもらいたい。手間は惜しまんけれどもね、現地説明は付近の住民に頼んであります。それの勉強に今日は本当は来たんです。

あとは、もう皆の意見を聞いて、最終はやっぱり住民の3分の2以上ぐらいの同意を得て、ええものを、予算をどこでもから、皆がええと思うたら3分の2の同意を得て、住民の理解だけ得てください。私は代弁ではないけど、地権者の方です。それは頼んでございます。失礼いたします。

○ファシリテータ

どうもありがとうございました。

私の方の進行がまた今混乱して、ご迷惑をかけました。Oさんの方の質問と、先ほど Aさんに対する回答がちょっと中途になっておりましたので、これをいただきたいと思い ます。

そうしますと、Aさんの方への回答がちょっと中途ということと、今Oさんについては、1つは治水の話と環境調査に来てほしいということでございました。あわせてお願いをしたいと思います。もう一度ちょっと最後途中だったのですいませんが。Aさん、お願いします。すいませんでした。先ほどの話から森林の方へ行ってしまったので、申しわけありませんでした。

マイクをお願いします。治水安全の話が途中で終わっていました、申しわけございませんでした。

○参加者(Aさん)

Aです。Dさんの回答もまだだと思うんですけれども、先ほど途中になった点といいますのは、人命優先ということについては、人命優先の治水で行くんだということについては話はわかりました。ということは、具体的にどうなるかというと、浸水することもあり得るということなんですね。例えば我々住民からしても、まずはとにかく人命を守るということになってくると、経済的な被害で多少我慢しなければいけない場合も出てくるということなんですよ。

ということは、そのことを皆さん方流域全体に納得する、つまり合意を形成していく 作業というのは大変ですけれども、これは非常に大事なことになります。そのことが計画 づくりの中に盛り込まれておらなければ、なかなかうまくいかないのではないか。それが 証拠にというか、それに関連して、例えば無堤地区をなくす、これは長年の課題でしたけ れども、本当に人命を優先して、少なくとも人の命だけはあらゆる自然現象から守るんだとなってきたときには、遊水地を何としても確保しなければいけない、そういうテーマも出てくるわけです。これは、吉野川ではそういうことをする場所は一切ありませんという形で切って捨てるならば簡単。けれども、そういうふうな優先順位をつけるならば、どこかでそれを見つけなければいけないということも出てくる場合があります。

例えば岩津上流の無堤地区を解消する、これは非常に崇高な課題であります。けれども、そのことによって200m³/secの流量が増加する、これは治水全体からするとマイナス面でもあります。そういうことを考えて、超過洪水に対してどうやって洪水全体のピークを抑えていくのかということについては、今はわかっていなくても、これからこのような形でそれに対する対応策をとっていかなければいけないんだ、つまり調査研究を始めないといけないんだというふうな課題はあると思うんですね。そのことがなければ、2万4000m³/secという大きなこれまでの治水戦略がなくなって、6000m³/secカットするためのダムは造らない、遊水地もない、そして森林の効果もない、これはそれぞれ僕は異論があるわけですけれども、そうしたときには結局安全度は下がるけれどもみんな我慢しろ、こうしかなりません。こんなばかなこと、あるはずがない。

だとしたら、その一つ一つについて、どうやって人命を優先した新しい治水戦略の目標として掲げるのかということについて、やはりもっと説明していただかなければいけない、もっと議論をしなければいけないというふうに思いますね。この点についてが、先ほどから答えの半分足りないところです。

○ファシリテータ

はい、今の質問についてお願いいたします。

○河川管理者

副所長の山地でございます。言われていることはよくわかりますし、そういう方向で 我々も考えているということでございます。ちょっと先に、200 m³/secの話はさっきのご 説明の中でしましたように、今の整備計画の中で下流増になる部分を計画の中に見込んで いるということで、ご説明をしているところでございます。

それと、本題の方でございますけれども、そのように人命を優先ということで取り組んでいくということでございます。その考え方につきましては、改めて今からそのように取り組むということではなくて、当然堤防を造っていくことも人命を守るということでございますし、それは生命・財産を守るという立場からは以前からやってきたところでござ

います。

なお、今言われていることは、超過洪水とか想定外の大きい水が来たときにどうするんだといったところ、あるいは方針レベルの水の話かと思います。先ほど計画課長の方からもご説明をしていますように、我々の考え方、いわゆる超過洪水とか、あるいは総合治水というような言葉を使っておりますけれども、私は水害に強い町づくりではないかということだと思います。超過洪水とか総合治水というのは、御存じだと思いますけれども、もともとは河川審議会の中でも昭和52年とか、あるいは超過洪水については昭和60年代の初めからいろいろ議論されてきたことでございます。そういった経緯もこれまで踏まえて、我々は堤防を整備するということと同時に、先ほどからお話に出ていますように、そういう想定外の大きい水に対しては流域対策であるとか、あるいは被害軽減対策であるとか、いろんな手だてを組み合わせながら一緒に人命を守っていこうというスタンスでございます。ですから、そういった意味では、私はまさにAさんが言われていることと大きい目標は一緒ではないかと思っていますけれども。

そういう意味で、大きい洪水に対して今後どのように対応していくのかということでございますけれども、やはり先ほどお話がありましたように、堤防を造っていくことも大事だということです。それと、堤防を造っていくだけでは対応できない部分につきましては、そのような流域対策、まさに保水地域、遊水地域、低地地域、そういった部分の対策を、吉野川ではどのような対策が一番合っているのかというところを今後考えていかなければいけないと思います。

それと、被害軽減対策につきましても、これまで具体的にはハザードマップをやったり、それから水防とか整備計画でもいろいろお示しはしておりますけれども、そういう被害を軽減するための対策というのを排水ポンプ車も含めて、いろいろな形で今整備に取り組んできているところです。ただ、今の対策で十分であるとは思っておりませんので、今後新たな対策があれば、例えば土地利用の仕方とか、あるいは建築方式の対応とか、いろいろな対策があると思います。それは先ほどからお話に出ておりますように、我々国とともに県あるいは地元の自治体、特に流域対策につきましては地元の自治体が率先して、どういう対策を被害軽減対策としてとっていくのかというところは知恵を出していかなければいけないし、我々もそれに際して応援していかなければならないと思っております。

ですから、いろいろな対策がある中で、先ほどの例えば遊水地がぜひ必要だとか、ダムをどうするのかという議論は確かにあると思います。あると思いますが、じゃ吉野川に

とってそういう大きい、どれぐらいの水を想定するのかというのが1つありますけれども、 今の計画以上の、少なくとも整備計画以上の水が出てきたときに、どういった対策が有効 であるかと。遊水地というのも1つの対策方法であるけれども、それは1つの方法であっ て、それが吉野川でできるかできないのかという議論も含めて今後検討していかなければ いけないと思います。

○ファシリテータ

Aさん。マイクをお願いします。

○参加者(Aさん)

Aです。いわゆる総論としてのお話については、かなり同じではないかというふうにお 話を聞いて思いました。私が申し上げたいのは、そういうふうなテーマというのは、実は 先ほど山地さんは方針レベルの問題じゃないかというふうに言われましたけれども、そこ がちょっと違うところでして、私は決してこれは方針レベルの問題ではなくて、整備計画 レベルの問題であると。つまり、向こう30年間の吉野川の安全を確保するために必要不可 欠の問題であるというふうに考えています。それは、人命を損なわない、もちろん河川法 には環境を回復するということもあるわけですけれども、そういうテーマというのは30年 先の問題ではなくて、今日、明日からでも、もう既に現実の目の前にある問題なんですね。 だとすれば、これはいろんな問題が今あります。これは河川法という法律が、実は河 道に限定された、河道もしくはそれに付随的なものしか対応しないと想定されているがゆ えに、今言ったようなテーマに答えられないという見解があるというふうな、例えばそう いった法制度的な面であるとか、あるいは現実に土地利用がされている、つまり本来は遊 水地たるべきところにもう家がいっぱい建っているというふうな、現実にもう進行してし まっている土地利用に対してどうするのかといいふうな問題もある。これも従来は河川法 の枠組み外かもしれません。つまり、そういった問題が一つ一つ解決されていくことが、 実は整備計画の、今作ろうとしている整備計画の議論の中に入ってこないと、安全の向上 というのはないんですね。実はこれが、住民がかかわって計画づくりをしなければいけな い課題だと思います。

したがって、先ほど山地さんは方針レベルの問題だと言われたけれども、私は実は整備計画の議論の中にその計画づくりを取り込んでもらいたい。つまり、こういう形で吉野川の安全確保のために、従来の範疇から超えてであってもテーマを実現していくんだと。例えば、この素案の中に何か市町村との協議会とかいうふうな話がありましたね。あれな

んかをもっと、どのような内容で、どのようなテーマで、だれが構成して、いつからどういうテーマについて始めるのか、予算はどうするのかというあたりの議論を、ぜひ専門家も入れて議論したいなというふうに思います。どうでしょうか。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。事務局お願いします。

○河川管理者

山地でございます。私の説明が少し下手だったかもわかりませんけれども、方針レベルの水が次の段階で、今は何も検討していないということを申し上げたのではございませんで、いわゆる計画以上の大きいこういう水に対してはいろんなやり方、対策のとり方があると。今その中で、先ほど言いましたように1つは基本的には堤防を造っていくんですけれども、それ以外に流域対策であるとか被害軽減対策であるとかといったことを今説明申し上げました。それはまさに、先ほどからいろいろなご意見が出ておりますように、超過洪水対策であるとか総合治水という考え方の1つの部分です。全部とは言いません、当然。1つの部分をもう既に始めているということを私は申し上げたつもりだったんです。

まさにAさんが言われますように、整備計画の中にも書いていますように、今後そういった地域と協議会を作ってというのは、なぜそういうことをしなければいけないかというと、まさに言われたように、我々の仕事の対象外かもわかりませんけどという前置きがございました、まさにその部分がございます。ですから、例えば先ほどの土地利用にしても建築にしても、いわゆる建築につきましては建築基準法とか、例えば農地の利用についても農地法とかいろいろ分野があります。それから、一番には市街化ですね、家がいっぱい建っている、市街化調整区域とか市街区域が増えていると。その分の規制をかけるのも、これは都市計画法ですね。そういった法律に基づいていろいろ規制といいますか制限をかけていかなければ、まさにおっしゃるように、どんどんそういう低平地に家が進出していく、財産が進出していくということになるわけです。そういった部分を我々も当然協働して連携をして、我々の持っているデータとか考え方とか、あるいは国の方針とか補助のあり方とか融資のあり方とかいろいろあります。それをどんどんご提供して、議論していかなければいけないと思っております。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

○参加者(Aさん)

提供はいつされますか。

○ファシリテータ

提供の時期ですね。

○河川管理者

すいません、山地でございます。例えば既に御存じかもわかりませんけれども、飯尾川の内水対策で今ポンプは国が造っておりますけど。それと同時に、この事業というのは、そういうポンプを造るというハード対策だけではなくて、ソフト対策も一緒に進めなさいということになっております。そういった中で、今土地利用の規制といいますか、例えば開発があった場合に、地方自治体として、地元の市あるいは町として何ができるのか、県としてどういう規制がかけられるのか、検討していただいております。ですから、それはいつからということであれば、その市町によって、そういう協議会を設けられて始める時期によってですが、既にそういうことで取り組んでいる、例えば吉野川市とか石井町とか徳島市ですね、そういったところは検討されているということは事実でございます。

○ファシリテータ

よろしいでしょうか。Dさんの方の質問の件はもうよろしいですか。 では、お手が挙がっておりますのでお願いします。

○参加者 (Pさん)

徳島市のPと申します。関連の話なんですが、今山地さんがおっしゃられたことは、とても私もいいなということを思ったんですが、ただ先ほどの計画課長の方がおっしゃられたこととちょっとオーバーラップしまして。

というのは、一応上の方では、つまり上流の方の無堤地区に関して200 m³/sec、そのあたりは下流の方で考慮しているという話でしたが、上流の方ではいわゆる遊水機能を持たすようなことはなかなかできないのだと、今のこの案なんだということをおっしゃられて、もしそれでなくて異論、提案があれば出してくださいというお話だったんですけれども、本当にそれを提案の対象に上げていただけるのか。つまり、そういったような、この計画の中でそういうことを検討するようないわゆる枠組みというのを作ろうとされている、ただ単にそれは口先、いわゆるこの場面だけの話で言っているのかというような問題があると思うんですね。

実は私自身、上流の方、確かに上の方が下手に整備されればされるほど非常に問題が出てくるということはあるかと思います。ここでのお話は、つまり無堤地区をなくすという

こともさることながら、いわゆる堤防の作られ方、あり方、位置というのはかなり大きな 課題になろうかと思うんですね。この案が、今の案だけが本当にこれが正解なのかどうか、 妥当なのかどうか。まさに今山地さんがおっしゃったように、いわゆる土地使用の問題、 農地も休耕田もたくさんある、さまざまな課題が、つまり遊水地としても、いわゆる堤防 の位置を少しでも変えることによって遊水機能を持たせるような堤防ができるのではなか ろうかと、そういったことを素人なりに考えることができるわけなんですね。

つまり、何かといったら、今現在の案が本当にそれがベストな案なのか。これから今 幾つかの、縦の関係が横につながる連携を持って、また地域の住民からの理解を得るとい う形にすると、少なくとも今よりかいい案ということも当然あり得るということが考えら れると思うんですね。そういったときに、本当に、ではそれは住民がいい案を出してくだ さいよと、それが本当のいわゆる行政が言う内容か、むしろそれでなくて、たたき台とし ての複数案ということが、やはり住民とのいわゆる対話、地域の参加を求めるにおいては 必要ではないかと。そうすると、行政も幾つかの選択肢だったらこうしようよという話が できると思うんですね。ですから、そういった複数案がやっぱり成り立って、いろんな幾 つかの行政の方々、担当の、いろいろ法律が横断するわけですけれども。まさにこれから 超過洪水とか地球温暖化から何から、いわゆるこれまでの想定外のことを考えなければい けないといったときに、今の案がベストということはなかなか考えにくい。

ですから、そういった複数案が制度の中でちゃんとあって、それをベースにしながら 住民の人たちがかかわっていける。つまり、複数案をちゃんと出せるような枠組みという のが必要ではないかと思うわけなんですね。そうしないと、山地さんがおっしゃられたこ ととなかなか連携しないと思うんです、原案がね。そのあたりのことはどうでしょうか。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。今の件、事務局の方へお願いします。

○河川管理者

山地でございます。堤防の位置の考え方ということでございますけれども、先ほど冒頭でうちの課長の方から、吉野川の堤防の位置の考え方、設定の仕方の基本的な考え方というのはご説明したとおりでございます。今のご意見を聞いていると非常に、私も地元の方のご意見を聞きながらいろいろ決めていくということは、それはそれでいいことだと思っておりますけれども、一番初めの整備計画をご説明したときも同じようなお話がございまして、その中でも一応ご回答しておるんですけれども、そういった、ここの箇所はこうい

った案がいいのではないだろうかというようなことがあれば、既に例えば加茂第二箇所、 三加茂町、今の東みよし町につきまして検討をしてご説明を申し上げたところです。そう いったこともございますので、ここの地区についてはこういった方法もあるではないかと いうようなことがございましたら、私の方でも検討させていただきたいと思います。

それと、先ほどから出てきております温暖化とか、いろいろな将来想定される流量増につきましても、今の段階、整備計画の中では入ってないといいますか、むしろ、これも前々からご説明していますように、川の状況とかそういう社会の状況とかいろんな状況が変わるというのが想定されるということを整備計画の中にも、第4章の各項目の中にも書かせていただいております。そういったことにつきましては、今後そういった状況の変化があれば、中身を検討して見直していきたいと書かせていただいております。

先ほどから出ております温暖化の話につきましても、先ほどお話を少し他の者からさせていただきましたけれども、例えば海面上昇ということにつきましても、御存じかと思いますけれども、温暖化に関する政府間パネル、IPCCの答申が今年の3月に出ておりますが、それによりますと世界的な海面上昇が最大で60cmぐらい、59cmですね。60cmぐらいと言われておりますが、これは世界的なレベルから見たものでございまして、国内で当然勉強はやられておりますけれども、そこまで、例えば吉野川付近でどれぐらいになるのかというのは、今のところまだはっきりしておりません。それは、先ほど計画課長も言いましたように、国交省の中の社会資本整備審議会の中でも諮問しまして、今検討を急いでいるところでございます。そういった事情もございまして、今後そういう具体的に技術的知見とか、あるいは新しい予測手法とかそういったものが、IPCCの方もまた第5次報告をやるということ、5年後ぐらいでしょうけれども、やるということを言っておりますし、その中ではある程度具体的な数字が出てくるのではないかと思いますが、もっと精度の高いものが、そういったことを踏まえまして、今後我々も検討をしていきたいと思います。

○ファシリテータ

Pさんからの質問の中で、最後の方にたたき台についての複数案、これを考える枠組みという質問がありましたが、これについてもお答えいただきたいと思いますが。今は堤防の造り方、あり方の説明があって、それ以外に一番最後に、住民からの提案だけでなくてたたき台としての複数案、こういったものについてコメントをいただきたいというのがありましたので。

○河川管理者

ご意見どうもありがとうございます。河川計画課長の岩男です。複数案という言われ方でございましたけれども、すいません、我々はきちんと案という形で複数案をお示しできていないかもしれませんが、今ご説明をしているのは、例えば無堤地区の対策において、上流地区で何も整備せずに遊水地として置いておけば200 m³/sec、下流に対して200 m³/secしか効果がありませんという言い方をしておりますけれども、それは1つの案、考え方だと思いますし、無堤地区の対策が重要ですので堤防を閉め切っていきます、ということで今お示しさせていただいているのが我々の案でございます。

それから、もう1つ。先ほど輪中堤の話がございましたけれども、ちょっとどなたか忘れましたが、Pさんですかね、休耕田の話とかもう既に土地利用されていないようなものがあるような部分に対しては、確かに全部を閉め切って守っていくというのではなくても、ある程度遊水効果を残しながら守るべきところを守っていくというようなことで、輪中堤みたいな提案もさせていただいております。それが全部最終形になって確かに出てきていますので、複数案としてなかなか見えないというところはございますけれども、我々としても最終案、今お示ししておりますけれども、その前段の検討をなおざりにしているわけではなくて、そういった検討の中で一応検証しながら、こういう案がいいのではないかというご提案をさせていただいております。

ですから、ちょっと複数案という面では確かにわかりにくいかもしれませんけれども、中身をよく理解いただいて、今言いましたように、もっといい対案があるということであればぜひお聞かせいただきたいと思いますし、そういったものについてもきちっと検討をして、結果もお示ししていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○参加者(Mさん)

いいアイデアがあります。

○ファシリテータ

すいませんが、お名前とおところとお願いします。

○参加者(Mさん)

徳島市大原町、Mと申します。いいアイデアがあります。それは、案を作る場を作ることです。それを整備計画に入れることです。ぜひ、今日は意味ある応答というキーワード

が、前回澤田さんも来ていただいて、僕たちで真面目にお勉強会をして、意味ある応答がなかったままでは、今日、やれ洪水だという話じゃなくて、平成16年のことを1つのテーマにして、それをモデルにして検討するという、そこから内水面の被害が3000戸もあるんだという事実の検討が、それに比べて。いや、200戸が少ないという意味じゃないんですよ。3000と200だという事実を言ってくれました。こんなのはすごくいいテーブル、議論がわかりやすいですよね。やれ150年だという話じゃなくて、そういうことを上げたし、岩男さんからはダムだ堤防だで閉じこめるんじゃなくて総合型の治水だなんていう言葉も言っていただきました。非常に意味ある応答だと僕は思っています。

それと、協議会の案なんかもちらっと言葉として出ていたように思います。そして、山地さんかな、副所長さんも今後検討したいと、だんだん話が具体的になってきて、その具体的なことをストップする要因も見えてきました。それは県の予算だとか、それは農水省だとか、それは市だとかということですよね。では、その方も来ていただけるような小グループなり、オープンフォーラムをすればいいんです。

そのアイデアは、澤田さんたちもそれはそうだねと、僕は思っていただいたと思うんですが、我々の開いた車座会議の席でも相当な合意形成として、みんなが大いに納得できたと思うんですね。ぜひ今後検討したいと思いますと終わるのではなくて、そういう場づくりを入れるということを整備計画にぜひ入れてほしいんです。案はまだなくていいと思います。その案を作る場を作るんだということだけも整備計画に入れることを僕は提案します。いかがでしょうか。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。今のご発言は治水安全という格好からの案を作る場の提案ということでしたので、事務局の方へコメントをいただきたいと思います。

ちょっとお待ちください。どうぞ。

○河川管理者

ご意見どうもありがとうございました。今回は治水・利水の話ですので、仕組みの話についてはまた1月27日に議論させていただければと思うのですが、当面は、今いろいろ言われておりますけれども、とりあえず行政の面から言えばなかなか、河川法に基づいてやっている河川整備計画ですので、その場に他の方を招いてきてやるというのはなかなか困難であると思っておりますし、また今の枠組みというか今のやり方の中で、治水・利水とか環境・維持管理の面とかでなかなか今まで意見を徳島の会場ではいただけていなかった

ということで、こういうやり方をさせていただいておりますので、このやり方を続けさせていただきたいと思っております。

○参加者(Mさん)

このやり方をまだ続けますか。今のこのやり方を。

○河川管理者

当面はということです。

○参加者(Mさん)

当面は。あと何回ぐらい。

○河川管理者

とりあえず仕組みの話については1月27日に議論させてください。

○ファシリテータ

お手が挙がっています、どうぞ。

今ちょっと、当初予定は17時でしたが、1時間もう既に延長に今入っておって、あと終了予定時間まで10分ぐらいになりますので、あとご発言の予定がある方はちょっとお手を挙げていただけますでしょうか。わかりました。

では、今お手が挙がった方からお願いします。

○参加者(Qさん)

徳島市のQと申します。ちょっと簡単にお尋ねします。

先ほど担当課長の方から森林の効果についてご説明がございまして、その中で各関係機関と協議しながら進めておりますという言葉を聞きまして、非常に私は期待を持って聞かせていただきました。今まではその件に関しては、実をいうとけんもほろほろだったんですよね、森林の効果なんてないよということで。ところが、協議しておりますというふうにお聞きしました。ところが、その協議の対象機関が国交省の中だけでは実は全然役に立たないと思っております。農水省を巻き込んだ省庁横断的な本当の専門機関での協議をするということが効果的なのではないかと思っていますので、各機関と協議していますということの具体的な内容をちょっとご説明いただきたいと思います。

○ファシリテータ

はい、具体的な協議の状況あるいは内容をお願いします。

○河川管理者

河川調査課長の井上です。部分的に協議をしているところもあるかもしれないですけれ

ども、今後の具体的な取り組みということでお話ししたいと思います。あと、森林の機能というよりも、今後どのように森林を保全していったらいいかという議論になると思っておりますけれども、その具体的な場としては、砂防治山地方連絡調整会議というものがありまして、そのメンバーとしては国土交通省だけでなくて、林野庁であるとか徳島県あるいは高知県の関連部署が入っている協議会なんですけれども、このような場で、先ほどお話ししましたように森林については治水上も重要であるという理解を得て、共通認識を得て、森林保全の取り組みを具体的に進められればと考えております。よろしくお願いします。

○ファシリテータ

今、いいですか。

○参加者(Qさん)

問題なのは、昭和46年以前に設立と書いていますが、実はこれは40年近い前の組織なんですね。こういうのを挙げられて、40年間一体何の研究をなされておったのかなということを、実は疑問に思います。最近になって、新たにやはり森林を評価しなきゃいかんということで設立されたのであれば、前を向いているなという感じがするんですけど、40年前の組織を今持ち上げられて、それでやっていますよと言われたのではちょっと不安が残ります。ですから、もう少し、その辺は具体的に森林を評価するといういろんな研究事例も出ていますから、それを真剣に取り上げて、40年前の組織じゃなくて、最近組織を活性化させて、実際の本当の効果ということを検証するような活動をしていただきたいというふうに考えております。

○ファシリテータ

はい、わかりました。今のについて。

○河川管理者

四国山地砂防事務所の事務所長をしております石塚と申します。今、井上課長の方から 説明した内容ですけれども、こちらは名称にありますように砂防治山地方連絡調整会議と いうことで、私どもが所管しております砂防事業と林野庁の方で所管されております治山 事業、そういったことの事業調整という目的で、もともとおっしゃられましたように昭和 46年以前から設立しておった組織ということでございます。それで、河川整備計画をきっ かけとしまして、こういった森林整備ということが今議論になってきておりますので、も ともと協議をする場があるということで、それを活用して、今後河川整備計画に森林がど ういった観点から寄与できるかというようなことも含めて、そういった目的についても今後を含めてやっていこうと、既存の協議機関を活用していこうということで、このような 枠組みを我々は今考えておるということでございます。

○ファシリテータ

はい、よろしいでしょうか。

この関連ということですか。では、後ろの方。

○参加者(Rさん)

吉野川市のRと申します。先ほどMさんが、各関係機関とか学識者であったりとかいろんな方が参加して、いろんなものを、これからの取り組みを考えていく場を作ろうということに対して、課長が河川法の枠組みの中ではそれができないというか、限界があるというふうなことを言われたと思うんです。しかし、現実に淀川なんかは学識者と住民とが一緒になって流域委員会を作って、さまざまな取り組み、それから整備計画の内容を具体的に話し合っている場があると思います。

河川法ではここまでしかできないというようなことがあるのであれば、吉野川流域の全住民と国交省さんの方とで、先ほど言われたように案を出しながら、その限界まで、できるところまでやるべきじゃないかなと思います。僕も同じフォーラムをぜひ提案したいなというふうに思います。

○ファシリテータ

先ほどの案を作る場の関連意見ということでありましたので。はい、お願いします。

○河川管理者

すいません。誤解のないようにちょっと申しておきたいのですけれども、学識者の方については、御存じのとおり学識者会議という取り組みを今我々の方でもやっております。 私が先ほど申し上げたのは、関連する行政機関の方ですね、農水とか林野とかそういうふうなところとは、例えば整備計画ができたときに仕組みとして、最初にご説明したかどうかちょっとわからないのですけれども、協議をすることにはなっておりますが、場に出てきて議論をしてということは、うちからは強くお願いできないという意味で、限界があると申し上げたまででございます。

できれば、そういった議論も含めて、今日は治水・利水でまだお待ちになっている方も いらっしゃいますので、できれば1月27日にさせていただければと思っております。

○ファシリテータ

先ほど私の方から、ほぼ時間が近いということでお手を挙げていただきました。先ほど、 実は8名から9名の方が挙げていただきました。現時点で、あと何名ぐらいの方がご発言 いただけるでしょうか。

○参加者 (Mさん)

今のこの流れでしゃべらさないと。

○ファシリテータ

では、ちょっと確認だけ。

○参加者 (Mさん)

言っている間にしゃべれるよ。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

そうしますと、今七、八名いきますと、やっぱりあと1時間以上はかかります。1度、 今の話が途中だというのは私も認識しておりますので、この件の場の話だけ少し簡単に意 見を交換したいと思います。その折に、一応本日は18時までの時間が来ておりますので、 この延長あるいは再開等々について1回事務局の方へ振ります。

どうぞお願いします。

○参加者(R さん)

各関係機関の方には強くお願いできないというふうにおっしゃったんですけれども、ちょっと僕はその仕組みがよくわかっていないので、なぜお願いできないのかなというところを説明していただきたいのと、やはり各関係機関とか、本当にあらゆるところが同じ場に集まって知恵を絞らなければ、やはり地球温暖化の問題も解決できないというふうに思います。やはり30年間の本当に、僕たちの子供、それからその先の子供たちに手渡す吉野川のことですので、是非それをやっていただきたいというふうに思います。

○ファシリテータ

今、特にこの場について、場のあり方について議論がありました。恐らくこの議論はまだまだこんなものでは終わらないというふうに思います。一応、先ほど申しましたように今日は治水・利水でございます。次回が環境・維持管理、その次にその他・全般という格好で、まさにその議論が行われるかと思います。今まだこの時間で、あと七、八名の方がいらっしゃいますが、一応これをやるとするとかなりの時間がかかると思いますので、開催について、この会の閉会あるいは次回等々について事務局の方へ、ちょっとこの会の

あり方について振りますので、お願いいたします。

○河川管理者

副所長の熊岡です。まだ大分ご意見、手を挙げられていまして、なかなか終了しないような状況だと思います。この場につきましては一応18時で終了させていただきまして、まだ残った意見があると思いますけれども、その対応につきましては後日発表させていただきまして対応を決めたいと思います。そういうことでよろしくお願いします。

○ファシリテータ

事務局の方からそういう話がありました。まだ今日発表で時間がとぎれた方がいらっしゃいます。後日発表ということについては、ちょっとどういうふうな内容か、あと少し触れていただけますでしょうか。

○河川管理者

内容につきましては、記者発表のような形をとって皆様に周知したいと考えております。

○参加者(Rさん)

次、全般はできないですか。

○参加者(Dさん)

追加開催ということですか。追加するということですか。治水・利水について追加開催 ということですか。

○ファシリテータ

検討の内容がどういうことかということでしょうか。

○河川管理者

追加開催の話でしょうか。それも含めまして、どういう対応をするか検討の上、また発表させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ファシリテータ

では、ちょっとまた。はい、どうぞ。後ろの方から。

○参加者 (J さん)

追加開催を含めて検討ということなんですけれども、もし仮にホームページとかそういう意見を聴くだけになってしまっては、本当に元も子もないので、是非追加開催の方で検討というか、是非お願いしたいと思います。

○ファシリテータ

はい。どうぞお願いします。

○参加者(Dさん)

すいません。追加開催は当然なんですけれども、意見があるんですから。次の発表をされても、本当にまた今の8名の方が来られるかどうかといったら、これは疑問なわけです。 仕事できているわけではないので。こういう失礼な対応を何回も繰り返すというのは大変侮辱を感じます。ちゃんと本当に議論ができる場を設定していただかないと、これはいつまでたっても。あと何回引っ張られれば意見がちゃんと言えるんでしょうか。そこら辺をもう何回も何回も要望もしてきていますし、私たちもつき合ってきたわけですけれども、これ以上犠牲を払って何回も何回も足を運んで、それでまた次はどうなるかわからないというようなご返答では納得しかねます。

それで、今の森林の問題も、学識者の方がいらっしゃらない、データをお持ちでないというようなお答えでは全くお話になりません。治水・利水について専門的な話ができないのなら、何回こんなことを開催しても、整理ができているかどうかさえ材料をお持ちでないというようなことは納得しかねます。吉野川の流域の8割が森林なのですから、そういうことのデータはしっかりお持ちになって、専門家の方が来た上で議論をさせてください。でないと、何回も何回もこのまま私たち、また時間をかけて引っ張られて、お仕事で来ている方は結構ですけれども、私たちは本当に自分の時間を割いて来ているわけですから、ちゃんとしたご返答をお願いいたします。記者発表をいたしますでは、また呼んでやるから聴けということでは納得いきません。

○ファシリテータ どうぞ。

○参加者(Eさん)

Eです。森林の問題がやかましく言われておりますけれども、河川の以前の問題として 治山というのは非常に大事だということは皆さん御存じのとおりと思いますが、昭和30年 に森林就労者が51万8725人おったのが今は6万7153人、徳島県は1万987人が846人と、も う全国的には現存率が11%であるにもかかわらず、徳島県は7%しか残っていない。これ は国交省さんだけでなしに、こういう場に農水省さんの方も一緒においでて協議をしてい ただくと、こんなことができるかできないか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それともう1点。今、計画課長さんがおっしゃった曲輪の問題ですね。ああいうものは 概念としては、輪中、曲輪は周囲を囲い立てたわけですね、昔は。そんなことをやられた ら、この狭い土地はもうにっちもさっちもいきませんわね。川内町には2カ所程度があり、 それから10cm、20cmというのはもう40カ所ぐらいあります、この徳島市だけでもね。だから、そういう点から考えて、本当に輪中をやる気かどうか、もう一回お聞かせいただけたら。402km²もあるような濃尾平野のゼロメートル地帯とここは違うんですから、この徳島の地にそんなものが、皆が得手勝手に、ほならわしは堤防で囲うんじゃと、こんなことをやり出したら、もうこれはきりがありませんので、そこらのところはひとつよろしくお願いしたいと、以上でございます。

○ファシリテータ

Eさん、ありがとうございます。一応質問は今承ったということで、ちょうど今この時間が、この会の開催等々をどうするかということでございますので、一応それは承ることだけにさせていただいて、先ほどこちらの方から議論があった、この会をどうするのかというところについて、もう一度事務局の方へ振らせてください。

○河川管理者

今回の第3クールにつきましては、記者発表をしておりますとおり、徳島市会場につきましては3回に項目を分けてやっていくということで発表させていただいております。それで、基本的にはその順番でやらせていただきたいと思います。今回追加するかどうかは、先ほども言いましたとおり、この場では即決できませんので、検討させていただきまして、皆様に必ず伝わるような形で発表させていただきたいと思います。

○ ファシリテータ

マイクをお使いください。

○参加者(Aさん)

徳島のAです。今お答えになったので、ちょっとひっかかったんですが、今回は第3クールですね。3巡したところで一応意見を聴く会はおしまいということではなかったですかね。つまり、議論が残っていれば当然何度でもやる、そしていいものを作るということで開かれているわけですから、少なくとも治水・利水の利水なんてまだ一言も言っていませんよ、今日は。それで、まだ意見が残っているのがわかっているのに、まだどうするかわからないというお答えがちょっと僕はぎょっとしました。当然ながら、次をやることはもう想定されていると思ったのは間違いですか。

ただ、問題は同じ形でやるのか、それともどういう形でやるのかというところで、も う既に議論に入っているわけです。ですから、少なくともやるかやらないかということで ちょっと変なお答えをされると私も困るわけでして、どういう形でやるのかということを 含めて次の宿題にしてもらいたいのが1つと、今日出てきたことについて、作られたデータを持って答えるとかいうふうなことについては、これは当然ながら今日の延長、つまり宿題としてぜひやってもらいたい。

○ファシリテータ

宿題として、この会の開催とか今日の意見の扱い方ということでしたが。 はい、お願いします。

○河川管理者

徳島河川国道事務所長をしております佐々木です。治水・利水ということで、今日は大変貴重なお時間をいただいて、皆さんにお集まりいただいたところであります。様々な意見が出ました。私どももできる限りの対応をさせていただいたつもりでおります。ただ、時間が足りなかったという意見もございますし、さらに言い足りないという方もまだまだ残っておられます。ただ、この場で次の会に向けて何をどうするかということを申し上げるということには、大変申しわけないんですけど、今現時点で即答できる状況ではございません。ぜひ意見の残っておられます方については、ペーパーもございますので、それも出していただいて、なおかつ今日全体の状況ですとか、まだ現実に意見を出したいという方が残っているという状況を踏まえて、私どもの方で次にどういう形で対応するかということを、記者発表を通じてご報告したいと思っております。ご不満は多々あるかと思いますが、どうぞご理解いただきたいと思います。

○参加者(Kさん)

所長さんのお言葉、まことに恐れ入ります。担当者としてはそのとおりだと思います。今おっしゃった中で、私どもNPOが公文書で直接お伺いしてご意見を申し上げた、その文書の回答が、一般の意見とともに取り扱わせてもらいます、それのご返答は今進行中の会議の内容もありますので、直接個人の意見としての取り扱いは控えさせてもらいますと、それはペーパーでこの意見を出した場合に。ここであったら、今日は本当に国交省さんの皆さん、ご返答なりお考えのことなり、スムーズに私たちの意見に向かい合って返答いただいてありがとうございますというのは、先ほどまで私はそう思っていました。私はずっと聞いて何にも質問として、なかったです。今所長が言った回答の分とか残りの意見の分をペーパーで出せと、その意見一言に、私は公文書できちっと意見としてお伺いして対面して出した文書の返答がそれです。返答がそれで文書を出したときに伺えるかというのが全然理解ができない中で、それで解決しようということだけは避けてください。いかがで

すか。

○ファシリテータ

はい、お願いします。

○河川管理者

佐々木です。先日いただきました文書につきましては、治水・利水という事柄以外についても多岐にわたる内容でありましたので、治水・利水、これから環境・維持管理、その他・全般についての議論の場がございますので、整理する時間も非常に制約があったということもあるんですけれども、そういう中で整理できているものから順次お答えをしていきたいと思います。

なお、今ご意見を出していただきたいと言いましたのも、あらかじめ意見を知ることによって、また今後どういう形でご意見をお返しするかということがありますけれども、私どもの方としてもきちっと準備をして適切な対応ができるかと思いますので、できれば、これはもちろんできればということでありますけれども、ペーパーでお出ししていただいた方が確実な対応がしやすいと、そういう意味でご提案をさせていただいたところであります。

○ファシリテータ

一応、今この次の会の話ですね、その返事とか回答ということですが、回答についても う一度、再確認をお願いいたします。そこのところで少し皆さん、ご不満を持っていらっ しゃいますので。

○河川管理者

佐々木です。次の会の開催については、先ほど申し上げましたとおり、多々まだご不満があるというのはご承知しておりますし、まだ意見について残っているというのも承知しておりますけれども、追加開催するかしないかも含めまして内部検討させていただいた上で、後日、記者発表という形で周知させていただきたいというように思っております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ファシリテータ

進行役を務めさせていただいていますコモンズの喜多と申します。この状況で、皆さん まだ意見を言い足りない、意見交換が不十分だと認識されていることは十分承知していま す。とはいえ、もう予定時間を1時間延長して、もう6時15分ぐらいになっていますので、 この会をこのまま延長するということも現実的にどうかという判断をしております。進行 役としては、事務局の方にこの状況を踏まえた上で追加開催という適切な処置をしていた だけるように、改めてお願いはしておきたいと思いますので、その点でご理解いただけれ ばと思います。

方法についても、とりあえず今回3回の場の設営が公表されていますので、できれば 先送りしたというふうに思われているかもしれませんけれども、3回目のときに。

その是非についての議論も含めて、改めて3回目の、1月に準備されていますので、そこでじっくりと意見交換をしていただければと思います。順番につきましては私どもの提案ではなくて、事務局の方から出てきたもので。

○参加者(Sさん)

すいません、いいですか。コモンズさんに一言。森林のときに、参加者の方から80%どうのこうのという話が出て、あちらの方は、私どもでは確認できておりませんとはっきりおっしゃいましたよね。そしたら、こちらの方もどんなふうなとおっしゃったら、それは私自身が思っていることで、ではその数字は下げさせてもらいますとおっしゃって、では実際はどうなんですかともう一度質問をしたときに、私どもの方では確認できておりませんと同じ答えだったんです。8割、80%の流域が森林であることですとおっしゃっていて、よその河川とは状況が違いますということもおっしゃっていて、それで、では森林に対して今の状況はどういうことなんだろうという質問をしたときに確認できておりませんという言葉では、この会自体が、コモンズさんはそのことに対してすごく不手際だとは思われませんか。では、責任者を同じような会場に一同介して聞けるような場を設定したらどうかというような提案をすれば、それはできないとおっしゃったんですよ、今。そのことに関してはいかがでしょうか。

○ファシリテータ

基本的に、皆さん方がそういったご不満とか会の進め方についてのご意見があるという ことを踏まえて、改善できる方策を私どもなりに考えた上で事務局の方には提案していき たいとは思っております。

どうぞ。

○河川管理者

すいません。8割がどうのというお話なんですけれども、意見で出された8割の話については、農水省の事業がどこまでできているかについて8割だとおっしゃっていて、それについては農水省の事業についてはこちらでは確認できていないというお話をして、山林

の面積が8割であるかどうかについては素案の5ページにグラフをつけておりますので、 素案の面積は8割であると、農水省の事業がどれぐらい進んでいるかについては確認でき ていないとお話ししたので、その辺はちょっとお取り違え、意見された方のお取り違えだ と思っています。

○ファシリテータ

一応それらを含めて、まだいろいろ意見の交換する時間が足りないのだろうなという ふうに思います。

具体的に、この具体の議論はまだあともう2回ありますし、今日のその話について、今ちょっと事務局の方へ聞いておりますので、具体の個別の議論については少しお控えいただきまして、もう一度ご確認をいただきたいと思いますので。先ほどこちらの方からは、この場ではなかなかまだ難しいけれども、それを報告したいというふうなことが回答でございました。もう一度、それについては変わりございませんか。会の開催ですね。

○河川管理者

副所長の熊岡です。今日、まだ手が挙がっているだけでも8名の方が意見を言えていないとか、あと議論が、意見交換ができていないということはコモンズさんの方からも指摘されておりま。ただ、ちょっとこの場で即時追加開催するかどうかということはすぐには言えないですけれども、その辺はきちっと検討しまして、周知させていただきたいと考えております。

○ファシリテータ

どうぞ。マイクを。会の開催等々についてのことでお願いします。

○参加者(Tさん)

徳島のTと申します。所長さん、それから副所長さん、偉い人が皆さんそろっておるんですから、ちょっと休憩をとって、次の開催をどうするかという前向きなご返事をいただくように、ほんのちょっとでも相談してもらって、そして提案していただいたらどうでしょうか。

○ファシリテータ

今日の進行はコモンズがしています。今日のこの状況は十分把握しております。そういったものを出した上でですね。一応今日は、今時間が実はもう過ぎてしまって、まだ時間が足りない、あるいは検討の場という格好があります。同時に、事務局の方からは少し検討させてほしいということがあります。私どもコモンズの方は、今日の状況を判断した上

で意見書を出してみます。そういう格好でお納めください。いいですか。

いろいろご意見ありますけれども、一応ここは預からせていただこうと思います。一応 コモンズの方からは今日の状況を見て、私どもなりの意見を出させてもらうことをお約束 したいと思います。それを事務局の方へ預けさせていただいて、誠意のあるご回答をいた だきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

では、今日の進行はここまででございますが、コモンズがさせていただきました。どう も本当に皆さん貴重なご意見があったかと思います。では、これで事務局の方へマイクを お返しします。

7. 閉会

○河川管理者

澤田さん、どうもありがとうございました。

本日は熱心なご意見、まことにありがとうございました。本日いただきましたご意見等は十分に尊重し、今後の吉野川水系河川整備計画にできる限り反映していきたいと存じます。また、本日、配付資料の中に意見記入用紙を準備させていただいておりますので、本日ご記入の方は出口を出ましたところに、受付のところに意見回収箱を設置してございますので、そちらの方にご投函をよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして「第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会(下流域)徳島市会場/治水・利水」を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

〔午後 6時27分 閉会〕

※注 マイクを通していない発言については、速記録に掲載していない場合があります。